

統計資料編 目次

環境行政全般

1	平成 20 年度環境保全関連施策	1
2	平成 19 年度環境保全関連施策の監視・測定結果	9
3	酸性雨モニタリング調査結果	14
4	環境アドバイザー名簿（平成 20 年度）	17
5	平成 19 年度環境関係調査研究一覧	18

自然環境関係

6	ふくしまレッドリスト（植 物）	21
7	ふくしまレッドリスト（昆虫類）	23
8	ふくしまレッドリスト（鳥 類）	24
9	ふくしまレッドリスト（淡水魚類）	24
10	ふくしまレッドリスト（両生・爬虫類）	24
11	ふくしまレッドリスト（ほ乳類）	24
12	自然環境保全地域一覧（平成 20 年 12 月 31 日現在）	25
13	緑地環境保全地域一覧（平成 20 年 12 月 31 日現在）	26
14	野生動植物保護地区一覧（平成 20 年 12 月 31 日現在）	26
15	自然環境保全地域及び緑地環境保全地域位置図	26
16	自然公園の指定状況（平成 20 年 12 月 31 日現在）	27
17	自然公園の利用状況	28
18	自然公園等の許可・届出処理状況（平成 19 年度）	28
19	自然保護指導員等の配置状況（平成 20 年 12 月 31 日現在）	28
20	県立自然公園指定植物一覧	29
21	平成 18 年度の主な鳥獣の有害捕獲数	29
22	狩猟者登録件数の推移	30
23	自然公園等施設整備状況（平成 19 年度）	30
24	裏磐梯ビジターセンターの利用者状況	31
25	風致地区一覧表（平成 20 年 3 月末現在）	31
26	都市公園整備状況表（平成 20 年 3 月末現在）	32
27	緑地協定締結状況表（平成 20 年 3 月末現在）	34

廃棄物関係

28	地方振興局及び郡山市・いわき市別浄化槽設置状況 （平成 19 年度末現在）	35
29	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可 （法第 14 条第 1 項及び第 2 項、法第 14 条の 4 第 1 項及び第 2 項） （平成 19 年 4 月 1 日現在）	36

30	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の変更許可 (法第14条の2第1項、法第14条の5第1項)(平成18年度実績) ……	36
31	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出 (法第14条の2第3項、法第15条の5第3項)(平成18年度実績) ……	36
32	産業廃棄物処理施設の設置許可(法第15条第1項) ……	37
33	産業廃棄物処理業者・処理施設設置者に対する 行政処分(許可取消し)件数 ……	39
34	不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業実施状況 ……	39
35	都道府県別不法投棄件数・投棄量(平成10年～19年度) ……	40
36	自動車リサイクル法に係る登録・許可の状況(平成20年3月31日現在) ……	41

化学物質関係

37	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準について ……	42
38	環境ホルモン調査対象化学物質一覧 ……	43
39	平成19年度ダイオキシン類一般環境大気調査結果 ……	44
40	平成19年度ダイオキシン類発生源周辺環境大気調査結果 ……	44
41-1	平成19年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(河川)調査結果 ……	45
41-2	平成19年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(湖沼)調査結果 ……	46
41-3	平成19年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(海域)調査結果 ……	46
42-1	平成19年度ダイオキシン類地下水調査結果 ……	47
42-2	ダイオキシン類汚染井戸周辺地区調査結果 ……	47
43	平成19年度ダイオキシン類一般環境土壌調査結果 ……	48
44-1	平成19年度ダイオキシン類発生源周辺土壌調査結果 ……	49
44-2	平成19年度ダイオキシン類土壌汚染範囲確定調査結果 ……	50
44-3	平成19年度ダイオキシン類発生源周辺環境調査結果 ……	50
45	平成19年度ダイオキシン類指標生物(水生生物)調査結果 ……	50
46	平成19年度ダイオキシン類煙道排ガス調査結果 ……	51
47	平成19年度ダイオキシン類廃棄物焼却炉等放流水調査結果 ……	52
48-1	平成19年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場 (周縁地下水)調査結果 ……	52
48-2	平成19年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場 (放流水)調査結果 ……	52
49	平成19年度ダイオキシン類産業廃棄物最終処分場 (放流水等)調査結果 ……	53
50-1	平成19年度環境ホルモン一般廃棄物最終処分場(放流水等)調査結果 ……	54
50-2	平成19年度環境ホルモン産業廃棄物最終処分場(放流水等)調査結果 ……	55
50-3	平成19年度産業廃棄物最終処分場の放流水等の調査結果 ……	56
51-1	化学物質排出実態調査(大気) ……	56
51-2	化学物質排出実態調査(水質) ……	56
52	平成19年度ダイオキシン類排出ガス自主測定実施状況 ……	57
53	平成19年度ダイオキシン類排水自主測定実施状況 ……	57
54	平成19年度ダイオキシン類ばいじん及び燃え殻等自主測定実施状況 ……	57

大気関係

55	大気汚染に係る環境基準の概要	58
56	大気監視測定局一覧（平成20年3月31日現在）	59
57	発生源測定局一覧（平成20年3月31日現在）	61
58	環境基準の達成状況の推移	62
59	二酸化硫黄濃度の測定結果（平成19年度年間値）	62
60	二酸化硫黄濃度測定結果の経年変化（年平均値）	64
61	二酸化窒素濃度の測定結果（平成19年度年間値）	65
62	二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	66
63	二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（日平均値の年間98%値）	67
64	光化学オキシダント濃度の測定結果（平成19年度年間値）	68
65	光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化 （昼間の1時間値の年平均値）	69
66	光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化 （昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数）	70
67	浮遊粒子状物質濃度の測定結果（平成19年度年間値）	71
68	浮遊粒子状物質濃度測定結果の経年変化（年平均値）	72
69	非メタン炭化水素濃度の測定結果（平成19年度年間値）	73
70	非メタン炭化水素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	73
71	一酸化炭素濃度の測定結果（平成19年度年間値）	74
72	一酸化炭素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	74
73-1	有害大気汚染物質モニタリング測定地点（平成19年度）	74
73-2	有害大気汚染物質モニタリングの結果（平成19年度）	75
74	一般環境アスベスト濃度調査の結果（平成19年度）	76
75	ばい煙発生施設届出件数等（平成19年度）	77
76	揮発性有機化合物排出施設届出件数等（平成19年度）	78
77	一般粉じん発生施設届出件数等（平成19年度）	78
78	ばい煙等の立入検査実施状況（平成19年度）	78

水質関係

79	水質汚濁に係る環境基準	79
80	水質環境基準の類型あてはめ一覧表	85
81	河川、湖沼、海域の水質環境基準のあてはめ状況 （平成20年12月31日現在）	90
82	窒素及びリンの排水規制対象湖沼	91
83	窒素及びリンの排水規制対象海域	91
84	阿賀野川水系の水質測定結果（平成19年度）	92
85	阿武隈川水系の水質測定結果（平成19年度）	93
86	久慈川、川上川、黒川の水質測定結果（平成19年度）	94
87	相双地区河川の水質測定結果（平成19年度）	94
88	いわき地区河川の水質測定結果（平成19年度）	95

89	湖沼の水質測定結果（平成19年度）	96
90	海域の水質測定結果（平成19年度）	97
91	水浴場の水質測定結果（平成19年度）	99
92	地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準	102
93	管内別特定事業場数及び排水規制対象特定事業場数（平成19年度）	103
94	業種別特定事業場数及び排水規制対象特定事業場数（平成19年度）	106

土壌関係

95	土壌の汚染に係る環境基準	107
----	--------------	-----

騒音・振動・悪臭関係

96	騒音に係る環境基準	108
97	騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例による騒音規制の概要	109
98	騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく 工場・事業場に係る騒音規制基準	110
99	騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく 特定建設作業騒音及び騒音指定建設作業騒音に係る勧告基準	110
100	工場・事業場に係る振動規制法に基づく規制基準及び 県振動防止対策指針に基づく基準	110
101	建設作業に係る振動規制法に基づく規制基準及び 県振動防止対策指針に基づく基準	111
102	騒音規制法に基づく地域別の騒音特定施設設置状況 (平成20年3月31日現在)	111
103	振動規制法に基づく地域別の振動特定施設設置状況 (平成20年3月31日現在)	111
104	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の実施状況 (平成19年度)	112
105	平成4年中央公害対策審議会中間答申及び平成7年 中央環境審議会答申において示された許容限度設定目標値	112
106	騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度	113
107	振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の要請限度	113
108	福島空港周辺の水質測定結果（平成19年度）	113
109	県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜営業騒音の規制概要	114
110	県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機の使用基準	114
111	うつくしまの音30景	115
112	悪臭防止法に基づく規制対象物質	116
113	県内の悪臭防止法による悪臭の規制	117
114	県悪臭防止対策指針に基づく基準	117
115	環境汚染を伴う事故の発生件数の推移	118
116	公害防止管理者等選任届出の状況（平成19年3月31日現在）	118

公害対策関係

117	工場立地件数	119
118	公害の種類別苦情件数の推移及び構成比	119
119	公害の発生源別苦情件数（平成19年度）	120
120	典型7公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数の推移	120
121	典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比	121
122	地区別公害苦情件数の推移及び構成比	121
123	公害苦情処理係属件数の推移	121
124	市町村別公害苦情件数（平成19年度）	122

その他

125	用語解説	123
-----	------	-----

環境行政全般

1 平成20年度環境保全関連施策

環境基本計画の施策体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当課(室)名
大	1 自然と人との共生				
中	1 多様な自然環境の保全				
	1	自然公園美化清掃事業	県内の自然公園の清潔保持を図るため、美化清掃実施団体に応分の負担をする。	2,250	自然保護課
	2	自然公園管理事業	自然公園法及び福島県立自然公園条例に基づき指定された自然公園の適正な管理を行う。	1,905	自然保護課
	3	自然保護対策事業	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、福島県自然環境保全条例に基づき指定された保全地域等の保護管理、巡視指導、自然とのふれあいを通じた自然保護思想の普及啓発を行う。	10,731	自然保護課
	4	うつくしま“ふなっこふるさと川づくり事業”	それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮したワンドの保全や復元、一連区間の魚道の設置等の河川整備を行う。	30,000	河川整備課
	5	中山間地域等直接支払事業	中山間地域においては、他の地域に比べ過疎化・高齢化が急速に進行する中で、農業生産条件が不利な地域が多いことから、国土保全上重要な役割を果たしている農地等への管理が行き届かず、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている。このため、生産条件の不利性を直接的に補償し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・保全等を図るため、中山間地域等において適切な農業生産活動等を行う集落等に対して交付金を支払う。	1,493,716	農村振興課
	6	遊休農地対策総合支援事業	農地の有する公益的機能を維持するため、遊休農地の活用や農地としての保全を推進する。	21,874	農村振興課
	7	中山間ふるさと水と土保全基金事業	中山間地域の有する多面的機能を将来にわたり良好に発揮させるため、基金運用益により、多面的機能を維持保全する地域住民活動を活性化するための調査研究事業、指導者等の人材育成のための研修事業及び地域住民活動を啓発普及するための推進事業を実施する。	6,444	農村環境整備課
	8	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業	農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画を得た、地域資源の適切な保全管理及び農村環境の保全等に役立つ地域共同活動への支援を行う。	400,000	農村環境整備課
	9	森林環境適正管理事業	森林の適正管理のための森林情報の高度化・共有化を図るため、森林GISを構築する。	39,378	森林計画課
	10	森林環境交付金事業	県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、市町村が独自性を発揮して創意工夫を凝らした事業を展開できるよう、森林環境基金の一部を交付する。	267,965	森林計画課
	11	森林ボランティア総合対策事業	森林づくり活動の広報、森林ボランティアに関する情報収集・提供、相談窓口業務等を行う森林ボランティアサポートセンターを設置するとともに、森林づくりを先導する事業やボランティア団体及び企業が行う森林づくり活動を支援する。	11,476	森林整備課
	12	緑化活動県民参加推進事業	森林づくりへの県民参加を促進するため、参加者を公募して実施する森林整備活動に対し助成する。	2,125	森林整備課
	13	県営林管理事業	県土の保全、水資源のかん養、森林資源の充実を図ることを目的として、県営林(県有林、県行造林、部分林、水源林)を管理している。	79,038	森林整備課
	14	森林病害虫等防除事業	森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、被害木の伐倒除根、薬剤による予防措置などを実施する。	159,116	森林整備課
	15	一般造林事業	植栽、下刈り等の造林事業を計画的、適切に行うことで健全な森林の整備を図るとともに、安全で快適な森林空間の整備を行うことにより、県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等の公益的な機能の発揮や山村経済の振興等を図る。	873,140	森林整備課
	16	福島県林業公社事業資金	森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、造林・育林等森林の整備事業を推進する。	3,430,217	森林整備課
	17	森林整備事業	手入れが行われず荒廃が懸念される公益的機能の高い水源区域の森林について、調査・測量及び間伐等の森林整備を実施する。	962,975	森林整備課
	18	治山事業	保安林の機能を多面的に発揮させるため、荒廃地等の復旧整備、水保全施設の整備及び森林整備を実施する。	2,705,511	治山対策課
	19	森林保全管理事業	重要な森林について保安林に指定し適正な管理を行うとともに、それ以外の森林については土地の適正な利用を確保するため、林地開発許可及び連絡調整を行う。	6,233	治山対策課
	2 生物多様性の保全				
	20	きじやまどり放鳥事業	狩猟鳥であるキジ、ヤマドリを保護増殖を図るため、休猟区等に計画的に放鳥する。	8,316	自然保護課
	21	狩猟行政事務事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟登録事務及び狩猟免許試験等を行う。	4,449	自然保護課
	22	狩猟運営事業	狩猟事故及び狩猟違反の防止を図るため、社団法人福島県猟友会が行う研修会や広報活動等の事業について補助を行う。	2,460	自然保護課
	23	傷病鳥獣保護事業	傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、鳥獣保護センターを委託により管理運営する。また、傷病鳥獣の救命率を向上させるため、(社)福島県獣医師会と連携し、ボランティア獣医師に対する研修会開催や普及啓発を行う。	29,307	自然保護課
	24	野生生物管理事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護員を設置する。	28,980	自然保護課
	25	鳥獣保護区等整備事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の設定、休猟区、銃弾禁止区域等の設定、管理を行う。	1,188	自然保護課
	26	野生動物保護管理事業	農業被害等をもたらしている野生動物について、モニタリング調査や生息状況調査を実施し、保護管理のための検討を行なうことにより、人と野生動物の共生を図る。	7,037	自然保護課
	27	カワウ被害防止対策事業	カワウによる被害を防止し、内水面漁業及び養殖業の健全化を図るため、関係者による対策協議を行うとともに漁業者が実施する被害防止対策事業を支援する。	1,652	水産課
	28	生態系保全外来生物対策モデル事業	「外来魚駆除マニュアル」に基づき、漁業者等が実施する外来魚の駆除事業を支援する。	824	水産課
	3 自然との豊かなふれあいの推進				
	29	県設裏磐梯野鳥の森管理委託事業	北塩原村にある県設裏磐梯野鳥の森の管理を地元北塩原村に委託して行う。	458	自然保護課

環境基本計画の施策体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当課(室)名	
						大
	30	国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	39,418	自然保護課	
	31	自然公園施設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	10,632	自然保護課	
	32	自然公園等施設整備事業補助金	自然公園等における優れた自然の保護とその利用促進を図るため、施設の整備を行う市町村に対して補助を行う。	6,000	自然保護課	
	33	温泉源の保護適正利用対策	福島県自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。	614	業務課	
	34	うつくしま、ふくしま観光地さわやかトレ普及事業	観光地の快適な公衆トイレの整備を促進するため、資金の貸付を行う。	86,036	観光交流課	
	35	地域用水環境整備事業	ダム、ため池等の農業水利施設を対象に、保全管理等と一体的に水辺空間を活用し、快適な生活環境の整備を行う。	99,750	農業基盤整備課	
	36	海岸環境整備事業	農地保全に係る海岸の区域において、休養の場としての利用に供するため海岸環境の整備を行う。	63,000	農業基盤整備課	
	37	ふくしま県民の森管理事業	県民に森林とのふれあいを通じて自然の大切さを学ぶ場及び保健休養の場を提供し、自然との共生に関する理解の向上を図ることを目的として整備された「県民の森」(平成10年オープンしたオートキャンプ場を含む)を管理運営する。	43,500	林業振興課	
	38	昭和の森施設管理事業	「昭和の森」は、昭和天皇の御在位50年を記念して、全国植樹祭地(猪苗代町天鏡台)に、県民が親しめるレクリエーションの場として整備され、施設の管理・運営を実施する。	15,184	林業振興課	
	39	漁港環境整備統合事業	漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、緑地等の整備を行う。	76,000	港湾課	
	40	都市公園整備事業	レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、うるおいある都市景観の形成、都市防災機能の向上など、公園緑地の多様な機能を活かし、安全で個性と魅力ある地域づくりを進めるため県営都市公園の整備を行う。	450,653	まちづくり推進課	
	41	ふくしま海洋科学館運営事業	「海を通じて『人と地球の未来』を考える」という基本理念のもとに、水族館の機能を中心として海をさまざまな視点から紹介し、海に関する文化・学習機会を提供する施設の維持・管理・運営を行う。	550,283	生涯学習課	
	42	森林とのふれあい推進事業	森林セラピーにより地域振興に取り組み市町村等へ支援を行う。	809	森林整備課	
	43	緑の輪推進事業	緑の少年団の育成支援を行い、緑化思想の普及を図る。また、第19回緑の少年団全国大会開催に係る支援を行う。	5,480	森林整備課	
	44	(再掲)緑化活動県民参加推進事業	森林づくりへの県民参加を促進するため、参加者を公募して実施する森林整備活動に対し助成する。	2,125	森林整備課	
	45	もりの案内人等指導者養成事業	もりの案内人を養成するため、審査委員会や養成講座を開催するとともに、森林環境やその指導方法に関する研修会及び森林整備ボランティア団体のリーダーを養成する講座を開催する。	3,654	森林整備課	
	4	良好な景観の保全と創造				
	46	景観条例の運用	福島県景観条例の適正かつ円滑な運用を図り、県土全域を対象とした本県の景観形成を総合的に推進する。	1,878	環境評価景観室	
	47	景観形成推進事業	福島県景観条例に基づき、県民、事業者、市町村等に対し、技術的又は財政的な支援を行い、本県における景観形成を推進する。	5,908	環境評価景観室	
	48	景観形成普及啓発事業	福島県景観条例に基づき、景観形成に関する知識の普及や景観形成への意識啓発を行い、本県における景観形成を推進する。	2,475	環境評価景観室	
	49	工場緑化推進指導事業	工場の適正かつ計画的な立地の推進、工場緑化の推進、啓発を図る。	1,174	企業立地課	
	50	建築文化推進事業	地域の環境に調和し、景観上優れた建築物等を表彰し、魅力あるまちづくりに対する意識の高揚を図る。	1,076	建築住宅課	
	51	電線共同溝整備事業	安全かつ円滑な道路交通空間の確保、良好な都市景観の形成等を図ることを目的として、電線共同溝方式により電線類の地中化整備を実施する。	348,500	道路整備課	
	5	尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全				
	52	尾瀬地区保護適正化事業	本州最大の高層湿原である日光国立公園尾瀬地区の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため各種施策を実施する。	3,910	自然保護課	
	53	(財)尾瀬保護財団への職員派遣事業	平成7年8月に設立された(財)尾瀬保護財団を活用して、より良い尾瀬全体の保護と利活用を図っていくため、本県1名を引き続き派遣し、当該財団の運営に積極的に貢献する。	8,768	自然保護課	
	54	「みんなの尾瀬」ふれあい推進事業	新たに誕生した「尾瀬国立公園」について、編入地域を含む尾瀬の傑出した自然や、自然保護運動の歴史を広くアピールするとともに21世紀にふさわしい公園の保護と適正な利用のあり方を検討するなど、みんなで守りみんなで楽しむ国立公園を目指し、各種事業を実施する。	46,803	自然保護課	
	55	裏磐梯自然体験活動推進事業	平成15年4月に開設した「裏磐梯ビジターセンター」は、当該地観光客に対し、自然保護思想の普及啓発を図る重要な拠点施設であり、当該施設を管理運営する「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」に対して負担金を支出し、裏磐梯の優れた自然の適正な保護と利用の増進を図る。	6,000	自然保護課	
	2	環境への負荷の少ない循環型社会の形成				
	1	ごみゼロ社会形成の推進				
	56	「もったいない」の心が生きる社会づくり事業	「もったいない50の実践」に係る絵画・ポスター等を県民等から募集して、優秀な作品を選定するとともに、カレンダーを作成・配付するなど、「もったいない」の実践を促す。	9,100	環境共生課	
	57	うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間事業	10月の「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間」に普及啓発キャンペーンを実施し県民の減量化意識の啓発を行う。	1,124	一般廃棄物課	
	58	リサイクル関連推進事業	自動車、容器包装、家電、及び建設リサイクル法に基づき、県民・関連事業者への普及啓発、許可・登録事業者に対する監視指導を実施し、法の円滑な施行及び運用を図る。さらに、分別収集促進計画の適切な運用を図る。	924	一般廃棄物課 不法投棄対策室	
	59	産業廃棄物減量・リサイクル総合対策事業	産業廃棄物等ごみの減量化や廃棄物の有効利用を図るため、リサイクル製品の認定・普及啓発等の業務を総合的に行う。	8,188	環境共生課	
	60	廃棄物再生事業者登録指導事業	廃棄物のリサイクルの推進において再生事業者が重要な役割を担うことから、廃棄物再生事業者登録制度を活用して優良な廃棄物再生事業者の育成を図る。	11	一般廃棄物課	
	61	産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業	産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備に対して支援する。	105,287	産業廃棄物課	
	62	産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	産業廃棄物処理業者の許可情報をデータベース化し、排出事業者等がインターネットを利用して検索できる環境を整備する。	2,116	産業廃棄物課	
	63	産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業	ハイテクプラザにおいて、産業廃棄物減量化につながる研究開発を実施し、産業廃棄物排出事業者に対する技術的支援を行う。	14,887	産業創出課	

環境基本計画の施策体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当課(室)名
	64	産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業	産業廃棄物を抑制する製造技術、または再利用が進んでいない産業廃棄物の再利用を開発する企業等を公募のうえ選定し、補助金を交付する。	65,291	産業創出課
	65	市町村下水道事業費等補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に財政支援を行う。	276,797	下水道課
	66	市町村下水道整備代行事業費	過疎地域の下水道の整備促進を図るため、県が町村に代わって下水道の根幹的施設の整備を行う。	15,000	下水道課
	67	流域下水道費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事業を実施する。	57,100	下水道課
	68	流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市の環境整備を図るため、阿武隈川上流流域下水道等の事業を実施する。	4,231,000	下水道課
	69	農業用使用済プラスチックリサイクル総合対策事業	農業用使用済プラスチックのリサイクル処理を中心とした適正処理を推進するとともに、リサイクル促進活動にかかる経費に対して助成を実施する。	8,500	循環型農業課
	70	廃棄物処理施設整備指導監督	市町村・一部事務組合が行う廃棄物処理施設整備費国庫交付金事業に関する指導、監督を行う。	504	一般廃棄物課
	71	(財)福島県いわき処分場保全センター指導監督事業	公共関与による最終処分場として適正な維持管理が図られるよう指導・監督を行う。	91	一般廃棄物課
	72	一般廃棄物処理施設指導監督事業	市町村等における一般廃棄物処理の適正化を図るため、法に基づき、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、処理施設の維持管理の徹底を図る。	811	一般廃棄物課
	73	一般廃棄物適正処理指導事業	市町村等における一般廃棄物処理事業の状況を調査し、一般廃棄物の適正処理に係る普及啓発等を行い、今後の一般廃棄物の適正処理に資する。	521	一般廃棄物課
	74	県中地区環境整備センター(仮称)設置事業	県中地区における公共関与による廃棄物処理施設設置に向け、事業推進のための条件整備に努める。	708	一般廃棄物課
	75	ごみ減量化・広域化支援事業	ごみ処理広域化を円滑に推進するため、広域化ブロックごとに「ごみ処理広域化アドバイザー」を派遣し、市町村を支援する。	98	一般廃棄物課
	76	産業廃棄物適正処理指導監督事業	処理業者等が設置する産業廃棄物最終処分場の残余容量を測量により的確に把握し、産業廃棄物の適正処理の一層の推進を図る。	3,040	産業廃棄物課
	77	産業廃棄物適正処理指導等経費	廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の適正処理を推進する。	11,705	産業廃棄物課
	78	処理業許可申請調査指導事業	産業廃棄物処理業許可申請、施設設置許可申請等に関する欠格要件照会等を実施し、適正処理の推進を図る。また、法的な問題について、弁護士に相談し指導を受ける。	2,293	産業廃棄物課
	79	PCB廃棄物適正処理事業	PCB特措法に基づき、県PCB廃棄物処理計画を策定するとともに、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会に参画し、PCB廃棄物の安全かつ適正な広域処理を図る。	35,971	産業廃棄物課
	80	産業廃棄物排出処理状況確認調査事業	産業廃棄物税導入の効果の検証や廃棄物処理計画の進行管理のため、排出から最終処分までの過程について、経年的に把握し各プロセスでの動向を把握する。	10,561	産業廃棄物課
	81	産業廃棄物処理業務研修会開催事業	廃棄物の適正処理や最新のリサイクル技術等に関する研修会を開催し、排出事業者や処理業者による適正処理を推進する。	4,360	産業廃棄物課
	82	産業廃棄物優良処理業者等育成支援事業	処理業者の優良性の判断に係る評価制度に参加を目指す処理業者に対し支援するとともに、処理業者等が行う適正処理のための先進性等のある技術開発に対する支援を行う。	1,010	不法投棄対策室
	83	産業廃棄物排出事業者適正処理推進事業	産業廃棄物の種類毎の適正処理マニュアルを作成し、当該産業廃棄物を多量に排出している事業者を中心に、排出抑制等の推進、産業廃棄物の適正処理の推進等を図る。	—	不法投棄対策室
	84	電子マニフェスト普及促進事業	電子マニフェストの操作説明会を開催し、加入を促進するとともに、電子マニフェストと連動し、処理過程を把握できるシステムの導入に対して支援する。	147	不法投棄対策室
	85	産業廃棄物管理票報告書受付管理事業	産業廃棄物管理票の交付状況報告義務の周知を図るとともに、報告書の受付、確認を行う。	665	不法投棄対策室
	86	(再掲)ごみ減量化・広域化支援事業	ごみ処理広域化を円滑に推進するため、広域化ブロックごとに「ごみ処理広域化アドバイザー」を派遣し、市町村を支援する。	98	一般廃棄物課
	87	原状回復支援事業	いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事案及び四倉町の不適正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行うことにより原状回復の促進を図る。	17,663	不法投棄対策室
	88	代執行費用求償事業	いわき市沼部町の不法投棄事案、四倉町の不適正保管廃棄物及び広野町の不適正保管廃棄物に係る代執行の費用について、滞納処分により徴収するため、財産調査、訪問督促、捜索、差押え等を行う。	302	不法投棄対策室
	89	不法投棄防止総合対策事業	不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実及び拡大防止のための総合的な防止対策を実施する。	85,012	不法投棄対策室
2 環境と調和した事業活動の展開					
	90	環境負荷低減普及啓発事業	県内の中小企業の環境問題への対応を支援し、地域経済の活性化と環境保全活動の促進を図るため、環境マネジメントシステムの導入に際してのISO14001やエコアクション21に関する説明会・相談会を開催する。	413	環境共生課
	91	(再掲)「もったいない」の心が生きる社会づくり事業	「もったいない50の実践」に係る絵画・ポスター等を県民等から募集して、優秀な作品を選定するとともに、カレンダーを作成・配付するなど、「もったいない」の実践を促す。	9,100	環境共生課
	92	窒素固溶によるステンレス鋼の高機能化に関する研究開発	ステンレス鋼の窒素濃度を高めることにより、高機能、高耐食、ニッケルフリー(アレルギーなどを引き起こす)となるステンレス鋼を開発する。	9,699	産業創出課
	93	フェノール系の物質選択性を利用した高機能エコ製品の開発	ハイテクプラザにおいて、柿渋などを代表とする地域資源(天然多価フェノールを活用した素材で環境に優しく高機能を有する工業製品を開発する。	450	産業創出課
	94	(再掲)産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業	ハイテクプラザにおいて、産業廃棄物減量化につながる研究開発を実施し、産業廃棄物排出事業者に対する技術的支援を行う。	14,887	産業創出課
	95	(再掲)産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業	産業廃棄物を抑制する製造技術、または再利用が進んでいない産業廃棄物の再利用を開発する企業等を公募のうえ選定し、補助金を交付する。	65,291	産業創出課
	96	食品リサイクル促進事業	「食品循環資源の再生利用等に関する法律」の平成19年改正を受け、より一層食品リサイクルを推進する必要があるため、県内における食品廃棄物の発生量及び再生利用等の状況を把握するとともに、濃厚飼料価格高騰のため緊急性の高い食品廃棄物の飼料化について、その品質特性、処理・利用技術の確立を図りながら、普及啓発に努め、再生利用等の促進を図る。	5,621	循環型農業課 畜産課
	97	「環境と共生する農業」推進事業	地力の維持増強と科学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農法の導入を促進するため、有機栽培米や特別栽培米の産地拡大、果樹の化学農薬低減技術の導入及び良質たい肥等の有機性資源の利活用を促進する資源循環システムの強化の取組みに対し支援を行う。	10,012	循環型農業課

環境基本計画の施策体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当課(室)名
	98	農薬安全対策事業	農薬の安全使用を推進する体制を確立し、生産者に対しては農薬の適正使用の啓発・推進、消費者に対しては農産物の残留農薬に対する不安を解消するため、県防除指針に採用する農薬について、判定ほを設置し、県として薬剤の効果や被害を調査したうえで採用を行う。また、地域の振興作物等で、農薬登録が必要とされるものについて登録の促進を図る。さらに、鳥獣被害を適切に防止するなど、農産物の安定生産に向けた推進体制を強化する。過去に使用禁止となった農薬の適正な管理・処分を行う。	27,635	循環型農業課
	99	「ふくしま型有機栽培」等産地づくり推進事業	環境にやさしい農業の中で、より高度な取組である「有機栽培」「特別栽培」を一層進めるため、県内各地方の自然条件にあった栽培体系を確立するとともに、普及啓発活動を行う。	11,497	循環型農業課
	100	農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業	平成19年度から国の施策として導入した「農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)」を活用し、地域ぐるみで化学肥料、化学合成農薬の大幅な低減を行う先進的な営農活動に対して支援を行い、有機栽培、特別栽培を中心とした「環境と共生する農業」の全県的な普及推進を図ることとする。	48,842	循環型農業課
	101	環境保全型農業を確立するための技術開発	環境への負荷軽減に配慮しながら家畜ふん尿を自給飼料生産に有効活用するためのたい肥化技術、液状物処理技術を開発する。	13,427	研究開発室
	102	「ふくしま有機農産物生産システム」確立事業	有機農産物の生産販売を促進することにより、双葉地方及び本県全域の農業と農村の活性化を図るため、双葉地方に設置しているモデル実証ほを活用しながら、試験研究機関が有機栽培技術等の検証と開発を行うとともに、消費者等の有機農産物等の理解を促進するため、生産販売を通じたPR活動を行う。	14,039	循環型農業課 研究開発室 農産物安全課
	103	職制的産地づくり総合支援事業(有機・特裁タイプ)	有機・特裁に必要な施設等の導入に対して支援する。	24,000千円の一部	園芸課
	104	「環境と共生する農業」基本活動支援事業	本県の環境保全型農業である「環境と共生する農業」の基礎的活動を促進するため、化学肥料と化学農薬の2割低減に取り組むエコファーマーを育成するとともに、家畜排せつ物適正処理の検査を実施する。 また、エコファーマー等の農業生産活動を通じた猪苗代湖の水質保全活動の促進、家畜排せつ物を材料とするたい肥の利用促進を行う。	1,440	循環型農業課
3 資源・エネルギーの有効利用					
	105	省資源・省エネルギー普及啓発事業	省資源・省エネルギー及び環境問題について広く県民の理解を図るため、環境家計簿や専門の展示コーナーの設置により、生活に根ざした省エネルギー意識の浸透を図る。	-	環境共生課
	106	新エネルギー導入促進事業	新エネルギー導入促進を図るため、県有施設への率先導入、県民等への普及啓発、市町村独自の取組みに対する導入支援を行う。	17,474	エネルギー課
	107	新エネルギー導入地域活性化促進事業	非営利民間団体等が実施する新エネルギー設備導入事業及び普及啓発事業を支援する。	3,500	エネルギー課
	108	新エネルギー用マイクロ発電システムの開発	風力や水力を活用した小型発電機、新たな電力変換システム、インターネットを利用した分散電源制御システムを開発する。	8,924	産業創出課
	109	(再掲)「環境と共生する農業」基本活動支援事業	本県の環境保全型農業である「環境と共生する農業」の基礎的活動を促進するため、化学肥料と化学農薬の2割低減に取り組むエコファーマーを育成するとともに、家畜排せつ物適正処理の検査を実施する。 また、エコファーマー等の農業生産活動を通じた猪苗代湖の水質保全活動の促進、家畜排せつ物を材料とするたい肥の利用促進を行う。	1,440	循環型農業課
	110	(再掲)食品リサイクル促進事業	「食品循環資源の再生利用等に関する法律」の平成19年改正を受け、より一層食品リサイクルを推進する必要があるため、県内における食品廃棄物の発生量及び再生利用等の状況を把握するとともに、濃厚飼料価格高騰のため緊急性の高い食品廃棄物の飼料化について、その品質特性、処理・利用技術の確立を図りながら、普及啓発に努め、再生利用等の促進を図る。	5,621	循環型農業課 畜産課
	111	間伐材利用促進事業	間伐材の利用促進を図るため、県有施設に間伐材を率先して利用するとともに、ペレットストーブ導入を支援する。	10,950	林業振興課
4 ダイオキシソ類等化学物質対策の推進					
	112	一般廃棄物最終処分場環境ホルモン調査事業	一般廃棄物最終処分場からの放流水に含まれる環境ホルモンの濃度を調査し、一般廃棄物最終処分場における排出実態を明らかにし、今後の環境ホルモンを考慮した適正管理の方策について検討する。	812	一般廃棄物課
	113	ダイオキシソ類等有害物質安全確認調査事業	中間処理業者が販売する中間処理物におけるダイオキシソ類等有害物質調査を行うとともに、最終処分場に埋め立てられる燃焼施設及び最終処分場の放流水中に含まれるダイオキシソ類濃度の調査を行う。	2,254	産業廃棄物課
	114	産業廃棄物最終処分場環境ホルモン影響調査事業	環境ホルモン等の化学物質が野生生物や生態系へ及ぼす影響を未然に防止するため、発生源として産業廃棄物最終処分場における排出実態等を把握し、排出抑制対策を推進する。	867	産業廃棄物課
	115	ダイオキシソ類環境モニタリング調査事業	環境中のダイオキシソ類濃度を調査し、環境基準の適合状況を確認するとともに経年的な挙動を把握する。	18,138	水・大気環境課
	116	ダイオキシソ類排出状況調査事業	廃棄物焼却炉等の排出ガス及び放流水中のダイオキシソ類濃度を調査し、排出基準の遵守状況を確認するとともに、届出内容の確認調査を行う。	1,118	水・大気環境課
	117	ダイオキシソ類土壌汚染対策事業	ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策事業について、ダイオキシソ類による汚染土壌の対策結果を確認する調査を行う。	6,113	水・大気環境課
	118	化学物質環境汚染実態調査事業	非意図的に生成される有害化学物質等の環境中の実態調査を行う。	242	水・大気環境課
	119	環境ホルモン環境モニタリング調査事業	環境ホルモン科学的知見が十分でないことから、環境中の濃度状況を測定し、経年的な挙動を把握する。	7,361	水・大気環境課
	120	化学物質安全・安心社会対策事業	化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進するため、セミナー等を開催する。また、福島県化学物質適正管理指針に基づき化学物質の使用量等を調査するとともに、立入調査を実施する。	386	水・大気環境課
5 大気、水、土壌等の保全対策の推進					
	121	低公害車普及促進事業	電気自動車の維持管理を行い、併せてハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	136	環境共生課
	122	大気汚染常時監視事業	大気汚染の現況を一般環境大気測定局及び主要な大気発生源の工場局において、電話回線を利用した大気汚染常時監視システムにより監視を行う。	100	水・大気環境課
	123	大気発生源監視調査事業(大気環境保全運営事業)	大気汚染防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙発生施設等又は特定粉じん発生施設等の届出、管理状況等を立入調査し、適切な指導を行う。	1,301	水・大気環境課
	124	大気環境常時監視施設等整備事業	火力発電所立地地域周辺を中心とした県全域の大気環境の常時監視に必要な測定機器の整備。	26,439	水・大気環境課

環境基本計画の施策体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当課(室)名
	125	有害大気汚染物質調査事業 (大気環境保全運営事業)	有害大気汚染物質の濃度を測定し、大気の汚染状況を把握する。	3,719	水・大気環境課
	126	自動車排出ガス対策事業	自動車からの大気汚染物質の排出削減を図るため、使用過程車の低公害化を推進する。	131	水・大気環境課
	127	アスベスト飛散防止対策事業	アスベストを使用した建築物等の解体等作業周辺におけるアスベスト濃度を測定し、規制等について検討する。	17,852	水・大気環境課
	128	大気汚染物質発生源管理システム整備事業	法及び条例に基づく届出情報や立入検査結果を一括管理するシステムを整備する。	2,204	水・大気環境課
	129	大気常時監視測定局適正配置事業	県が設置する測定局について、配置の見直しを実施する。	1,273	水・大気環境課
	130	民間住宅欠付アスベスト対策事業	アスベストの調査、分析を行う住宅所有者に対して補助金を交付する市町村を支援する。〔事業内容〕調査分析費用の1/3を市町村に補助する。	200	建築指導課
	131	浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進支援事業	市町村が行う浄化槽設置整備交付金事業の指導監督を行うとともに、浄化槽の設置を促進するため、浄化槽整備費県費補助事業及び浄化槽市町村整備推進支援事業を推進する。	456,301	一般廃棄物課
	132	浄化槽保守点検業者登録指導事業	浄化槽法及び福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく登録、指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。	184	一般廃棄物課
	133	高度処理型浄化槽整備事業	猪苗代湖流域において、窒素除去型浄化槽を設置する場合に県費補助を行い、水環境の保全を図る。	6,087	一般廃棄物課
	134	公共用水域水質常時監視事業	水質汚濁の環境基準が設定されている公共用水域及び環境基準が未設定の主要水域について、公共用水域水質測定計画に基づき、河川等の水質汚濁の状況を監視する。また、主要な水浴場の水質の状況を把握する。	27,853	水・大気環境課
	135	水質汚濁発生源監視事業	水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制対象工場等(ゴルフ場含む)の排水の状況を監視する。	2,605	水・大気環境課
	136	生活排水対策事業	市町村が水質汚濁防止法に基づき設置する「生活排水対策推進指導員」を対象とした講習会を開催し、指導員の資質の向上を図り、市町村による生活排水対策の推進を図る。	101	水・大気環境課
	137	地下水の水質常時監視事業	トリクロエチレン等の有害物質による地下水汚染の状況を監視するため、地下水の水質測定計画に基づき、県内をメッシュに区分した地区の井戸、有害物質を使用している工場・事業場周辺の井戸、汚染が確認された井戸等を対象として水質調査を行う。	2,937	水・大気環境課
	138	水生生物保全水質環境基準類型指定事業	水生生物の保全を図るため、県内の主要な河川等について各種調査を実施し、順次、水生生物の保全に係る環境基準の水域類型の指定を行う。	3,263	水・大気環境課
	139	環境基準類型指定見直し事業	水質汚濁に係る環境基準に基づく既存の類型指定水域について、指定後の状況の変化により見直しが必要な水域について、順次、類型指定の見直しを行う。	514	水・大気環境課
	140	農業集落排水統合補助事業 農業集落排水資源循環統合補助事業 業村づくり交付金(集排単独)	農村社会の温化等、農村をとりまく状況の変化によって、農業用水の汚濁が進行していることから、農村の家庭雑排水、し尿等を処理する施設の整備を実施する。	1,663,198	農村環境整備課
	141	やさしい道づくり推進事業	公共施設・駅など、人の多く集まる場所周辺を中心に、透水性舗装等を実施することで、高齢者や身障者を含むすべての人が安全で歩きやすい歩道を整備するとともに、地下水のかん養を図る。	711,000	道路整備課
	142(再掲)	市町村下水道事業費等補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に財政支援を行う。	276,797	下水道課
	143(再掲)	市町村下水道整備代行事業費	過疎地域での下水道の整備促進を図るため、県が町村に代わって下水道の根幹的施設の整備を行う。	15,000	下水道課
	144(再掲)	流域下水道費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事業を実施する。	57,100	下水道課
	145(再掲)	流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市の環境整備を図るため、阿武隈川上流流域下水道等の事業を実施する。	4,231,000	下水道課
	146	騒音常時監視事業	騒音に係る環境基準の類型指定地域内の幹線交通を担う道路について、自動車交通騒音を調査し、環境基準の達成状況を把握する。	4,902	水・大気環境課
	147	休廃止鉱山坑産水処理事業	休廃止された鉱山から排出された坑産水を処理する事業者に対し、その経費の一部を補助する。	3,657	企業立地課
	148	岩石採取場災害防止指導事業	採石場からの土砂の流出や水質汚濁等を未然に防止するため、安全指導の徹底を図る。	581	企業立地課
	6	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全			
	149	みんなで守る美しい猪苗代湖推進事業	ボランティア等県民の参加を得ながら、猪苗代湖のヨシ群落等水辺環境の保全を図るとともに、大腸菌数などの詳細な水質調査を実施する。	9,486	水・大気環境課
	150	猪苗代湖水質モニタリング調査事業	猪苗代湖におけるpH上昇等の水質変動メカニズムを把握するため、猪苗代湖及び流入・流出河川等のイオンバランス等を調査するとともに、酸性河川の源流域における水質変化を調査する。	1,966	水・大気環境課
	151	猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会運営事業	猪苗代湖等水環境保全の推進のため、地域住民団体、関係団体、市町村、県、県からなる協議会の事業運営。	1,039	水・大気環境課
	152	裏磐梯水質自動モニタリングシステム管理運営事業	裏磐梯水質自動モニタリングシステムの管理運営	832	水・大気環境課
	153(再掲)	自動車排出ガス対策事業	自動車からの大気汚染物質の排出削減を図るため、使用過程車の低公害化を推進する。	131	水・大気環境課
	7	環境負荷の少ない交通への取組み			
	154(再掲)	低公害車普及促進事業	電気自動車の維持管理を行い、併せてハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	136	環境共生課
	155	物流推進事業	本県の物流施策の推進及び総合調整のために、物流施策庁内推進会議を開催する。また、県内企業の物流効率化等を促進し、県内における物流活動を推進する。	625	企画調整課
	156	交通安全施設等整備事業	自転車歩行者道、歩道、交差点改良、付加車線等の整備を行うことで、安心して安全な道路交通環境の確保を図るとともに、渋滞緩和による自動車排出ガスの削減に寄与する。	1,051,800	道路整備課
	8	原子力発電所及び周辺地域の安全確保			
	157	原子力発電所安全確保対策事業	原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、「安全確保協定」に基づき、原子力発電所への立入調査、状況確認、通報連絡担当者会議等を行う。	20,861	原子力安全対策課
	158	環境放射能水準調査事業	諸外国の核実験等により生じた放射性降下物による環境放射能の水準を調査し、国内の原子力発電所の監視データとの比較検討を行う。	2,459	原子力安全対策課
	159	環境放射能等監視事業	原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視・測定を行う。	272,927	原子力安全対策課
	160	温排水調査事業	原子力発電所等から排出される温排水が、漁業資源に与える影響について検討するための調査を実施する。	2,925	原子力安全対策課

環境基本計画の体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当課(室)名
	161	原子力広報対策事業	各種広報媒体を通じて、広く県民に環境放射能測定結果や県の安全確保対策に関する情報提供を行う。	56,850	原子力安全対策課
3 地球環境保全への積極的な取組み					
1 地球温暖化対策の推進					
	162	環境家計簿・エコライフ4つの心がけ作成事業	家庭における二酸化炭素の排出削減を推進するために「環境家計簿」及び「エコライフ4つの心がけ」を作成・配布する。	136	環境共生課
	163	地球にやさしい「ふくしま」創造事業	1 地球にやさしい「ふくしま」県民会議事業 2 地球にやさしい「ふくしま」高校生CMコンテスト 3 地球にやさしい「ふくしま」高校生国際会議 4 地球温暖化を考える講演会	6,730	環境共生課
	164	ふくしま環境・エネルギーフェア開催事業	地球温暖化対策を県民運動として展開するため、廃棄物減量化・リサイクル、省エネルギー、新エネルギーなどに関する総合的イベント「ふくしま環境・エネルギーフェア」を開催する。	12,030	環境共生課
	165	環境保全推進員養成講座事業	環境保全活動を行っている団体の指導者等を対象に養成講座を開催し、環境学習や環境活動のリーダーである環境保全推進員を養成・認定する。	1,391	環境共生課
	166	(再掲) 低公害車普及促進事業	電気自動車の維持管理を行い、併せてハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	136	環境共生課
	167	地球にやさしい「ふくしま」県民会議運営事業	県民、事業者及び行政により設置する「地球にやさしい「ふくしま」県民会議」(地球温暖化対策地域協議会)を運営し、地球温暖化対策の推進を図る。	413	環境共生課
	168	省エネルギー推進事業	ふくしまエコドライブ推進キャンペーンとして、FMラジオスポット放送によりエコドライブの実践を促すとともに、ポスターやステッカーによりエコドライブの普及促進を図る。 また、省エネルギーに取り組むための実践的な講習会を開催し、地域における地球温暖化防止のための取組みを促進する。	3,033	環境共生課
	169	県有施設の木造化、木質化の推進に関する指針	(1) 木材が再生産・再利用可能で二酸化炭素を長期間固定できる素材であるとともに、製品への加工時に必要とされるエネルギー消費が少なく済むなど、環境の保全と循環型社会の形成への寄与が大いに期待できることから、新築、増・改築及び改修並びに屋外付帯施設の築造においては、法令や機能、性能等に支障のない限り、木造化、木質化を推進する。 (2) 重点的に木造化、木質化を推進する施設 ①建築基準法により、耐火・準耐火建築物とすることが要求されない建築物(共同住宅においては準耐火建築物まで) ②上記以外で、施設のシンボル性や県産材・地域材の利用促進等の観点から木造化を推進することが適切な施設(建築基準法に基づく国土交通大臣の認定が必要) ③木造以外の県有施設整備(既存施設の改修工事も含む)においても、内外装の木質化を推進する。	-	営繕課
	170	県有施設環境対策事業	県有建築物において、ライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の低減を図るため「福島県環境共生建築計画・設計指針」に基づいて、環境性能診断を実施し、環境に配慮した施設整備を促進していく。	-	営繕課
	171	温暖化防止対策支援事業	二酸化炭素測定事業や二酸化炭素測定体験を実施し、温暖化を身近な問題としてとらえる機会を提供することで温暖化防止対策を支援する。	687	水・大気環境課
2 オープン層保護・酸性雨対策の推進					
	172	酸性雨モニタリング調査事業(大気環境保全運営事業)	環境汚染の未然防止のため、継続的な調査を実施し、現況の把握・関係機関との協議等を行う。	380	水・大気環境課
4 環境教育・学習の推進					
1 多様な場における環境教育・学習の充実					
	173	環境アドバイザー等派遣事業	市町村、各種団体等が開催する環境保全の講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。	438	環境共生課
	174	地球温暖化防止のための「福島議定書」事業	学校や事業所等での廃棄物減量化やリサイクルなどによる省資源・省エネルギーの実践を推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と締結し、学校や事業所等の全職員が一丸となった廃棄物減量化等の取組みを促すとともに、家庭や地域での実践を促進する。	4,137	環境共生課
	175	廃棄物関係環境教育推進事業	産業廃棄物や一般廃棄物に関する排出から処理までの一連の過程を見学し、学んでもらうことにより、廃棄物の処理に関する正しい知識と必要性などについて啓発を図る。	3,411	環境共生課
	176	せせらぎスクール推進事業	本県で行う全国水生生物調査である「せせらぎスクール」の参加者数の拡大と、そのための指導者の養成を行い、水環境保全活動の活性化を図る。	1,869	環境共生課
	177	「尾瀬サミット」小・中学生3県交流事業	福島・群馬・新潟3県の児童生徒が尾瀬に集い、交流を深めるとともに、次世代を担う子どもたちの環境観を育成する。	1,126	学習指導課
	178	県立学校における森林環境学習推進事業	県立学校における森林と水環境等に関する体験的な森林環境学習をとおして、森林を守り育てる意識の醸成を図り、環境の保全と継承に興味を持ち、主体的に行動する態度や資質、能力を育成する。	3,584	学習指導課
	179	エネルギーに関する教育支援事業	学校における児童生徒の発達段階に応じたエネルギーに関する学習をとおして、エネルギーと資源の利用に関する意識の醸成を図り、主体的に行動する態度や資質、能力を育成する。	13,422	学習指導課
	180	アクアマリン子ども体験館整備事業	アクアマリンふくしまにおいて、子どもたちが楽しみながら学べる本格的な企画展示を行い、合わせて生物に触れ合う体験を通じての「命の教育」を実践するための新たな展示施設を整備する。	681,838	生涯学習課
2 学校、地域等における指導者の育成					
	181	(再掲) 環境保全推進員養成講座事業	環境保全活動を行っている団体の指導者等を対象に養成講座を開催し、環境学習や環境活動のリーダーである環境保全推進員を養成・認定する。	1,391	環境共生課
	182	体験的環境教育指導員トレーニング講座事業	児童・生徒等が廃棄物処理やリサイクルの現状等を学ぶ体験的な環境学習ができる機会の増加を図るため、小・中学校の教員、公民館の指導員、地球温暖化防止活動推進員等を対象に、指導員として養成するためのトレーニング講座を開催する。(県内各所で開催)	1,493	環境共生課
	183	森林環境教育指導者養成セミナー事業	小・中学校の教員や公民館の指導員等を対象に、森林環境教育の指導者を育成するための講座を開催し、学校教育や社会教育の場での森林環境教育の推進を図る。	721	環境共生課
5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築					
1 各主体の自発的な活動の促進と連携					
	184	うつくしまエコイベント推進事業	「うつくしまエコイベントマニュアル」に基づき、イベント開催に当たっての環境配慮を推進するとともに県民等への普及を図る。また、一定の要件を満たすイベントを「うつくしまエコイベント」として認定する。	-	環境共生課

環境基本計画の体系	No.	事業名	事業の概要	予算額(千円)	担当課(室)名
	185	(再掲) 地球にやさしい「ふくしま」県民会議運営事業	県民、事業者及び行政により設置する「地球にやさしい「ふくしま」県民会議」(地球温暖化対策地域協議会)を運営し、地球温暖化対策の推進を図る。	413	環境共生課
2 環境に配慮した消費活動の促進					
	186	(再掲) 「もったいない」の心が生きる社会づくり事業	「もったいない50の実践」に係る絵画・ポスター等を県民等から募集して、優秀な作品を選定するとともに、カレンダーを作成・配付するなど、「もったいない」の実践を促す。	9,100	環境共生課
3 環境マネジメント等の普及					
	187	(再掲) 環境負荷低減普及啓発事業	県内の中小企業の環境問題への対応を支援し、地域経済の活性化と環境保全活動の促進を図るため、環境マネジメントシステムの導入に際してのISO14001やエコアクション21に関する説明会・相談会を開催する。	413	環境共生課
	188	(再掲) 環境負荷低減普及啓発事業(地球にやさしい企業活動促進事業)	企業活動における環境負荷低減の取組みや現在の地球環境問題等に関する講演、さらには実際の活動事例の紹介等を行う環境管理セミナーを開催する。また、環境カウンセラー等を講師として、主に小規模事業者を対象とした低コストで取り組める環境活動評価プログラムに関する説明会・相談会を開催する。	—	環境共生課
4 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進					
	189	うつくしまエコオフィス推進事業	ISO14001に適合した環境マネジメントシステム及びふくしまエコオフィス実践計画に基づく取組みを進める。	811	環境共生課
5 県境を越えたネットワークによる取組みの推進					
	190	(再掲) 尾瀬保護財団運営事業	福島・群馬・新潟3県が中心となって尾瀬地域の一体的な保護と適正な利用の増進を図る団体として設置された(財)尾瀬保護財団に職員を派遣する。	8,768	自然保護課
6 共通的・基盤的な施策の推進					
1 環境配慮の推進・普及					
	191	環境影響評価対策事業	大規模な土地の形状の変更等による環境へ及ぼす影響について、環境影響評価法等に基づいて調査及び審査を行い事業者を指導する。	2,682	環境評価景観室
2 環境と調和のとれた土地利用の推進					
	192	土地調整事務事業	県土のあるべき土地利用の方向を明確にし、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地利用に関する調整を行う。	10,676	土地・水調整課
	193	土地利用基本計画管理事業	適正かつ合理的な土地利用を図るため、県の区域について五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)を定め、個別の土地利用に関する諸計画の上位計画として総合調整を行う。	1,480	土地・水調整課
	194	国土利用計画推進事業	福島県国土利用計画を適正に管理していくために、これまで実施してきた調査に加えて新たな調査を実施し、総合的に評価・分析を行うとともに、今後予定している福島県国土利用計画の改定に向けた点検・評価を実施する。	1,297	土地・水調整課
	195	大規模土地利用事前指導事業	大規模土地利用事前指導要綱により、大規模な開発を行う事業者に対して、事前協議を求め適切な助言を行う。	77	土地・水調整課
3 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成					
	196	緑の文化財保全対策事業	地域の巨木・名木として受け継いできた「緑の文化財」が枯損の危機に瀕しているため、外科的治療及び環境整備の対策を講じる。	406	森林整備課
	197	緑化センター施設管理事業	県民に緑地施設を提供する「福島県総合緑化センター」を管理運営する。	41,892	森林整備課
	198	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	“うつくしま、ふくしま。”の実現に向けて、空き缶等散乱ごみのないきれいな県土の形成を目指して県民の環境美化意識向上のための啓発活動や地域の美化清掃活動を推進する福島県クリーンふくしま運動推進協議会に対し補助金を交付する。	1,050	環境共生課
	199	道路愛護事業	環境美化の促進のため、道路愛護団体の育成・支援や8月の「道路ふれあい月間」における道路愛護思想の普及及び道路美化活動の推進などを行う。	915	道路計画課
	200	河川環境整備費	河川愛護団体の育成、クリーンアップ作戦	1,630	河川計画課
4 総合的な調査研究、監視体制の整備					
	201	環境センター運営事業	環境行政に係る調査分析の中心機関である環境センターを円滑・適正に運営する。	5,661	一般廃棄物課
	202	環境施策推進拠点機能検討事業	環境課題の解決に向けて、広範な主体の環境保全への具体的な取組みについて、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究の面から総合的に支援する体制を構築するための検討を行う。	750	生活環境総務課
	203	環境監視機器整備事業	環境センター等の環境監視機器、検査・分析機器等の整備。	993	一般廃棄物課
	204	(再掲) 公共用水域・地下水常時監視事業	公共用水域・地下水等の水質汚濁状況を把握する。	30,790	水・大気環境課
5 環境の保全に関する情報の収集と提供					
	205	環境白書の作成	環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため、報告書(白書)を作成する。	1,260	生活環境総務課
6 各種政策的手法の活用					
	206	環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあっせんする。	150,000	環境共生課
	207	畜産資金融通対策事業(うつくしま・ふくしま畜産環境保全施設整備資金利子助成事業)	畜産農家が、環境保全を目的として、設備投資を行うための制度資金の借入をする場合に、畜産農家の負担が通常の借入利率よりも低利となるよう上乗せ利子助成を行う。	1,303	金融共済室
7 環境汚染防止体制					
	208	公害審査会の運営(大気環境保全運営事業)	公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。	288	水・大気環境課
	209	公害苦情調査事業(大気環境保全運営事業)	公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。	171	水・大気環境課
	210	石綿健康被害救済基金への拠出	石綿健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく基金に対して拠出する。	15,730	水・大気環境課

重点施策体系
(平成17年12月
見直し)

I ユニバーサルデザインに彩られたともに生きる社会の形成

- II 安全で安心な社会の形成
- III 防災・防犯対策等が充実した地域づくり
- IV 循環型社会の形成

1 豊かな自然環境の未来世代への継承

- ①治水、利水及び環境保全を含めた総合的な水管理計画を策定し、健全な水循環の確保を図ります。
- ②本県の水環境のシンボルである猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の環境保全を図ります。
- ③森林環境税を活用し、県民参画の森林づくりを推進します。
- ④希少野生動物種の保護など、生物多様性の保全に努めます。

2 環境にやさしいライフスタイルの実現

- ①家庭や学校、地域、職場における環境教育や環境学習を推進します。
- ②二酸化炭素の排出量削減に向け、省エネルギーの取り組みを促進します。
- ③ごみの減量化を図るとともに、資源のリサイクル化を推進します。

3 豊かな自然や美しい景観の利活用と
環境に配慮した事業の展開

- ①豊かな自然や美しい景観を生かした地域づくりを進めます。
- ②木質バイオマスや森林が持つ癒しの効果を生かした森林資源の活用を促進します。
- ③環境保全と経済の活性化とを一体化させる取り組みを推進します。
- ④これまでの規制的手法に加え産業廃棄物税により、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを進めるとともに、産業廃棄物の適正処理を促進します。
- ⑤リサイクル産業などの環境関連産業の振興を図ります。
- ⑥ダイオキシン類など有害化学物質の発生量の削減に向けて取り組むとともに、アスベスト問題について飛散防止対策など総合的な対策に努めます。
- ⑦環境と調和しながら持続的に発展する農林水産業の振興に努めます。

IV 活力ある個性豊かな社会の形成

- V 参加と連携による地域づくり
- VI 緊急課題への対応
- VI-I 子育て支援など次代を拓く仕組みづくり
- VI-II 過疎・中山間地域対策

基本施策体系

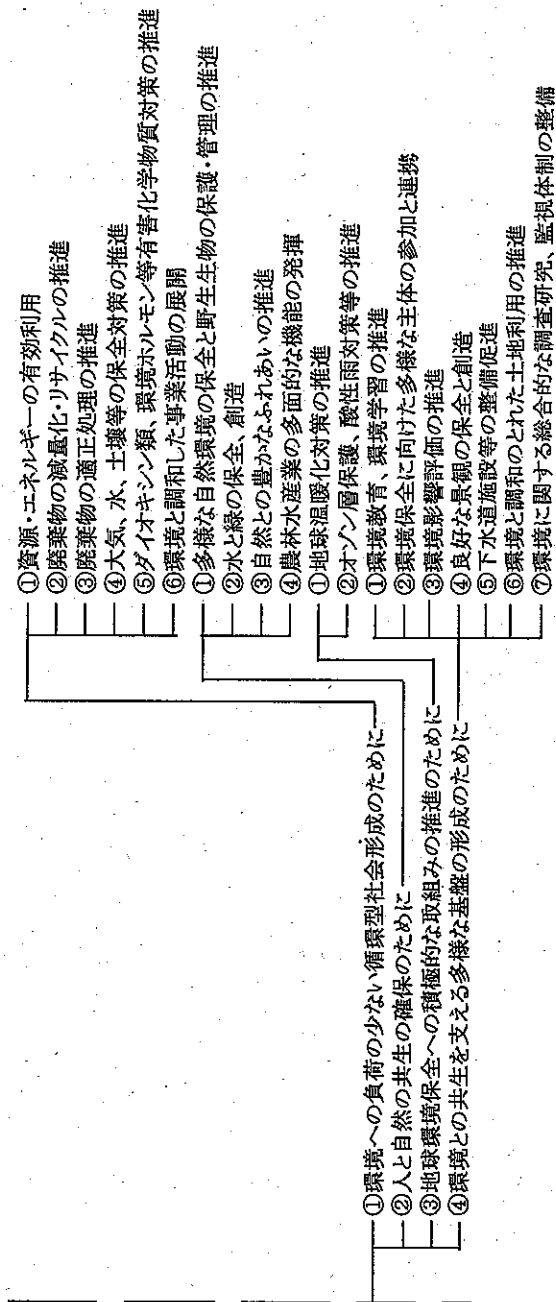
人 多様で主体性を持った個性が
躍動し、その能力を十分に発揮
できる「ふくしま」

くらし ぐららの豊かさをより積極
的に味わうことのできるゆとりある
「ふくしま」

産業 新しい時代にふさわしい
創造的で活力ある産業が発展
する「ふくしま」

環境 自然と共生する地球に
やさしい「ふくしま」

基盤 人と地域を支える基盤



2 平成19年度環境保全関連施策の概況・進捗結果

環境側面	環境目的	環境目標	数値目標 (平成19年度)	取組内容	事業名	監視測定項目		実績	構成事業の評価 事業実績	担当課
						項目名	項目名			
自然と人の多様な自然環境を保全する。	自然と人の多様な自然環境を保全する。	おぐれた自然環境を保全する。	・自然公園面積 H19: 179,124 ha (H22: 168,170ha以上) ・自然環境保全地域面積 H19: 4,867.4 ha (H22: 4,867.4ha以上) ・水と親しめるふくしまの川づくり箇所数(累計) H19: 65箇所 (H22: 65箇所)	自然公園の適正な管理を行う。 自然環境保全地域の保護管理、巡視指導を行う。 川を舞台とした活動を支援するため、環境や生態系に配慮した河川整備を行う。 中山間地域等直接支払交付金の交付面積 H18: 15,151ha、H16: 17,700ha、H17: 15,742ha、H18: 16,600ha、H19: 16,700ha、H20: 16,750ha、H21: 16,800ha ・中山間地域等直接支払交付金の交付面積 H18: 15,151ha、H16: 17,700ha、H17: 15,742ha、H18: 16,600ha、H19: 16,700ha、H20: 16,750ha、H21: 16,800ha	自然公園管理事業 自然環境対策事業 水と親しめるふくしまの川づくり事業(累計)	自然公園面積 自然公園内の各種行為の規制・指導状況 自然環境保全地域面積 自然環境保全地域面積 自然環境保全地域面積 水と親しめるふくしまの川づくり箇所数(累計)	・面積 179,124ha ・規制、指導状況 474件 ・箇所数 47箇所 ・面積 4,867ha ・指導員 117名 ・箇所数 65箇所 ・面積 16,917 ha	数値目標を達成している。 数値目標を達成している。 一般河川富沢川において魚道の整備を実施(完了)	自然保護課 自然保護課 河川整備課 農村振興課	
自然と人の多様な自然環境を保全する。	自然と人の多様な自然環境を保全する。	自然と人の多様な自然環境を保全する。	・森林づくり意識醸成参加人数(累計) H19: 173,400人 (H22: 462,000人) ・上下流連携による源流保全活動事例数 H19: 30件 (H22: 30件) ・野生動物植物保護ポスター登録者数 H19: 75人 (H22: 100人)	遊休農地の活用支援体制を強化し、遊休農地の活用と発生防止のための対策及び実践活動への支援を行う。 森林づくりを先導する事業やボランティア団体及び企業が取り組む活動を支援する。 種多水循環を将来に継承するため、産学官連携のもと総合的に施策を実施する。 種の持続防止体制の整備及び調査等の総合的な保護対策を推進する。 外来種の駆除防止を行い、外来種の非発生息水線における生態系保全を図る。 国立公園等の施設整備を推進する。	遊休農地対策総合支援事業 森林ボランティア総合対策事業 総合的水管理推進事業 野生動物植物総合対策事業 生態系保全外来生物対策モデル事業	遊休農地対策総合支援事業による耕作放棄地の解消面積(県県分98ha) 森林づくり意識醸成活動参加人数(累計) 上下流連携による源流保全活動事例数 野生動物植物保護ポスター登録者数 外来種駆除モデル事業数	・面積 56ha ・参加人数 267,527人 ・活動事例数 47件 ・設定者数 93人 ・支援団体数 2団体	21カ所所で56haの遊休農地の解消が図られた。 数値目標を達成する見込み 数値目標を達成している。 数値目標を達成する見込み	森林整備課 土地・水調整課 自然保護課 水産課	
自然と人の多様な自然環境を保全する。	自然と人の多様な自然環境を保全する。	自然と人の多様な自然環境を保全する。	・国立・国定・県立自然公園利用者数 H19: 16,000千人 (H22: 23,500千人) ・県立自然公園年間利用者数 H19: 9,030千人 (H22: 10,000千人) ・都市計画区域域内一人あたりの緑地面積 H19: 23.2㎡/人 (H22: 25㎡/人)	国立公園等の施設整備を推進する。 都市公園の整備を推進する。	国立公園等施設整備事業 自然公園等施設整備事業 都市公園整備事業	・国立・国定・県立自然公園利用者数 ・県立自然公園年間利用者数 ・面積 22.57㎡/人	内水面漁協等による取組に加え、外来種駆除マニュアル(河川版)を作成した。 前年に比べ自然公園利用者数は140千人減少した。	都市計画課		
自然と人の多様な自然環境を保全する。	自然と人の多様な自然環境を保全する。	自然と人の多様な自然環境を保全する。	・エコツアーリーダー研修会参加者数 H19: 10人 ・案内者認定者数(累計) H19: 334人 (H22: 425人)	エコツアーを中心とした自然体験活動を推進する。 案内者認定者数(累計)を増やすため、講習会や研修会等を開催する。	自然体験活動推進モデル事業	・エコツアーリーダー研修会の参加者数 ・講習会参加者数(141名)	今回の研修者は10名であったが、3か年でエコツアーリーダー研修会の研修生を100名を目標にしたいため、全体では目標を達成できた。 H19年度は案内者認定者数32名(H20: 32名)	自然保護課 森林整備課		

環境側面	環境目的	環境目標	数値目標 (平成19年度)	取組内容	事業名	監視測定項目		実績	構成事業の評価		担当課
						項目名	項目名		事業実績	事業実績	
自然と人の共生	良好な景観を保全し創出を図る。	景観形成に資する支援等を行う。	景観形成住民協定認定数(H19: 13件(H22:16件)) うつくしま景観サポーター登録者数(累計) H19: 672人(H22:630人)	景観形成住民協定の締結等による景観の自主的な景観形成活動を促進する。	景観形成推進事業、景観高原広域サポーター推進事業	景観形成住民協定認定数 (累計) うつくしま景観サポーター登録者数(累計)	認定数 13件 登録者数 564人	須賀川市の3地区において住民協定の締結に向けて活動中で、H20年度中に認定予定である。 ・サポーター登録は、2年ごと(次回登録H20年度予定)。	環境評価課	環境評価課	
自然と人の共生	尾瀬地区及び葛城緑地帯の自然環境を保全する。	尾瀬地区の自然環境を保全する。	尾瀬の全入山者数に対する土・日曜日入山割合 H19: 45.9%以下 (H22: 43.8%以下)	尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する。	尾瀬地区保護適正化事業、尾瀬地域単独国立公園園地推進事業	尾瀬の全入山者数に対する土・日曜日入山割合	割合 45.9%	前年に比べ尾瀬国立公園誕生により0.9%増加。今後、平日の利用の広域に努める。	自然保護課	自然保護課	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	ごみゼロ社会の形成を推進する。	廃棄物の発生抑制、リサイクルを推進する。	ごみ排出量(1人1日当たり) H19: 979g(H22:930g) リサイクル率 H19: 21%(H22:26%) 産業廃棄物減量化・再生利用率 H19: 93%(H22:93%)	ごみの減量化・リサイクルを推進する。 産業廃棄物の減量化・適正処理を推進する。	うつくしまごみ減量化・リサイクル月間事業、産業廃棄物減量化・リサイクル総合対策事業、ごみ減量化・広域化支援事業	ごみ排出量(1人1日当たり)、リサイクル率	排出量 1,095g/人・日(H19年度) リサイクル率 15.6%(H18年度)	若干のごみ排出量の減少及びリサイクル率の向上が見られた。	環境共生課 一般廃棄物課	環境共生課 一般廃棄物課	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質排出量 H19: 88%(H22:100%) 下水道汚泥の有効利用率 H19: 70%(H22:100%) 農業用使用済みプラスチック適正処理率 H19: 100%(H22:100%)	汚染物質の減量化・リサイクルを推進する。 下水道汚泥の減量化・リサイクルを推進する。	産業廃棄物抑制及び再利用施設整備事業 市町村下水道事業等補助金、市町村下水道整備代行事業費、流域下水道費、流域下水道整備費	産業廃棄物排出量、産業廃棄物減量化・再生利用率、産業廃棄物最終処分量	排出量 8,632t(H18年度) 産業廃棄物減量化・再生利用率 93%(H18年度) 処分量 613t(H18年度)	汚染設備支援事業6件実施	産業廃棄物課	産業廃棄物課	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質排出量 H19: 2,500件	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	農業用使用済みプラスチックリサイクル総合対策事業	農業用使用済みプラスチックの適正処理率	適正処理率(推計)81%	農業者への啓発資料配付(90,000部) 農業用使用済みプラスチック処理推進研究会の開催(11/8) 地域協議会等が実施するリサイクル処理活動等への助成(4件) 計画どおり実施した。	循環型農業課	循環型農業課	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質排出量 H19: 79.2kg/ha(H22:72.2)	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	不法投棄防止総合対策事業	不法投棄発見件数	件数 164件	監視カメラの設置、監視指導員6名配置、監視員100名配置	産業廃棄物課	産業廃棄物課	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質排出量 H19: 8.9kg/ha(H22:8.5)	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	不法投棄防止総合対策事業	不法投棄発見件数	件数 2,328件	関係団体等を通じた啓発活動等を実施した他、原則として活動事例集の配付やHPでの制度紹介などの普及活動を実施した。	環境共生課	環境共生課	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	汚染物質排出量 H19: 20,000人(H22:20,000人)	汚染物質の発生抑制、リサイクルを推進する。	不法投棄防止総合対策事業	不法投棄発見件数	7件	7社の事業に対し支援した。	産業廃棄物課	産業廃棄物課	

環境側面	環境目的	課題目標	数値目標 (平成19年度)	取組内容	事業名	監視測定項目		実績	構成事業の評価		担当課
						項目名	事業実績		事業計画に基づき、効果的に立案調査水・大気環境課 及び常時監視等を実施した。		
環境への負荷の少ない持続可能な社会の形成	大気、水、土壌等の保全対策を推進する。	水質保全対策を推進する。	・水質環境基準達成率(海域のCOD) H19: 100%(H22: 100%) ・水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん) H19: 100%(H22: 100%) ・水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん) H19: 100%(H22: 100%) ・汚水処理人口普及率 H19: 69%(H22: 80%程度)	下水道の整備を推進する。 市町村下水道事業費等補助金、市町村下水道整備代行事業費、流域下水道費、流域下水道整備費(市域)	水質環境基準達成率(海域のCOD) 水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん) 水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん)	・100% ・71.4% ・100%	事業計画に基づき、効果的に立案調査水・大気環境課 及び常時監視等を実施した。	水・大気環境課			
		下水道における農業集落排水処理施設の整備を推進する。		市町村下水道事業費等補助金、市町村下水道整備代行事業費、流域下水道費、流域下水道整備費(市域)	汚水処理人口普及率、下水道処理人口	・汚水処理人口 69.6% ・下水道処理人口 45.7%	4流域及び34市町村において、下水道事業を実施した。	下水道課			
		農村における農業集落排水処理施設の整備を推進する。		農業集落排水事業	農業集落排水処理施設による普及率	・普及率 6.3%	H19年度までに197処理区で供用開始、H20年度は、24地区で事業実施中。	農村環境整備課			
		合併処理浄化槽の設置を推進する。		浄化槽整備事業、市町村合併処理浄化槽整備事業、高度処理型合併処理浄化槽設置事業	合併処理浄化槽設置数、高度処理型合併処理浄化槽設置数	・合併処理 3,953基(H18年度) ・高度処理 45基(H18年度)	H18年度は市町村の要望どおりの事業を行った。成果があった。 (H18年度浄化槽による汚水処理人口普及率16.7%)	一般廃棄物課			
		猪苗代湖及び葦原湖の水環境を保全する。		猪苗代湖等水辺環境保全事業、葦原湖等水辺環境保全事業、猪苗代湖・葦原湖・秋元湖・小野川湖・秋元湖・葦原湖・鹿沙門沼の水環境保全事業	猪苗代湖のCOD(平均)値、葦原湖のCOD(75%)値	・猪苗代湖 0.6 mg/l ・葦原湖 3.0 mg/l ・小野川湖 3.4 mg/l ・秋元湖 4.1 mg/l ・葦原湖 2.8 mg/l ・鹿沙門沼 1.0 mg/l	猪苗代湖等水辺環境保全事業(モニタリング活用)2千部作成配付 猪苗代湖水質モニタリング調査事業(猪苗代湖及び流入河川等の水質調査実施) 猪苗代湖・葦原湖湖沼水環境保全協議会運営事業(運営費の負担及び各種事業へ参加) 猪苗代湖・葦原湖湖沼水環境保全協議会運営事業等に対する高度処理施設整備事業(補助件数2件)	水・大気環境課			
		重機・トラック等の交通手段の取組みを推進する。		低公害車の普及促進に関する啓蒙を行う。	低公害車普及促進事業(再掲)	・台数(累計) 7,402台	H18年度はハイブリット車の導入や電気自動車、天然ガス車の運行及びホームページでの情報提供により低公害車購入の普及を促した。	環境共生課			
		環境に配慮した道路整備や物流を推進する。		県内企業の物流効率化等を促進し、物流活動を推進する。	物流推進事業	・54.1%(H17年度)	「福島県グリーン物流推進研究会」を設立し、環境にやさしい物流について検討を進めている。 ・「物流効率化セミナー」を開催し、物流効率化及びCO2削減を目指す取組みについて事例発表を行った。	企画調整課			
地球温暖化防止の積極的な取組み	地球温暖化防止対策を推進する。	地球温暖化防止対策を推進する。	・温室効果ガス削減のための普及啓蒙等を実施する。 ・温室効果ガス削減のための普及啓蒙等を実施する。 ・温室効果ガス削減のための普及啓蒙等を実施する。	温室効果ガス削減のための普及啓蒙等を実施する。 温室効果ガス削減のための普及啓蒙等を実施する。 温室効果ガス削減のための普及啓蒙等を実施する。	温室効果ガス削減のための普及啓蒙等を実施する。 温室効果ガス削減のための普及啓蒙等を実施する。 温室効果ガス削減のための普及啓蒙等を実施する。	・排出量 123.5 (H18年度) ・発生量削減率 36.6%(平成19年度)	各事業を通じて普及啓蒙を図った。 (国・市町村教育委員会への参加の働きかけ等)	環境共生課			

環境側面	環境目的	環境目標	数値目標 (平成19年度)	取組内容	事業名	監視測定項目		実績	構成事業の評価		担当課
						項目名	項目数		事業実績	評価	
地球環境確保 全への積極 的な取組み	地球温暖化 対策を推進 する。	地球温暖化 対策の多様 な取組みを 推進する。	・グリーンエコネ ルカー自動車 普及台数 H19: 9,300 台 (H22: 15,000台)	低公害車の普及促進に関する啓発を 行う。	低公害車普及促進事業(再掲)	グリーンエコ ネルカー自 動車の普 及台数	7,402台	県公用車でのハイブリット車の導入や 電気自動車、天然ガス車の運行及び ホームページでの情報提供により低公 害車導入の普及啓発を図った。	環境共生課		
環境教育・ 学習の推進	多様な場 における環 境教育・学 習の機会 の充実を図 る。	環境教育・ 学習の機会 を拡大する。 体験型・実 践型の環境 教育・学習 を推進する。	・環境アドバイザー等派遣事業受 講者数(累計) H19: 19,500人 (H22: 24,000人) ・子どもエコクラブ登録数・人数 (H22: 80クラブ・2,600人) ・せせらぎスクール参加団体数・ 延べ参加者数 (H22: 250団体・8,850人) ・うつくしまエコリーダー認定者 数(累計) H19: 1,600人 (H22: 1,800人)	市町村、各種団体が開催する環境 アドバイザー等に環境アドバイザー等 を派遣する。 児童、生徒の体験的実践学習を推進 するため、環境学習資料の提供を行 う。	環境アドバイザー等派遣事業 せせらぎスクール推進事業、 環境保全推進員養成講座事業(再 掲)	環境アドバイザー等派遣事業受 講者数(累計)	受講者数 19,097人 (H19年度: 1,272人)	講師として環境アドバイザーを派遣し、 環境教育、学習を推進した。	環境共生課		
参加と連携 に基づく環 境ネットワーク 構築	各主体の目 的の共通化 の促進と連 携を図る。	指導者の育 成を図る。	・うつくしまエコリーダー認定者 数(累計) H19: 1,600人 (H22: 1,800人)	環境学習や環境活動のリーダーとなる 環境保全推進員(エコリーダー)等を 養成する。	環境保全推進員養成講座事業(再 掲)	うつくしまエコリーダー認定者数 (累計)	認定者数 1,547人	県内4か所での講座を開催した。若年層 の認定の増加を図るため土日での開催 としたが、50〜60才層の出席者が多く、 また、講座への参加者そのものも低調 となった。	環境共生課		
		自主的な環 境保全活動 を推進する。	・NPO法人の認定を受けた環 境保全に關連する民間活動団 体数(累計) H19: 170 団体 (H22: 200 団体)	環境保全活動の低次の拡大と活性化 を図るための事業を行う。	地球温暖化対策地域協議会運営 事業(再掲) 環境保全推進員養成講座事業(再 掲) 環境アドバイザー等派遣事業(再 掲)	NPO法人の認定を受けた環境 保全に關連する民間活動団体 数(累計)	180 団体	様々な事業により、地域での地域温暖 化対策等の環境保全活動の拡大を 図った。	環境共生課		
		環境にやさ しい買い物 の促進を図 る。	・環境にやさしい買い物(グリー ン購入)推進キャンペーン参加店 舗数 H19: 1,680 店舗 (H22: 2,000 店舗) ・環境管理セミナー参加者数 (累計) H19: 3,550 人 (H22: 4,000 人) ・環境マネジメンシステム認証 取得事業所数 H19: 338 事業 所 (H22: 410)	グリーン購入推進キャンペーンの実施 等により、グリーン購入を普及・啓発す る。	環境にやさしい買い物(グリー ン購入)推進キャンペーン参加店 舗数(再掲)	環境にやさしい買い物(グリー ン購入)推進キャンペーン参加店 舗数	協力店数 1,750 店舗	目標を上回った。 県民のグリーン購入に対する意識は 年々高まっている。	環境共生課		
		県の事業 者、消費者と しての環境 保全に向け た取組みの 推進	・環境管理セミナー参加者数 (累計) H19: 3,550 人 (H22: 4,000 人) ・環境マネジメンシステム認証 取得事業所数 H19: 338 事業 所 (H22: 410)	事業活動における環境負荷低減や環 境保全活動を推進するため、セミナー を開催する。	環境負荷低減普及啓発事業	環境管理セミナー参加者数(累 計) 環境マネジメンシステム認証 取得事業所数	参加者 3,782 人 (H19: 3回、262名) ・認証取得事業所数 411 事業所	環境管理セミナー等を開催し、事業所 における環境負荷低減の活動を促進し た。	環境共生課		
		イベント開催 に当たって の環境記録 を推進する。	・環境にやさしい買い物(グリー ン購入)割合 H19: 97% (H22: 100%)	環境マネジメンシステム及びふくしま エコオプティマス実践計画に基づき取組み を進める。	うつくしまエコオプティマス推進事業	環境にやさしい買い物(グリー ン購入)割合	再生紙の古紙配合率 (H18: 94.1%)	再生紙の古紙配合率確保問題により測 定不能	環境共生課		
		イベント開催 に当たって の環境記録 を推進する。	・うつくしまエコイベント認定件 数 H19: 35 件	うつくしまエコイベント推進事業 の推進を推進する。	うつくしまエコイベント推進事業	うつくしまエコイベント認定件数	認定数 32件	認定を受けたイベントにおいて積極的 な環境負荷低減活動が行われた。ま た、エコイベントを通してイベント参加者 に対する普及啓発が行われた。	環境共生課		

3 酸性雨モニタリング調査結果

(1) ろ過式酸雨採取装置による降雨のpHの推移(通年(4月～翌年3月))

調査地点 年度	福島 一降水全量	会津若松 一降水全量	郡山 一降水全量	いわき 一降水全量	羽鳥 一降水全量
平成 4	4.3～6.3 4.9	3.9～5.6 4.6	4.7～6.4 5.1	3.9～6.6 4.7	4.6～6.3 5.0
平成 5	4.5～6.2 5.2	4.3～6.5 5.1	4.6～6.6 5	4.1～5.4 4.8	4.8～6.2 5.2
平成 6	4.9～6.5 5.4	4.5～6.5 4.8	4.4～6.2 5.0	4.1～5.3 4.7	4.2～5.9 4.7
平成 7	4.9～6.5 5.4	4.4～6.3 4.7	4.3～5.6 5.3	—	4.6～6.3 5.0
平成 8	4.3～6.8 5.0	4.4～6.0 4.8	4.5～6.6 5.1	4.5～6.1	4.5～5.0 4.8
平成 9	4.3～6.7 4.9	4.6～6.4 4.9	4.7～6.9 5.1	4.1～6.1 4.7	4.6～5.3 4.9
平成 10	4.4～6.9 5.4	4.6～6.4 5.1	5.0～6.6 5.3	4.3～7.8 4.7	4.6～5.7 5.0
平成 11	—	4.5～6.8 5.1	4.8～6.2 5.3	4.3～6.9 5.1	4.4～5.5 4.9
平成 12	—	4.4～6.5 5.0	4.2～6.3 4.8	4.0～5.7 4.7	4.3～5.7 4.7
平成 13	—	4.1～7.1 4.6	4.7～5.7 4.6	4.1～6.4 4.7	4.3～5.1 4.6
平成 14	—	4.2～7.1 4.9	4.3～6.4 4.7	4.4～6.6 4.7	4.1～5.2 4.6
平成 15	—	4.4～6.5 4.8	4.4～6.9 4.7	4.2～6.3 4.8	4.5～6.0 4.8
平成 16	—	4.3～6.0 4.7	4.2～6.0 4.7	4.2～6.4 4.7	4.4～6.1 4.7
平成 17	—	4.2～5.6 4.9	4.2～6.1 4.6	4.0～5.5 4.5	4.2～5.0 4.5
平成 18	—	4.2～6.3 4.9	4.5～6.6 5.0	4.1～6.0 4.8	4.4～5.6 4.8
平成 19	—	4.2～6.4 4.7	4.4～6.4 4.9	4.1～5.7 4.6	4.3～5.2 4.6

水・大気環境課調べ

(注) 1 調査場所 福島:衛生研究所屋上(福島市)、会津若松:会津保健福祉事務所屋上(会津若松市)、郡山:環境センター屋上(郡山市)、いわき:いわき市公害対策センター屋上(いわき市) 羽鳥:羽鳥湖付近(天栄村)

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値はいわき市が、平成12年度以降の「郡山」は郡山市が調査したものです。

3 ろ過式酸性雨採取装置の採取期間は、原則として2週間です。羽鳥の採取期間は、原則として1ヶ月です。

4 ろ過式酸性雨採取装置は、雨水の長期モニタリングの装置で、DG(デポジットゲージ)にろ紙によるろ過機能を取り付け、原則として2週間に1回の割合で雨水を採取しています。

(2) 梅雨期(6月～7月)における降雨のpHの推移

調査地点 年度	福 島		会津若松	郡 山		い わ き	
	初期降水 1mm	一降水全量	一降水全量	初期降水 1mm	一降水全量	初期降水 1mm	一降水全量
昭 和 5 8	—	—	—	4.1～5.4 4.4	—	—	—
昭 和 5 9	—	—	—	3.9～6.3 4.5	—	—	—
昭 和 6 0	—	—	—	4.0～4.6 4.3	—	—	—
昭 和 6 1	(3.5～5.3) (4.0)	(3.9～5.8) (4.8)	—	4.6～5.2 4.8	4.7～5.3 4.8	—	—
昭 和 6 2	3.4～4.9 3.9	3.7～5.0 4.6	—	3.6～6.5 4.6	4.4～5.1 4.7	[4.4]	—
昭 和 6 3	4.9～6.6 5.7	4.2～6.0 4.7	—	4.3～5.1 4.7	4.3～6.2 5.0	5.9～6.5 6.1	4.2～6.8 5.1
平 成 元	4.1～5.5 4.3	4.4～6.2 4.6	—	3.9～5.8 4.4	4.0～5.7 4.5	3.8～5.5 4.3	3.9～5.6 4.3
平 成 2	3.9～5.6 4.4	4.3～6.4 4.8	—	4.7～6.2 5.2	4.3～5.9 5.0	3.8～4.8 4.1	3.8～5.9 4.7
平 成 3	4.2～5.3 4.6	4.2～5.9 4.8	—	4.0～7.5 4.5	4.0～5.9 4.8	3.6～4.6 4.1	3.9～4.9 4.6
平 成 4	—	4.3～5.4 5.0	—	4.0～6.9 4.4	4.2～5.7 4.7	3.9～4.9 4.3	4.0～5.7 5.0
平 成 5	—	4.0～6.1 4.5	4.4～5.4 4.9	3.5～5.0 4.0	3.9～5.1 4.8	3.5～5.0 4.1	3.8～5.4 4.7
平 成 6	—	4.7～6.0 5.0	4.6～6.5 4.9	3.8～5.4 4.1	4.1～5.1 4.3	4.3～5.5 4.5	3.8～4.8 4.5
平 成 7	—	4.1～6.6 5.1	4.1～5.8 4.7	3.5～5.8 4.4	4.2～5.7 4.8	4.1～4.6 4.2	4.0～4.9 4.6
平 成 8	—	4.5～6.2 4.8	4.4～6.4 4.8	3.7～6.6 4.5	3.8～5.3 4.6	3.8～6.0 4.2	4.2～5.5 4.6
平 成 9	—	3.8～5.3 4.4	3.9～5.9 4.7	4.0～5.9 4.6	4.4～5.4 4.8	3.7～4.8 4.0	4.1～5.2 4.5
平 成 10	—	4.3～5.8 4.6	4.7～5.4 4.9	4.2～5.4 4.5	4.2～5.3 4.8	3.6～4.8 3.9	3.5～4.6 4.2
平 成 11	—	—	4.3～5.9 4.9	3.8～6.4 4.2	4.0～5.6 5.1	3.5～5.0 4.1	3.6～6.2 4.9
平 成 12	—	—	4.3～4.8 4.5	3.8～5.9 4.6	4.2～5.9 4.7	4.1～6.0 4.4	4.5～5.8 4.8
平 成 13	—	—	4.5～5.5 4.8	3.5～5.0 4.2	4.2～4.9 4.5	4.0～4.3 4.2	4.1～4.7 4.5
平 成 14	—	—	4.0～5.0 4.5	3.7～6.0 4.1	4.1～5.1 4.7	3.5～4.4 3.9	4.1～4.8 4.7
平 成 15	—	—	4.2～5.6 4.7	3.8～5.0 4.1	4.0～5.1 4.5	3.5～4.7 3.9	3.8～4.7 4.4

水・大気環境課調べ

(注) 1 調査場所 福島:衛生研究所屋上(福島市)、会津若松:会津保健福祉事務所屋上(会津若松市)、郡山:環境センター屋上(郡山市)、いわき:いわき市公害対策センター屋上(いわき市)

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値は、いわき市が調査したものです。

3 ()内の数値は、7月～10月のデータを示します。

4 []内の数値は、参考値です。

(3) 降雪期(1月～2月)における降雨(雪)のpHの推移

調査地点 年度	福島 一降水全量	会津若松 一降水全量	郡山 一降水全量	いわき 一降水全量
平成元	4.0～6.4 4.5	—	4.8～6.9 5.0	3.9～6.3 4.3
平成2	4.2～6.4 4.8	—	4.6～6.0 5.2	4.0～5.8 5.0
平成3	4.0～7.5 4.8	—	4.3～4.9 4.4	4.0～5.0 4.6
平成4	4.3～5.7 4.7	—	4.6～4.9 4.8	4.1～6.0 4.9
平成5	4.1～5.8 4.9	4.3～5.5 4.6	4.3～5.5 4.9	4.1～5.7 4.5
平成6	4.1～5.8 4.9	4.2～5.4 4.7	4.2～5.1 4.6	3.9～4.2 4.6
平成7	4.1～6.6 5.1	4.0～4.8 4.5	4.2～6.6 5.2	4.5～7.1 5.1
平成8	4.6～5.8 4.9	3.8～5.2 4.4	4.4～5.6 4.9	4.1～4.9 4.6
平成9	3.9～5.9 4.4	4.4～5.1 4.7	4.4～5.7 5.1	5.3～6.1 5.5
平成10	5.2～6.1 5.3	4.2～5.1 4.6	4.6～5.6 4.9	4.4～6.6 4.8
平成11	—	4.0～5.3 4.6	4.4～6.2 5.0	4.3～5.3 4.5
平成12	—	4.9～6.4 5.5	4.4～6.6 5.3	4.5～4.9 4.7
平成13	—	4.1～6.0 4.6	4.7～5.7 5.1	5.0 5.0
平成14	—	4.2～6.8 4.8	3.7～6.0 4.8	4.1～4.8 4.7
平成15	—	4.4～4.9 4.6	4.5～5.6 5.2	4.1～4.7 4.4

水・大気環境課調べ

- (注) 1 調査場所 福島:衛生研究所屋上(福島市)、会津若松:会津保健福祉事務所屋上(会津若松市)、郡山:環境センター屋上(郡山市)、いわき:いわき市公害対策センター屋上(いわき市)
- 2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値は、いわき市が調査したものです。

4 環境アドバイザー名簿(平成20年度)

項目	氏名	役職等	専門分野	講演内容等
大気	落合良二	医療法人落合会理事	化学	大気汚染・化学物質など
	渡邊明	福島大学共生システム理工学類教授	地球物理学	地球温暖化など
水	千葉茂	福島大学名誉教授	地球化学	猪苗代湖や裏磐梯の湖沼水質など
	中村玄正	前日本大学工学部教授 日本大学工学部客員研究員	衛生工学	河川の水質汚濁・自浄作用など
	橋本孝一	NPO法人いわき環境研究室理事長	衛生工学	河川汚濁物質の解析、 河川空間の創造など
地球環境	弦間一郎	(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 事務局次長兼森林交流推進課長	野鳥観察・ 里山保全・ 森林環境教育	野鳥観察、自然観察など
	小荒井実	NPO法人わかば自然楽校理事長	自然観察	自然保護、植物観察など
	関口武司	いわき明星大学科学技術学部長	生物化学	微生物、バイオマスの有効利用など
	塘忠顕	福島大学共生システム理工学類准教授	生物学	水生生物、水環境保全など
	東之弘	いわき明星大学科学技術学部システム デザイン科主任教授	環境エネルギー工 学	地球環境問題、エネルギー問題など
	樋口利雄	福島県植物研究会会長	植物	尾瀬、吾妻山などの植生復元など
	二見順	東日本国際大学経済情報学部教授	ガス濃度分析	生態系内のエネルギーバランス(ガ スバランス)など
	星一彰	福島県自然保護協会会長	自然観察	動植物の保護、環境学習など
	溝口俊夫	福島県鳥獣保護センター参与(県専門 員)	自然観察・ 野生動物	野生動物の保護など
	ごみ問題・ リサイクル	阿部成治	福島大学人間発達文化学類教授	住居学
川村吉郎		(社)福島県産業廃棄物協会監事	産業廃棄物	産業廃棄物の適正処理など
長澤利枝		環境省公認環境カウンセラー	一般廃棄物	ごみ問題と循環型社会形成など
渡辺哲		福島学院大学福祉学部准教授	消費経済学	循環型経済社会の構築など
星空観察	大野裕明	天文ジャーナリスト	星空観察	天体観測など
	桂伸夫	いわき天文同好会会長	星空観察	天体観測、光害など
	佐藤誠一	福島県立浪江高等学校津島分校分校長	星空観察	地学、天体観測全般など
	佐藤光	福島天文同好会事務局長	星空観察	天体観測(彗星観測)など

(敬称略・五十音順)

5 平成19年度環境関係調査研究一覧

調査研究名等	目的	実施機関名
<p>1 猪苗代湖水質モニタリング調査</p> <p>(1) 猪苗代湖及び主要流入河川のイオンバランスの季節変動と経年変化調査</p> <p>(2) 酸性河川源流域の水質調査</p> <p>(3) 猪苗代湖の流入・流出河川等の基礎調査</p>	<p>猪苗代湖のpH上昇や有機性汚濁指標となるCOD上昇など、猪苗代湖の水質の急激な悪化に対応するために、各種調査を実施しました。</p> <p>猪苗代湖並びに酸性水を供給する長瀬川及びその支川において水質を調査し、湖内及び主要流入河川における各溶存成分の量や組成の季節的、経年的変化を把握しました。</p> <p>長瀬川に酸性水を供給している硫黄川流域の水質調査を実施し、各溶存成分の量や組成の季節的変化を把握しました。</p> <p>今まで水質分析未実施の流入・流出河川について調査を実施し、猪苗代湖の流入・流出に係る物質収支を把握しました。</p>	<p>環境センター</p>
<p>1 猪苗代湖環境負荷に対するユビキタスセンシングモニターの開発</p>	<p>水質センサーとPHS、携帯電話を組合せ、遠隔からリアルタイムでデータの取得が可能なセンサーネットワークシステムを開発しました。ネットワークを通じて容易にデータの取得ができ、他の環境システムとも連携可能な環境情報化システムの構築に取り組みました。</p>	<p>ハイテクプラザ</p>
<p>2 内燃機関への植物油利用技術</p>	<p>地域循環型社会の形成におけるキーテクノロジーである内燃機関への植物油燃料の利用可能性について、バイオディーゼル燃料、ひまわり油、石油燃料の比較検討を行いました。</p>	
<p>3 人工浮島の施工による湖沼の水質保全</p>	<p>希少動植物が生息する湖沼において、人工浮島を施工し、浮島に繁殖したヨシ等による水質浄化能を明らかにしました。安価で浄化能力の大きい人工浮島の施工技術を開発するとともに、浮島の施工が生物多様性の保全に果たす役割についての評価も行いました。</p>	
<p>4 新エネルギー用マイクロ発電システムの開発</p>	<p>風力と小水力を利用する新エネルギー発電システムを開発します。平成19年度は、小型の風車と水車、低回転で発電可能な発電機、蓄電池を備え独立電源として稼働できる電力変換機、電力変換器用制御ボードを開発しました。</p>	
<p>5 酸化セリウム系ガラス研磨材のリサイクルに関する研究</p>	<p>酸化セリウム系ガラス研磨材の廃棄物をリサイクルするため、再生研磨材の回収試験を行います。水中での沈降速度の差を利用して、ガラス成分と研磨材成分が分離できることを確認し、回収した再生研磨材による研磨性能の測定を行います。</p>	
<p>6 フェノール系有機資源の物質選択性を利用した高機能エコ製品の開発</p>	<p>褐藻類に含まれるアルギン酸を用いたゲルに、重金属やホルムアルデヒドを吸着する天然多価フェノールである柿渋を内包させることで、環境にやさしい機能性を付加したゲルを作製します。柿渋を架橋、高分子化して溶出を抑え、亜鉛を用いた重金属吸着実験において、良好に吸着できることを確認します。</p>	
<p>7 難分解性有機質を分解する酵素の開発</p>	<p>コラーゲン含有廃棄物を速やかに分解できる酵素を開発するため、コラーゲン分解酵素の生産菌を探索します。発見した微生物が、培養液のコラーゲン分解活性の最適pH及び最適温度のコンポスト化条件に適しているかどうか分析を行います。</p>	
<p>8 植物育成促進のための微生物資源の検討</p>	<p>会津桐の栽培優良地及び不良地の土壌をサンプルし、土壌中に存在する微生物の解析を行いました。その結果、土壌によって微生物の多様性や種類などが大きく異なることが分かりました。</p>	
<p>9 酵素およびオゾンを利用した余剰汚泥減容化の研究</p>	<p>排水処理による余剰汚泥を減らして排水処理を円滑に進めるとともに、現有機器を使って水の使用量が多い製品を増産したいという企業の要望に応じて、オゾンと酵素を利用した汚泥の減容化技術の開発に取り組みました。</p>	

調査研究名等	目的	実施機関名
1 露地夏秋野菜における灌水同時施肥栽培法の確立	露地夏秋野菜は、窒素施用量が多い傾向にあるため、環境負荷の少ない灌水同時施肥技術を検討します。	農業総合センター
2 総合的病害虫管理(IPM)による農作物安定生産技術	農家自らが防除要否の判断を行えるよう、病害虫の発生生態の解明、化学合成農薬・各種耕種的防除技術の個々の評価を定量的に行い、さらに必要最小限の農薬散布で最大の効果が得られるように、これらの防除技術の統合化を図ります。	
3 畑地からの栄養塩類の溶脱抑制技術	園芸作物栽培での肥料や有機物の施用による栄養塩類の溶脱効果を明らかにし、溶脱抑制のための技術を検討します。	
4 わが国とアジア諸国の農耕地からの実効的 CH ₄ 、N ₂ O ソース制御技術の開発	水田から発生する温室効果ガスを抑制するため、水管理技術及び施肥管理技術を検討します。	
5 土壌機能モニタリング調査	県内耕地土壌の代表地点における土壌環境の実態及びその経年変化を把握し、土壌管理のための基礎資料とします。	
6 持続的農業生産のための土壌管理指針の構築	有機性資源の耕地への連用効果を明らかにすることにより、有機性資源の循環利用を図るとともに、環境にやさしく持続的な農業推進のための土壌管理技術を確立します。	
7 県内に流通する多様な有機物の特性評価と施用指針の策定	有機性資源の種類が多様化しているため、県内で流通している有機性資源の成分や肥効特性を把握し、利用する際の指針を策定します。	
8 環境保全型土壌管理調査	県内耕地土壌中の亜鉛の自然賦存量を明らかにし、コンポスト等の施用上限の算出に役立つ重金属マップを作成します。	
9 園芸作物の栄養診断技術を活用した高品質栽培技術と効率的施肥管理技術の開発	生産性を維持しながら環境にやさしい簡易な施肥管理技術を開発します。	
10 湖沼の水質保全技術に関する研究	水質汚濁が懸念される湖沼等へ、環境負荷物質の吸収能が高く、耐久性にも優れた改良型の人工浮島を試作し、その有効性を検討します。	
11 果樹園での資源循環利用による環境負荷軽減技術の開発	果樹園で毎年発生するせん定枝を有機性資源として利活用する技術を検討します。	
12 果樹における化学合成農薬削減技術の確立	農薬の効率的利用あるいは生物農薬の利用等により化学農薬の使用削減及び効果的病害虫防除技術を開発し、病害虫防除指針の防除体系を改善します。	
13 東北地域における農薬50%削減リンゴ栽培技術体	リンゴおよびモモの樹種複合地域における省力共通防除技術を検討します。	
14 複合交信かく乱条件下での昆虫行動制御資材を用いた害虫感知新技術の開発	殺虫剤以外の資材を利用し、交信かく乱対象外害虫や枝幹害虫などに対する新たな防除技術を検討します。	
15 堆肥・液状物等の循環利用技術の確立	農地への堆肥成分の過剰施用を回避するため、土壌循環を考慮した堆肥・液状物の還元方法を検討します。また、地域副産物を利用した堆肥化・リサイクル技術を検討します。	
16 畜産における環境負荷・悪臭低減技術の確立	家畜排せつ物中の環境負荷物質の低減のための飼養管理技術を検討します。また、畜舎等周辺部及び農地への堆肥等施用時の悪臭低減技術について検討します。	
17 堆肥を利用した牧草・飼料作物の低コスト栽培・調製技術の開発	自然循環機能を活用した飼料生産を目指すため、牧草・飼料作物の生産性維持に必要な堆肥の効率的利用方法を検討します。	
18 家畜排せつ物の堆肥化・処理利用技術の確立	農家が求める良質堆肥生産のための堆肥化促進技術、流通技術、施用技術を検討します。	
19 農業集落排水汚泥の有機物資源循環利用実証試験	農業集落排水汚泥を未利用有機物資源として地域内で循環させるため、農耕地での有効利用と適正利用技術を検討します。	
20 斑点米カメムシ発生予察技術の高度化と斑点米被害抑制技術の開発	米の品質低下の大きな原因となっている斑点米の被害を抑制するため、精度の高いカメムシの発生予察技術を検討します。また、水田への農薬投入量を軽減する技術も検討します。	
21 水環境保全総合研究事業	間伐材や木炭を利用した環境負荷の少ない手法による農業排水路の水質浄化技術を検討します。	
22 水田地帯における水環境及び自然生態系保全技術の確立	排水路内に流入する汚染源を土地利用別に把握し、汚染物質の軽減を目指すとともに、生き物にやさしい生態系に配慮した水田、用排水路の整備技術を検討します。	

調査研究名等	目的	実施機関名
1 ナラ類の集団枯損に関する防除技術の開発	ナラ類の集団枯損はカシノナガキクイムシによって運ばれるナラ菌(通称)によって引き起こされる病気です。被害形態の解明を行い、より簡便で効果的な新たな防除方法の解明を行います。	林業研究センター
2 森林施業の温室効果ガス吸収排出影響評価	森林施業のメタン、亜酸化窒素の吸収・排出への影響を解明します。	
1 漁場環境保全推進事業	良好な漁場環境を維持するため、長期にわたる水質調査(水温、塩分、溶存酸素、透明度)、生物調査(藻場、底生生物)および底質調査(粒度組成、強熱減量、COD、全硫化物)を実施するとともに、漁業被害防止のための漁場監視を行います。	水産試験場
1 漁場環境保全推進事業(内水面)	良好な漁場環境の維持、達成を図るため、水質及び生物(付着藻類、底生生物)のモニタリングを行います。	内水面水産試験場
2 内水面漁場環境保全研究事業	外来魚の生息する水域で、環境環境の変化を把握するため、魚類のモニタリングを行います。 また、「魚の住みやすい川」という視点で、魚道の有効性や人工構造物が魚類に与える影響を調査し、それらの改良や新規設計に向けて結果を関係機関に提供します。	
3 河川域緊急対策事業	漁業権魚種を始めとして生態系の保全を図るため、「河川域における外来魚駆除マニュアル」の作成に向けた調査及び啓発活動を行います。	
4 魚類生態系保全モデル事業	漁協等が実施する外来魚駆除事業について、技術的な支援(指導・監督)を行うとともに、モニタリング調査及び駆除用の改良型漁具・漁法の開発を行います。	
5 外来魚抑制管理技術開発事業	急深なダム湖でも外来魚が侵入・繁殖していることが確認され、繁殖生態が浅い湖沼におけるものとは異なることから、従来の駆除技術では対応できない。このため、急深な湖沼における生態を調査し、効果的駆除技術を開発します。	

自然環境関係

6 ふくしまレッドリスト(植物)

※「注意」及び「未評価」は略

絶滅	スカイイチシダモドキ、ノギリシダ、イワヤシダ、 <u>ガガブダ</u> 、ネコノシタ、 <u>リュウノヒゲモ</u> 、イワキアブラガヤ、ミカワスプタ
絶滅危惧Ⅰ類	<u>ミガワイクビゴケ</u> 、カシミールクマノゴケ、 <u>クマノゴケ</u> 、 <u>ジョウレンホウオウゴケ</u> 、キヌシツボゴケモドキ、 <u>サンカクキヌシツボゴケ</u> 、 <u>コキヌシツボゴケ</u> 、 <u>トガリバハマキゴケ</u> 、 <u>ヒカリゴケ</u> 、 <u>テヅカチヨチンゴケ</u> 、 <u>クロカワゴケ</u> 、 <u>カワゴケ</u> 、 <u>マツムラゴケ</u> 、 <u>ヒメタチヒラゴケ</u> 、 <u>レイシゴケ</u> 、 <u>ササオカゴケ</u> 、オオサナダゴケ、 <u>コウライイチイゴケ</u> 、 <u>ケスジヤバネゴケ</u> 、 <u>ヒラウロコゴケ</u> 、 <u>ミヤジマヒメゴヘイゴケ</u> 、 <u>カビゴケ</u> 、 <u>ウニバヨウジョウゴケ</u> 、 <u>ミヤマミズゼニゴケ</u> 、 <u>ウキゴケ</u> 、 <u>イチョウウキゴケ</u> 、 <u>マツバラシ</u> 、 <u>コケスギラン</u> 、 <u>ミヤマハナワラビ</u> 、 <u>ヒメハイホラゴケ</u> 、 <u>カラフトメンマ</u> 、 <u>デンジソウ</u> 、 <u>オオマカラキクサ</u> 、 <u>ウミミドリ</u> 、 <u>ヒメナエ</u> 、 <u>アイナエ</u> 、 <u>ハマゴウ</u> 、 <u>アブノメ</u> 、 <u>オオアブノメ</u> 、 <u>ハマウツボ</u> 、 <u>エソノコギリソウ</u> 、 <u>コゴメヤナギ</u> 、 <u>サクラバハノキ</u> 、 <u>ツクバネガシ</u> 、 <u>オヤマソバ</u> 、 <u>ハママツナ</u> 、 <u>カゴノキ</u> 、 <u>レイジンソウ</u> 、 <u>サンリンソウ</u> 、 <u>カザグルマ</u> 、 <u>ヒメバイカモ</u> 、 <u>イトキンボウゲ</u> 、 <u>ナンブソウ</u> 、 <u>トガクシソウ</u> 、 <u>ケナシベニバナヤマシヤクヤク</u> 、 <u>オクヤマオトギリ</u> 、 <u>ミヤコオトギリ</u> 、 <u>コモウセンゴケ</u> 、 <u>ツルケマン</u> 、 <u>コマクサ</u> 、 <u>ミヤママンネングサ</u> 、 <u>アラシグサ</u> 、 <u>イワネコノメソウ</u> 、 <u>オオシラヒゲソウ</u> 、 <u>シラヒゲソウ</u> 、 <u>ザリコミ</u> 、 <u>カラフトダイコンソウ</u> 、 <u>リンボク</u> 、 <u>オオタカネバラ</u> 、 <u>タカネバラ</u> 、 <u>ホロムイイチゴ</u> 、 <u>ミヤマフユイチゴ</u> 、 <u>イワシモツケ</u> 、 <u>グンナイフウロ</u> 、 <u>アザマフウロ</u> 、 <u>マツバニンジン</u> 、 <u>マルミノウルシ</u> 、 <u>センダイトイゲキ</u> 、 <u>ヒナノキンチャク</u> 、 <u>クロビイタヤ</u> 、 <u>シバタカエデ</u> 、 <u>アンドンマユミ</u> 、 <u>ナガバノスミレサイシン</u> 、 <u>オオパタチツボスミレ</u> 、 <u>ミズマツバ</u> 、 <u>ヒメアカバナ</u> 、 <u>スギナモ</u> 、 <u>ミヤマウド</u> 、 <u>ミヤマトウキ</u> 、 <u>トウゴクハラオモダカ</u> 、 <u>スプタ</u> 、 <u>コバノヒルムシロ</u> 、 <u>ササバモ</u> 、 <u>カワツルモ</u> 、 <u>コアマモ</u> 、 <u>アズマホシクサ</u> 、 <u>シバナ</u> 、 <u>タチドジョウツナギ</u> 、 <u>ヒンジモ</u> 、 <u>ダケスゲ</u> 、 <u>ヒロハイツボンスゲ</u> 、 <u>ヒロハオゼヌマスゲ</u> 、 <u>イセウキヤガラ</u> 、 <u>ビヤッコイ</u> 、 <u>シラン</u> 、 <u>マメヅタラン</u> 、 <u>キンセイラン</u> 、 <u>キノエビネ</u> 、 <u>サルメンエビネ</u> 、 <u>クゲヌマラン</u> 、 <u>コアツモリソウ</u> 、 <u>クマガイソウ</u> 、 <u>アツモリソウ</u> 、 <u>キバナノアツモリソウ</u> 、 <u>イチヨウラン</u> 、 <u>セッコク</u> 、 <u>キリガミネアサヒラン</u> 、 <u>トラキチラン</u> 、 <u>サワトンボ</u> 、 <u>フガクズムシソウ</u> 、 <u>セイタカズムシソウ</u> 、 <u>スズムシソウ</u> 、 <u>コ克蘭</u> 、 <u>アオフタバラン</u> 、 <u>ヤチラン</u> 、 <u>カモメラン</u> 、 <u>ニヨホウチドリ</u> 、 <u>マツラン</u> 、 <u>モミラン</u> 、 <u>クモラン</u>
絶滅危惧Ⅱ類	ホソベリミズゴケ、オオミズゴケ、 <u>タチサヤスギゴケ</u> 、 <u>ハネホウオウゴケ</u> 、 <u>ヒロスジツリバリゴケ</u> 、 <u>ヤリカタツギ</u> 、 <u>コゴメイトサワゴケ</u> 、 <u>カサゴケモドキ</u> 、 <u>モミゴケ</u> 、 <u>ムジナゴケ</u> 、 <u>フクラゴケ</u> 、 <u>サイコクサガリゴケ</u> 、 <u>コメリンスゴケ</u> 、 <u>イボエチャボシノブゴケ</u> 、 <u>オニシメリゴケ</u> 、 <u>ミヤマハイゴケ</u> 、 <u>チチブハイゴケ</u> 、 <u>フサアイバゴケ</u> 、 <u>ウルシハネゴケ</u> 、 <u>クロヤスデゴケ</u> 、 <u>ウネリヤスデゴケ</u> 、 <u>カゴシマヤスデゴケ</u> 、 <u>ヨシナガクロウロコゴケ</u> 、 <u>ツボゼニゴケ</u> 、 <u>カタヒバ</u> 、 <u>ヒメミズニラ</u> 、 <u>コヒロハハナヤスリ</u> 、 <u>オニゼンマイ</u> 、 <u>オオキジノオ</u> 、 <u>キジノオシダ</u> 、 <u>チチブホラゴケ</u> 、 <u>コバノイシカグマ</u> 、 <u>フモトシダ</u> 、 <u>タチシノブ</u> 、 <u>シシラン</u> 、 <u>オオバノハチジョウシダ</u> 、 <u>イチョウシダ</u> 、 <u>イワヤシダ</u> 、 <u>イワオモダカ</u> 、 <u>サジラン</u> 、 <u>オオクボシダ</u> 、 <u>サンショウモ</u> 、 <u>サツキ</u> 、 <u>アサザ</u> 、 <u>スズメノトウガラシ</u> 、 <u>エソノカワジシャ</u> 、 <u>タヌキモ</u> 、 <u>ミミカキグサ</u> 、 <u>ホザキノミミカキグサ</u> 、 <u>ヒメタヌキモ</u> 、 <u>ヤチコタヌキモ</u> 、 <u>コウリンカ</u> 、 <u>ミヤマツチトリモチ</u> 、 <u>ヤナギヌカボ</u> 、 <u>ヌカボタデ</u> 、 <u>ナンブワチガイ</u> 、 <u>チョウセンゴミシ</u> 、 <u>フクジュソウ</u> 、 <u>レンゲショウマ</u> 、 <u>ミヤマハンショウヅル</u> 、 <u>アズマハンショウヅル</u> 、 <u>バイカオウレン</u> 、 <u>ミツバノバイカオウレン</u> 、 <u>ヒキノカサ</u> 、 <u>ツルキツネノボタン</u> 、 <u>ハルカラマツ</u> 、 <u>シキンカラマツ</u> 、 <u>ノカラマツ</u> 、 <u>シナノキンバイ</u> 、 <u>ムベ</u> 、 <u>ネムロコウホネ</u> 、 <u>オゼコウホネ</u> 、 <u>マツモ</u> 、 <u>ハンゲショウ</u> 、 <u>ミチノクサイシン</u> 、 <u>コシノカンアオイ</u> 、 <u>ヤマシヤクヤク</u> 、 <u>ナガバノモウセンゴケ</u> 、 <u>サジバモウセンゴケ</u> 、 <u>ミチノクエンゴサク</u> 、 <u>オサバグサ</u> 、 <u>エゾハタザオ</u> 、 <u>イワハタザオ</u> 、 <u>ミヤマタネツケバナ</u> 、 <u>タコノアシ</u> 、 <u>ヤシヤビシヤク</u> 、 <u>クロクモソウ</u> 、 <u>フキユキシタ</u> 、 <u>ザイフリボク</u> 、 <u>シロバナノヘビイチゴ</u> 、 <u>クロバナロウゲ</u> 、 <u>チシマザクラ</u> 、 <u>シャリンバイ</u> 、 <u>ハマナシ</u> 、 <u>コガネイチゴ</u> 、 <u>モメンヅル</u> 、 <u>フジキ</u> 、 <u>タヌキマメ</u> 、 <u>イヌハギ</u> 、 <u>ツガルフジ</u>

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)

絶滅危惧Ⅱ類	<p>ノウルシ、フエザンショウ、クロツバラ、ニッコウナツグミ、アワガタケスミレ、キバナノコマノツメ、テリハタチツボスミレ、<u>オオアカバナ</u>、ホザキノフサモ、タチモ、ホタルサイコ、ミシマサイコ、ツボクサ、ハマボウフウ、ウリカワ、<u>マルバオモダカ</u>、アギナシ、トチカガミ、セキショウモ、<u>ホソバノシバナ</u>、エゾノヒルムシロ、センニンモ、ミズヒキモ、ヒロハノエビモ、サガミトリゲモ、<u>イトトリゲモ</u>、イバラモ、シロウマアサツキ、オオチゴユリ、<u>ヤマスカシユリ</u>、ヒメマイヅルソウ、チシマゼキショウ、ヒメイフショウブ、<u>ミズアオイ</u>、<u>タマミクリ</u>、<u>エゾミクリ</u>、<u>ヒメミクリ</u>、ハイドジヨウツナギ、オオタマツリスゲ、ミヤマクロスゲ、キンチャクスゲ、ヌマクロボスゲ、キリガミネスゲ、ヌカスゲ、ノゲヌカスゲ、<u>ホソバオゼヌマスゲ</u>、エゾツリスゲ、タカネハリスゲ、<u>オオクグ</u>、イワスゲ、<u>オノエスゲ</u>、<u>エゾハリスゲ</u>、<u>ヌイオスゲ</u>、<u>スジヌマハリイ</u>、コホタルイ、マツカサススキ、エゾウキヤガラ、<u>コアニチドリ</u>、<u>ムギラン</u>、<u>エビネ</u>、<u>ナツエビネ</u>、<u>ギンラン</u>、<u>ユウシュンラン</u>、<u>トケンラン</u>、<u>サワラン</u>、<u>ハマカキラン</u>、<u>アケボノシユスラン</u>、<u>ベニシユスラン</u>、<u>ムヨウラン</u>、<u>コフタバラン</u>、<u>ヒメフタバラン</u>、<u>ホザキイチヨウラン</u>、<u>ヨウラクラン</u>、<u>ウチヨウラン</u>、<u>コケイラン</u>、<u>ヤマトキノウ</u>、<u>カヤラン</u>、<u>ヒトツボクロ</u>、<u>ヒロハトシボソウ</u>、<u>ハクウンラ</u></p>
準絶滅危惧	<p>ナメリオウムゴケ、トサノオウゴンゴケ、ハクチョウゴケ、マルバスナゴケ、アツバチョウチンゴケ、<u>コシノヤバナゴケ</u>、キヨスミイトゴケ、キダチヒラゴケ、ツガゴケ、モミシノブゴケ、ヤリノホゴケ、ナミスジヤナギゴケ、アサマヤノネゴケ、ナガハシゴケ、ヒラキバヤスデゴケ、オオスミクサリゴケ、トサノケクサリゴケ、エゾヤハズゴケ、<u>ミズニラ</u>、<u>コシダ</u>、<u>カニクサ</u>、<u>メヤブソテツ</u>、<u>ホシダ</u>、<u>オニヒカゲワラビ</u>、<u>ヘラシダ</u>、<u>ミヤマウラボシ</u>、<u>ビャクシン</u>、<u>アカヤシオ</u>、<u>マンリョウ</u>、<u>カラタチバナ</u>、<u>サクラソウ</u>、<u>ハマサジ</u>、<u>ヒイラギ</u>、<u>ホソバノツルリンドウ</u>、<u>クサタチバナ</u>、<u>フナバラソウ</u>、<u>イヨカズラ</u>、<u>スズサイコ</u>、<u>キジョラン</u>、<u>オオハシカグサ</u>、<u>ムラサキ</u>、<u>ヤマルリソウ</u>、<u>ムシヤリンドウ</u>、<u>ヒメハッカ</u>、<u>マルバコゴメグサ</u>、<u>ムシクサ</u>、<u>イヌノフグリ</u>、<u>カワヂシャ</u>、<u>ハグロソウ</u>、<u>ナンバンギセル</u>、<u>キヨスミウツボ</u>、<u>ムシトリスミレ</u>、<u>ムラサキミミカキグサ</u>、<u>エゾオオバコ</u>、<u>リンネソウ</u>、<u>シロヨモギ</u>、<u>コハマギク</u>、<u>ツワブキ</u>、<u>タカサゴソウ</u>、<u>ノニガナ</u>、<u>ミチノクヤマタバコ</u>、<u>オオニガナ</u>、<u>アラカシ</u>、<u>エゾイラクサ</u>、<u>ホザキノヤドリギ</u>、<u>ウラジロタデ</u>、<u>イブキトラノオ</u>、<u>エゾノミズタデ</u>、<u>アキノミチヤナギ</u>、<u>タカネスイバ</u>、<u>ノダイオウ</u>、<u>ハマナデシコ</u>、<u>タカネツメクサ</u>、<u>シラオイハコベ</u>、<u>ハマアカザ</u>、<u>クスノキ</u>、<u>ヤブニッケイ</u>、<u>ヤマコウバシ</u>、<u>ダンコウバイ</u>、<u>ハクサンイチゲ</u>、<u>イチリンソウ</u>、<u>アズマシロカネソウ</u>、<u>オキナグサ</u>、<u>バイカモ</u>、<u>シラネアオイ</u>、<u>ツヅラフジ</u>、<u>サカキ</u>、<u>ナガミノツルケマン</u>、<u>ハマハタザオ</u>、<u>ハクセンナズナ</u>、<u>ハナネコノメ</u>、<u>ムカゴネコノメソウ</u>、<u>トガスグリ</u>、<u>キビノナワシロイチゴ</u>、<u>ジャケツイバラ</u>、<u>マルバヌスビトハギ</u>、<u>ノアズキ</u>、<u>エゾノレンリソウ</u>、<u>コフウロ</u>、<u>ホソエカエデ</u>、<u>ヒナウチワカエデ</u>、<u>オクノフウリンウメモドキ</u>、<u>ミヤマクマヤナギ</u>、<u>オオバグミ</u>、<u>ウスバスミレ</u>、<u>シロバナスミレ</u>、<u>ミゾハコベ</u>、<u>ハクサンサイコ</u>、<u>セリモドキ</u>、<u>ヌマゼリ</u>、<u>ヒカゲミツバ</u>、<u>サジオモダカ</u>、<u>イトモ</u>、<u>スズラン</u>、<u>コシノコバイモ</u>、<u>イワギボウシ</u>、<u>ヒメサユリ</u>、<u>クルマバツクパネソウ</u>、<u>クロイヌヒゲ</u>、<u>ホシクサ</u>、<u>イヌヒゲ</u>、<u>シロイヌヒゲ</u>、<u>アイアシ</u>、<u>ウキシバ</u>、<u>ミミガタテンナンショウ</u>、<u>コウキクサ</u>、<u>ヤマトミクリ</u>、<u>ヤマタヌキラン</u>、<u>ホスゲ</u>、<u>チュウゼンジスゲ</u>、<u>タチスゲ</u>、<u>キンスゲ</u>、<u>アブラシバ</u>、<u>イガガヤツリ</u>、<u>ノグサ</u>、<u>ツルアブラガヤ</u>、<u>タイワンヤマイ</u>、<u>キンラン</u>、<u>サギソウ</u>、<u>ミズトシボ</u>、<u>トキノウ</u></p>
希 少	<p>フナガタミズゴケ、クマノチョウジゴケ、ヒメイクビゴケ、サツマホウオウゴケ、ヌマシツボゴケ、カマシツボゴケ、シロシラガゴケ、ツツクチヒゲゴケ、ホンモンジゴケ、カサゴケ、マルバタチヒダゴケ、タカネメリンスゴケ、ヌマシノブゴケ、スギバシノブゴケ、ナガヒゲバゴケ、アツサゴケモドキ、サクラジマツヤゴケ、コゴメツヤゴケ、トガリゴケ、ホンダゴケ、ウキヤバナゴケ、シフネルゴケ、コモチハネゴケ、ヒメケビラゴケ、ホソクラマゴケモドキ、カハルクラマゴケモドキ、カギゴケ、シダレゴヘイゴケ、ツジベゴヘイゴケ、オンタケクサリゴケ、マルバヒメクサリゴケ、ナカジマヒメクサリゴケ、ヤマナカヨウジョウゴケ、タチバヨウジョウゴケ、コスギラン、スギカズラ、ハマハナヤスリ、アオホラゴケ、フジシダ、ホランシノブ、マツザカシダ、イノモトソウ、コバノヒノキシダ、オクタマシダ、ヒメカナワラビ、オオキヨズミシダ、ハカタシダ、オオクジャクシダ、ナンタイシダ、オクヤマシダ、マルバベニシダ、ヒメイタチシダ、オオベニシダ、キヨスミヒメワラビ、タチヒメワラビ、ハシゴシダ、コガネシダ、ウサギシダ、</p>

環境省レッドリスト 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) 絶滅危惧Ⅱ類(VU)

希 少	ヤマヒメワラビ、ホソバインワラビ、ヒロハインワラビ、キタノミヤマシダ、ヒメサジラン、ウラジロモミ、シラビソ、トウヒ、チョウセンゴヨウ、コウヤマキ、ミヤマビャクシン、ミヤマネズ、ハリモミ、イチイ、キアラボク、ツガ、ヒノキ、イワウメ、ヒメイワカガミ、ウラシマツツジ、イソツツジ、ツガザクラ、ナガバツガザクラ、アオノツガザクラ、オオバツツジ、ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ、ユキワリソウ、ヒナザクラ、トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、 <u>イイデリンドウ</u> 、ハナイカリ、 <u>イヌセンブリ</u> 、 <u>エゾノヨツバムグラ</u> 、ヒロハヒルガオ、サワリソウ、 <u>キセウタ</u> 、 <u>ヤマジノ</u> 、 <u>ミンガワソウ</u> 、 <u>タテヤマウツボグサ</u> 、 <u>ミヤマタムラソウ</u> 、 <u>オカタツナミソウ</u> 、 <u>エゾタツナミソウ</u> 、 <u>ヤマホロシ</u> 、 <u>ヒナノウスツボ</u> 、 <u>テングクワガタ</u> 、 <u>オニク</u> 、 <u>ハクサンオオバコ</u> 、 <u>コツクバネウツギ</u> 、 <u>エゾヒョウタンボク</u> 、 <u>クロミノウグイスカグラ</u> 、 <u>ハヤザキヒョウタンボク</u> 、 <u>オニヒョウタンボク</u> 、 <u>コバノガマズミ</u> 、 <u>キバナウツギ</u> 、 <u>ハサクサンオミナエシ</u> 、 <u>カノコソウ</u> 、 <u>マツムシソウ</u> 、 <u>チシマギキョウ</u> 、 <u>バアソブ</u> 、 <u>チョウジギク</u> 、 <u>エゾウサギギク</u> 、 <u>ウサギギク</u> 、 <u>タカネヨモギ</u> 、 <u>コバナノコウモリソウ</u> 、 <u>アイズヒメアザミ</u> 、 <u>オゼヌマアザミ</u> 、 <u>ジョウシュウオニアザミ</u> 、 <u>イワインチン</u> 、 <u>ムカシヨモギ</u> 、 <u>ホソバムカシヨモギ</u> 、 <u>ミヤマアズマギク</u> 、 <u>フジバカマ</u> 、 <u>アキノハハコグサ</u> 、 <u>クモマニガナ</u> 、 <u>ミヤマウスユキソウ</u> 、 <u>トウゲブキ</u> 、 <u>オオモミジガサ</u> 、 <u>シュウブンソウ</u> 、 <u>ニッコウトウヒレン</u> 、 <u>アサマヒゴタイ</u> 、 <u>ヒメヒゴタイ</u> 、 <u>アオヤギバナ</u> 、 <u>ヤチヤナギ</u> 、 <u>ドロヤナギ</u> 、 <u>マルバヤナギ</u> 、 <u>アベマキ</u> 、 <u>タカネナデシコ</u> 、 <u>サネカズラ</u> 、 <u>オオチツバベンケイ</u> 、 <u>ベニバナイチゴ</u> 、 <u>ミヤマウラジロイチゴ</u> 、 <u>ナンキンナナカマド</u> 、 <u>カラメドハギ</u> 、 <u>オヤマノエンドウ</u> 、 <u>オオバタンキリマメ</u> 、 <u>トウダイグサ</u> 、 <u>オオイタヤメイゲツ</u> 、 <u>ヒロハツリバナ</u> 、 <u>マルバトウキ</u> 、 <u>コワニグチソウ</u> 、 <u>ユキイヌノヒゲ</u> 、 <u>ミカワイヌノヒゲ</u> 、 <u>エゾホシク</u> 、 <u>ミヤマヒナホシクサ</u> 、 <u>ノソリホシクサ</u> 、 <u>ハライヌノヒゲ</u> 、 <u>イズノシマホシクサ</u> 、 <u>ササクサ</u> 、 <u>メダケ</u>
-----	---

環境省レッドリスト 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) 絶滅危惧 II 類 (VU)

7 ふくしまレッドリスト(昆虫類)

※「注意」及び「未評価」は略

絶 滅	<u>オオルリシジミ</u>
絶滅危惧 I 類	<u>ヒヌマイトトンボ</u> 、 <u>グンバイトンボ</u> 、 <u>マダラナニワトンボ</u> 、 <u>タイリクアカネ</u> 、 <u>スリカミメクラチビゴミムシ</u> 、 <u>ゴマシジミ</u> 、 <u>オオウラギンヒョウモン</u> 、 <u>ヒョウモンモドキ</u>
絶滅危惧 II 類	<u>カラカネイトンボ</u> 、 <u>コバネアオイトンボ</u> 、 <u>タガメ</u> 、 <u>カワラハンミョウ</u> 、 <u>マークオサムシ</u> 、 <u>アブクマナガチビゴミムシ</u> 、 <u>チャマダラセセリ</u> 、 <u>ヒメギフチョウ</u> 、 <u>キマダラルリツバメ</u> 、 <u>クロシジミ</u> 、 <u>ミヤマシジミ</u> 、 <u>ヒョウモンチョウ</u> 、 <u>コヒョウモン</u> 、 <u>オオイチモンジ</u> 、 <u>フタスジチョウ</u> 、 <u>キマダラモドキ</u>
準絶滅危惧	<u>ルリイトンボ</u> 、 <u>ナゴヤサナエ</u> 、 <u>アオヤンマ</u> 、 <u>カトリヤンマ</u> 、 <u>ハネビロエゾトンボ</u> 、 <u>チョウトンボ</u> 、 <u>ムツアカネ</u> 、 <u>アイヌハンミョウ</u> 、 <u>アカガネオサムシ</u> 、 <u>オオハンミョウモドキ</u> 、 <u>オサムシモドキ</u> 、 <u>ウミズギワゴミムシ</u> 、 <u>オオキバナガミズギワゴミムシ</u> 、 <u>カノシマチビゲンゴロウ</u> 、 <u>テラニシセシジゲンゴロウ</u> 、 <u>ルリエンナムシ</u> 、 <u>ケスジドROMシ</u> 、 <u>アカツヤドROMシ</u> 、 <u>アオタマムシ</u> 、 <u>アサカミキリ</u> 、 <u>クロガネネクイハムシ</u> 、 <u>オオルリハムシ</u> 、 <u>ホシチャバネセセリ</u> 、 <u>ギフチョウ</u> 、 <u>ヒメシロチョウ</u> 、 <u>ツマグロキチョウ</u> 、 <u>カラスシジミ</u> 、 <u>オオゴマシジミ</u> 、 <u>ベニヒカゲ</u> 、 <u>ウラジャノメ</u>
希 少	<u>アオカタビロオサムシ</u> 、 <u>チョウカイヒメクロオサムシ</u> 、 <u>ヤミゾメクラチビゴミムシ</u> 、 <u>ゼンバメクラチビゴミムシ</u> 、 <u>ハガクビナガゴミムシ</u> 、 <u>アブクマチビシデムシ</u> 、 <u>オオクワガタ</u> 、 <u>ネプトクワガタ</u> 、 <u>アオマダラタマムシ</u> 、 <u>ムネアカチビナガボソタマムシ</u> 、 <u>ムネアカナガタマムシ</u> 、 <u>トオヤマシラホシナガタマムシ</u> 、 <u>ミヤマヒサゴメツキ</u> 、 <u>キイロジョウカイ</u> 、 <u>ツツヒラタムシ</u> 、 <u>ウスモンホソオオキノコ</u> 、 <u>アブクマチビオオキノコ</u> 、 <u>ネアカツツナガクチキ</u> 、 <u>キイロテントウゴミムシダマシ</u> 、 <u>ワタラセミズギワアリモドキ</u> 、 <u>キベリカタビロハナカミキリ</u> 、 <u>オトメクビアカハナカミキリ</u> 、 <u>クロサワヒメコバネカミキリ</u> 、 <u>タケトラカミキリ</u> 、 <u>ワモンサビカミキリ</u> 、 <u>カスガキモンカミキリ</u> 、 <u>キンイロネクイハムシ</u> 、 <u>オオネクイハムシ</u> 、 <u>タグチホソヒラタハムシ</u> 、 <u>イトヒゲナガゾウムシ</u> 、 <u>ミツギリゾウムシ</u> 、 <u>ババスケヒメゾウムシ</u> 、 <u>クロミドリシジミ</u> 、 <u>ハヤシミドリシジミ</u> 、 <u>ムモンアカシジミ</u> 、 <u>ギンボシヒョウモン</u> 、 <u>ツマジロウラジャノメ</u>

環境省レッドリスト 絶滅危惧 I 類 (CR+EN) 絶滅危惧 II 類 (VU)
 準絶滅危惧 情報不足 (DO)

8 ふくしまレッドリスト(鳥類)

※「注意」及び「未評価」は略

絶滅危惧Ⅰ類	オオヨシゴイ、 <u>ミソゴイ</u> 、 <u>イヌワシ</u> 、 <u>オオタカ</u> 、 <u>クマタカ</u> 、 <u>ハヤブサ</u> 、 <u>ウズラ</u> 、 <u>ケリ</u> 、 <u>コアジサシ</u> 、 <u>チゴモズ</u> 、 <u>アカモズ</u>
絶滅危惧Ⅱ類	ヒメウ、ヨシゴイ、 <u>ミサゴ</u> 、 <u>ハチクマ</u> 、 <u>オジロワシ</u> 、 <u>オオワシ</u> 、 <u>ヒクイナ</u> 、 <u>オオジシギ</u> 、 <u>コノハズク</u> 、 <u>アオバズク</u> 、 <u>アカショウビン</u> 、 <u>クロツグミ</u> 、 <u>セッカ</u> 、 <u>コサメビタキ</u>
準絶滅危惧	<u>ササゴイ</u> 、 <u>ハイタカ</u> 、 <u>ノスリ</u> 、 <u>サシバ</u> 、 <u>ハイイロチュウヒ</u> 、 <u>チュウヒ</u> 、 <u>チゴハヤブサ</u> 、 <u>バン</u> 、 <u>アオバト</u> 、 <u>トラフズク</u> 、 <u>ブツボウソウ</u> 、 <u>ヒバリ</u> 、 <u>サンショウクイ</u> 、 <u>コヨシキリ</u> 、 <u>オオヨシキリ</u> 、 <u>サンコウチョウ</u> 、 <u>ホオアカ</u>
希 少	<u>チュウサギ</u> 、 <u>クロサギ</u> 、 <u>シジュウカラガン</u> 、 <u>コクガン</u> 、 <u>マガン</u> 、 <u>トモエガモ</u> 、 <u>シノリガモ</u> 、 <u>ツミ</u> 、 <u>ケアシノスリ</u> 、 <u>コチウゲンボウ</u> 、 <u>チウゲンボウ</u> 、 <u>オオバン</u> 、 <u>タマシギ</u> 、 <u>タゲリ</u> 、 <u>キョウジョシギ</u> 、 <u>ツルシギ</u> 、 <u>アカアシシギ</u> 、 <u>ホウロクシギ</u> 、 <u>セイタカシギ</u> 、 <u>オオアカゲラ</u> 、 <u>コシアカツバメ</u> 、 <u>マミジロ</u> 、 <u>キバシリ</u>

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)
 _____ 準絶滅危惧 _____ 情報不足(DO)

9 ふくしまレッドリスト(淡水魚類)

※「未評価」は略

絶滅危惧Ⅰ類	<u>ウケクチュウグイ</u> 、 <u>シナイモツゴ</u> 、 <u>ゼニタナゴ</u>
絶滅危惧Ⅱ類	<u>タナゴ</u> 、 <u>イトヨ(陸封型)</u>
準絶滅危惧	<u>スナヤツメ</u> 、 <u>アカヒレタビラ</u> 、 <u>ヤリタナゴ</u> 、 <u>アカザ</u> 、 <u>メダカ</u> 、 <u>カジカ(大卵型)</u>
希 少	<u>ホトケドジョウ</u> 、 <u>ギバチ</u>

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)
 _____ 準絶滅危惧(NT) _____ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)

10 ふくしまレッドリスト(両生・爬虫類)

※「未評価」は略

絶滅危惧Ⅱ類	<u>トウキョウサンショウウオ</u>
準絶滅危惧	<u>トウホクサンショウウオ</u> 、 <u>クロサンショウウオ</u> 、 <u>イモリ</u> 、 <u>ツチガエル</u>
希 少	<u>モリアオガエル</u> 、 <u>カジカガエル</u> 、 <u>アカウミガメ</u> 、 <u>シロマダラ</u> 、 <u>ヒバカリ</u>

環境省レッドリスト _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU)

11 ふくしまレッドリスト(ほ乳類)

※「注意」及び「未評価」は略

絶 滅	<u>オオカミ</u> 、 <u>カワウソ</u>
絶滅危惧Ⅰ類	<u>ヤマコウモリ</u>
絶滅危惧Ⅱ類	<u>ウサギコウモリ</u>
準絶滅危惧	<u>ヒナコウモリ</u>
希 少	<u>ヒメホオヒゲコウモリ</u> 、 <u>クロホオヒゲコウモリ</u> 、 <u>テングコウモリ</u> 、 <u>コテングコウモリ</u> 、 <u>オコジョ</u> 、 <u>スミスネズミ</u> 、 <u>カヤネズミ</u> 、 <u>ヤマネ</u>

環境省レッドリスト _____ 絶滅(EX) _____ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
 _____ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) _____ 準絶滅危惧(NT)

12 自然環境保全地域一覧

(平成20年12月31日現在)

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	面積(特別地区面積)(ha)	保全対象
1	信夫文知摺	福島市	49.3.22	3.60 (1.50)	シラカシ等の巨木、地形、地質
2	黒岩虚空蔵	〃	〃	1.60 (—)	アカマツ等の人工林
3	高松山	安達郡白沢村	〃	6.20 (—)	アカマツ等の人工林
4	岩角山	〃	〃	12.50 (—)	ケヤキ等の人工林、岩石の露頭
5	石田ブヨメキ	伊達市	〃	9.50 (0.70)	湿原、湿原植物
6	石筵	郡山市	〃	51.90 (—)	シダレグリの自生地
7	五本松	西白河郡矢吹町 泉崎村	〃	1.20 (—)	アカマツの並木
8	恩賜林	西白河郡矢吹町	〃	7.80 (—)	アカマツの一斉林
9	茶臼山	伊達市	〃	7.80 (—)	サクラ類の自生地
10	熊川海岸	双葉郡大熊町	〃	1.80 (—)	海蝕地形
11	法正尻湿原	耶麻郡磐梯町	〃	3.60 (3.60)	湿原、湿原植物
12	大悲山	南相馬市	〃	6.10 (—)	ヤマツツジの自生地
13	小高薬師堂	〃	〃	1.10 (—)	スギ等の人工林
14	浄土松	郡山市	50.2.28	35.00 (11.30)	アカマツ天然林、巨大な奇岩群
15	奥州街道松並木	〃	〃	1.70 (—)	アカマツの並木
16	強滝	東白川郡鮫川村	〃	8.30 (0.48)	滝、溪谷
17	江竜田	〃	〃	4.10 (1.60)	滝、溪谷
18	西郷瀨	西白河郡西郷村	〃	57.90 (10.21)	溪谷、柱状節理
19	宮床湿原	南会津郡南会津町	〃	54.10 (8.00)	湿原、湿原植物
20	牛越館山	南相馬市	〃	31.50 (—)	モミ等の天然林
21	高倉山	いわき市	〃	99.20 (—)	二疊紀地層の露出、化石
22	宇津峯山	郡山市 須賀川市	〃	355.60 (—)	変成岩類の盆地状構造
23	茂庭	福島市	50.6.6	861.58 (110.60)	ブナ等の天然林
24	黒岩山	南会津郡南会津町	〃	72.32 (72.32)	ブナ等の天然林
25	新田川溪谷	南相馬市	〃	122.38 (90.64)	溪谷、モミ、ケヤキ等の天然林
26	檜原	〃	〃	70.84 (62.34)	モミ、ケヤキ等の天然林
27	平伏沼	双葉郡川内村	〃	3.60 (2.14)	モリアオガエル
28	関山	白河市	〃	190.50 (—)	石英安山岩質凝灰岩の急峻な地形
29	安座	耶麻郡西会津町	〃	280.95 (57.65)	地形、地質、コウヤマキ等の自生地
30	三条	大沼郡金山町	51.6.22	24.95 (24.95)	スギの天然林
31	新道沢	南会津郡南会津町	〃	76.68 (25.60)	チョウセンゴヨウの自生地
32	黒岩湿原	〃	〃	3.70 (3.70)	湿原、湿原植物
33	矢の原湿原	大沼郡昭和村	〃	54.32 (20.62)	湿原、湿原植物
34	本名御神楽岳	大沼郡金山町	〃	444.82 (444.82)	ブナ、スギ等の天然林、地形
35	大戸岳	会津若松市	52.10.28	115.47 (115.47)	ヒノキアスナロの天然林
36	七ヶ岳	南会津郡南会津町	〃	520.35 (217.19)	ブナ等の天然林、地形
37	木地夜鷹山	耶麻郡西会津町	〃	459.50 (128.75)	ブナ等の天然林、地形
38	鹿狼山	相馬郡新地町	53.2.28	502.50 (—)	ケヤキ等の天然林、地形、地質
39	明神ヶ岳	大沼郡会津美里町 河沼郡柳津町	54.3.2	34.12 (34.12)	ブナ等の天然林
40	つむじ倉	河沼郡柳津町	〃	17.25 (17.25)	二段滝、貴重な植物の自生地
41	御斉所山	いわき市	〃	24.81 (24.81)	カシ類等の天然林、御斉所式変成岩
42	木戸川	双葉郡檜葉町	〃	114.73 (114.73)	モミ、ブナ等の天然林
43	金山	白河市	〃	1.40 (0.46)	ビャッコイの自生地
44	好間川溪谷	いわき市	〃	27.75 (8.00)	V字谷、カシ類等の天然林
45	楯峰	喜多方市	54.8.3	35.70 (35.70)	オオシラビソの天然林
46	深沢	郡山市	56.7.28	43.81 (43.81)	ヒノキアスナロの天然林
47	萩野	南会津郡南会津町	〃	1.28 (0.36)	風穴、風穴植物群落
計				4867.41 (1,693.42)	

自然保護課調べ

13 緑地環境保全地域一覧

(平成20年12月31日現在)

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	区分	面積(ha)	保全対象
1	恵日寺周辺	耶麻郡 磐梯町	49.3.22	第2種	58.90	恵日寺と一体となった自然環境
2	鳥峠山	西白河郡 泉崎村	〃	〃	42.40	鳥峠稲荷神社と一体となった自然環境
3	白石山	〃	〃	第1種	2.70	泉崎壁面横穴古墳と一体となった自然環境
4	赤坂	伊達市	50.2.28	〃	2.40	アカマツ、コナラ等の樹林地
5	花見山	〃	〃	〃	3.30	ヤマツツジの自生地
6	堂山王子	田村市	50.6.6	〃	0.90	堂山王子神社と一体となった自然環境
7	隠津島神社	郡山市	52.10.28	〃	12.50	隠津島神社と一体となった自然環境
8	妙見山	〃	〃	〃	5.50	飯豊和気神社と一体となった自然環境
9	稚児舞台・島山	二本松市	54.8.3	第1種 第2種	10.00	花崗岩の奇岩・怪石、ユキヤナギ
10	古寺山	須賀川市	55.6.13	第1種	13.44	古寺山白山寺と一体となった自然環境
11	達沢	耶麻郡 猪苗代町	56.7.31	〃	3.64	ミズナラの天然林
12	橋場	東白川郡 塙町	〃	〃	6.16	シラカバの天然林
13	御幸山	伊達市	〃	第2種	2.75	五幸山観世音堂と一体となった自然環境
14	堂峰山	喜多方市	58.6.3	〃	6.94	アカマツ、コナラ等の樹林地
15	天狗橋	東白川郡 鮫川村	59.6.15	第1種	0.87	天狗橋と一体となった自然環境
計					172.40	

自然保護課調べ

14 野生動植物保護地区一覧

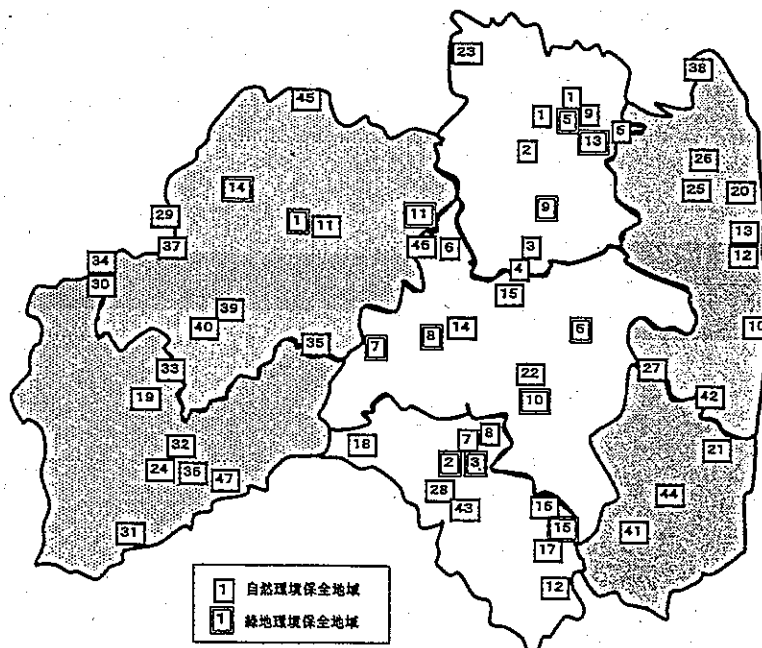
(平成20年12月31日現在)

番号	地区名	面積(ha)	保護対象	番号	地区名	面積(ha)	保護対象
5	石田ブヨメキ	0.70	ミズバショウなどの湿原植物	36	七ヶ岳	217.19	キヤラボクなどの高山・亜高山植物
11	法正尻湿原	3.60	サギソウなどの湿原植物とモリアオガエル	37	木地夜鷹山	52.25	希産植物のトガクシソウ
19	宮床湿原	8.00	ミズバショウなどの湿原植物とハッチョウト	43	金山	0.46	希産植物のピヤッコイ
29	安座	57.65	ヒメサユリなどの貴重な植物とギフチョウ	47	萩野	0.36	オオタカネイバラ等の亜高山植物
32	黒岩湿原	3.70	ワタスゲなどの湿原植物	計	9地区	343.91	

(注) 番号は資料-12と対応しています。

自然保護課調べ

15 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域位置図



16 自然公園の指定状況

(平成20年3月31日現在)

公 園 別	面 積(ha)	特別保護地区(ha)	特別地域(ha)	普通地域(ha)
国 立 公 園	90,122.8	6,083.4	73,421.1	10,618.3
磐 梯 朝 日	65,553.8	3,280.4	53,698.1	8,575.3
日 光	7,329.0	0.0	5,286.0	2,043.0
尾 瀬	17,240.0	2,803.0	14,437.0	0.0
国 定 公 園 (越後三山只見)	33,665.0	10,623.0	23,042.0	0
県 立 自 然 公 園	55,336.0 (2,892.2)	—	12,603.4	42,732.6 (2,892.2)
靈 山	2,271.0	—	661.0	1,610.0
霞 ケ 城	170.4	—	23.9	146.5
南 湖	777.0	—	112.3	664.7
奥 久 慈	4,831.1	—	776.1	4,055.0
磐 城 海 岸	710.2 (1,594.4)	—	328.7	381.5 (1,594.4)
松 川 浦	979.0 (738.0)	—	842.0	137.0 (738.0)
勿 来	1,395.6 (559.8)	—	314.8	1,080.8 (559.8)
只 見 柳 津	15,668.2	—	573.3	15,094.9
大 川 羽 鳥	16,544.0	—	4,543.0	12,001.0
阿 武 隈 高 原 中 部	7,658.5	—	2,765.7	4,892.8
夏 井 川 溪 谷	4,331.0	—	1,662.7	2,668.4
合 計	179,123.8 (2,892.2)	16,706.4	109,066.5	53,350.9 (2,892.2)
全 国	5,409,212			

- (注) 1 県立自然公園には、特別保護地区の制度がありません。
 2 国立・国定公園については、福島県側の面積です。
 3 面積は陸域の部分であり、()内に海域の部分を示しました。
 4 全国の数値は平成20年3月31日現在です。

17 自然公園の利用状況

(単位:千人)

公園別	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
国立公園	7,369	7,693	7,177	6,844	7,238	6,947	6,847
磐梯朝日	6,925	7,257	6,795	6,452	6,887	6,574	6,455
日光	444	436	382	392	351	373	263
尾瀬							129
国定公園 (越後三山只見)	115	105	101	109	62	56	80
県立自然公園	8,366	8,516	7,934	8,606	9,276	9,301	9,237
霊山	189	182	189	181	179	184	174
霞ヶ城	545	491	477	508	680	645	561
南湖	649	564	535	503	539	524	511
奥久慈	576	545	534	616	608	614	574
磐城海岸	935	1,014	778	1,171	1,346	1,386	1,363
松川浦	1,055	1,081	1,062	1,160	1,111	1,088	1,090
勿来	346	578	328	453	423	419	502
只見柳津	894	867	853	836	1,155	1,154	1,173
大川羽鳥	1,441	1,408	1,438	1,476	1,501	1,508	1,540
阿武隈高原中部	788	828	788	760	801	846	904
夏井川溪谷	948	958	952	942	933	933	845
計	15,850	16,314	15,212	15,559	16,576	16,304	16,164

自然保護課調べ

18 自然公園等の許可・届出処理状況(平成19年度)

(単位:件)

公園等	区分	許可	届出	公園(保全)事業	合計
国立公園		331	5	38	374
国定公園		5	0	0	5
県立自然公園		66	26	3	95
自然環境保全地域等		0	0	0	0
合計		402	31	41	474

自然保護課調べ

19 自然保護指導員等の配置状況

(平成20年12月31日現在)

職名	人員(人)	配置先
自然保護指導員	117	国立、国定公園、県立自然公園及び保全地域
県有地管理員	2	裏磐梯自然保護用地
鳥獣保護員	92	各市町村
計	211	

自然保護課調べ

20 県立自然公園指定植物一覧

(昭和60年10月1日施行)

県立自然公園名	指定種数	指 定 種 名
霊山県立自然公園	15科23種	イワヒバ、レンゲツツジ、ウスバサイシン、チチツバベンケイ、クモキリソウなど
霞ヶ城県立自然公園	4科5種	ウメバチソウ、ヤマホタルブクロ、キキョウ、レンゲツツジ、ショウジョウバカマ
南湖県立自然公園	7科9種	ミスゴケ、トウゴクミツバツツジ、キキョウ、イワタバコ、ノハナショウブなど
奥久慈県立自然公園	12科17種	マツバラシ、シノブ、サラサドウダン、ダイヤモンドソウ、シロヤシオなど
磐城海岸県立自然公園	8科17種	ウラジロ、マルバグミ、エゾノコギリソウ、ヤツデ、コハマギク、ハマカキランなど
松川浦県立自然公園	10科13種	ハマナデシコ、ハマナス、エゾノレンソウ、コハマギク、コオニユリ、シュンランなど
勿来県立自然公園	18科31種	カニクサ、キクザキイチリンソウ、ウラジロ、イワタバコ、ダイヤモンドソウなど
只見柳津県立自然公園	19科49種	オクトリカブト、ムラサキヤシオ、カタクリ、ヒメサユリ、ショウキランなど
大川羽鳥県立自然公園	28科77種	ヒメハナワラビ、オオタカネバラ、アイヅヒメアザミ、アツモリソウ、ナンブソウなど
阿武隈高原中部県立自然公園	20科51種	イワヒバ、ウメバチソウ、アヅマギク、センダイトウヒレン、アカヤシオ、トキソウなど
夏井川溪谷県立自然公園	16科41種	ハコネシダ、ウメガサソウ、ヒロハハナヒリノキ、コアツモリ、シロバナエンレイソウなど

自然保護課調べ

21 平成18年度の主な鳥獣の有害捕獲数

鳥獣名		県計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
スズメ類	許可件数	41	9	11	14		1	6	
	捕獲数	2,064	990	203	394		24	453	
カラス類	許可件数	251	41	89	64	6	8	35	8
	捕獲数	5,417	2,037	1,585	554	44	281	911	5
カルガモ	許可件数	85	12	27	30	2	1	10	3
	捕獲数	1,735	368	650	405	18	30	168	96
ヒヨドリ	許可件数	17	10	1	1	2	3		
	捕獲数	523	373	9	45	0	96		
ムクドリ	許可件数	17	9		6	2			
	捕獲数	471	399		72	0			
カワウ	許可件数	25	1	5	2	5	5	7	
	捕獲数	202	25	59	17	25	46	30	
イノシシ(イノブタを含む)	許可件数	307	42	65	49			72	79
	捕獲数	578	135	45	85			220	93
ツキノワグマ	許可件数	698	101	67	15	353	162		
	捕獲数	439	67	41	3	224	104		
ニホンザル	許可件数	123	48			20	25	29	1
	捕獲数	411	114			57	147	92	1
ハクビシン	許可件数	89	19	50	11	9			
	捕獲数	244	214	23	6	1			

自然保護課調べ

22 狩猟者登録件数の推移

(単位:件)

居住地別	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
県内居住者	5,880	5,678	5,539	5,091	4,848	4,665	4,593
県外居住者	1,362	1,223	1,155	1,033	964	889	856
合計	7,242	6,901	6,694	6,124	5,812	5,554	5,449

自然保護課調べ

23 自然公園等施設整備状況(平成19年度)

(単位:千円)

公園名	事業主体	整備内容	事業費	左の財源内訳			備考
				国費	県費	市町村費	
磐梯朝日 国立公園	県	長浜駐車場整備 (舗装工L=111m)	18,162		18,162		県単独
	県	長浜駐車場四阿整備 (四阿1棟)	4,547		4,547		県単独
	猪苗代町	長浜駐車場公衆便所整備 (公衆便所1棟)	18,152	9,076	9,076		県費補助
尾瀬 国立公園	県	御池バリアフリー歩道整備 (歩道工L=162.0m)	26,732		26,732		県単独
	県	尾瀬歩道整備 (木道工L=141.8m)	10,672		10,672		県単独
	環境省	三平口赤法華線歩道整備 (木道工L=455m・測量設計1式)	50,000	50,000			国直轄
	環境省	鳩待峠見晴線歩道整備 (木道工L=162m)	25,000	25,000			国直轄
日光 国立公園	環境省	那須連山主脈縦走線歩道整備 (測量設計1式)	8,200	8,200			国直轄

自然保護課調べ

24 裏磐梯ビジターセンターの利用者状況

(単位:千人)

月	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
4		3,756	4,307	2,904	5,530
5		9,890	10,330	11,398	10,791
6		6,747	5,709	6,479	7,528
7		9,684	10,686	11,661	10,507
8		19,757	22,238	27,259	28,987
9		8,550	9,632	9,964	11,107
10		12,326	15,895	17,002	14,573
11		5,346	8,223	7,820	6,917
12		1,127	552	1,001	1,236
1		891	784	1,333	1,150
2		946	1,233	1,952	1,167
3		1,189	1,382	1,827	1,852
計		80,209	90,971	100,600	101,345

自然保護課調べ

25 風致地区一覧表

(平成20年3月末現在)

都市計画 区域名	市町村名	風致地区名称	面積 (約ha)	内 訳(約ha)		
				1 種	2 種	3 種
県 北	福島市	信夫山風致地区	210.0	164.0	0.0	46.0
		阿武隈川風致地区	673.0	62.0	0.0	611.0
		摺上川風致地区	55.0	49.0	0.0	6.0
		館の山風致地区	16.0	16.0	0.0	0.0
		計	954.0	291.0	0.0	663.0
県 中	郡山市	五百淵風致地区	27.0	15.5	0.0	11.5
		開成山風致地区	35.0	0.0	35.0	0.0
		荒池酒蓋風致地区	16.0	0.0	0.0	16.0
		善宝池風致地区	23.5	11.0	9.2	3.3
		計	101.5	26.5	44.2	30.8
会 津	会津若松市	大塚山風致地区	18.7	18.7	0.0	0.0
		東山風致地区	591.7	43.7	144.0	404.0
		鶴ヶ城風致地区	34.6	34.6	0.0	0.0
		計	645.0	97.0	144.0	404.0
県 南	白河市	南湖風致地区	120.1	120.1	0.0	0.0
		中央風致地区	33.2	0.0	33.2	0.0
		小峰城跡風致地区	8.6	8.6	0.0	0.0
		羅漢山風致地区	48.3	33.3	0.0	15.0
		搦目風致地区	46.1	0.0	44.1	2.0
		計	256.3	162.0	77.3	17.0
船 引	田村市	片曾根山風致地区	99.1	99.1	0.0	0.0
三 春	三春町	城山跡風致地区	12.0	9.0	0.0	3.0
		紫雲寺風致地区	5.0	5.0	0.0	0.0
		北町風致地区	5.4	5.4	0.0	0.0
		天沢寺風致地区	7.6	7.6	0.0	0.0
		新町尼ヶ谷風致地区	27.0	27.0	0.0	0.0
		荒町風致地区	20.0	13.5	0.0	6.5
		馬場風致地区	13.0	13.0	0.0	0.0
		計	90.0	80.5	0.0	9.5
石 川	石川町	石尊山風致地区	7.1	0.0	0.0	7.1
		源平山風致地区	5.5	0.0	0.0	5.5
		八幡山風致地区	17.1	0.0	0.0	17.1
		計	29.7	0.0	0.0	29.7
合 計	27 地区		2,175.6	756.1	265.5	1,154.0

都市計画課調べ

26 都市公園整備状況表

都市計画区域名	市町村名	都市計画区域内人口1人当り公園面積 (㎡/人)	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園	
			街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園	
			箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
合計		11.67	703	174.67	82	149.21	22	100.18	27	505.18	11	182.47	5	278.73
県北	福島市	10.41	105	21.30	18	20.93	6	23.84	2	44.57			1	98.20
	桑折町	1.48	5	0.27	1	1.00								
	伊達市	2.10	4	0.95					1	10.80				
	国見町	0.00												
県中	郡山市	10.50	179	36.86	12	22.91	2	9.50	6	101.70				
	須賀川市	18.32	23	5.94	5	8.57	1	4.50	1	28.34	1	18.10	1	30.78
	鏡石町	16.11	5	1.23					1	18.10				
いわき	いわき市	14.36	197	59.13	16	28.84	4	19.70	1	60.55	1	29.00	1	71.30
会津	会津若松市	18.10	37	9.05	1	1.10	1	2.80	1	37.30	1	22.30	1	42.60
	会津美里町	18.57	3	0.67	1	1.41								
県南	白河市	14.34	7	2.27					1	9.50	2	30.52		
	西郷村	2.46	5	1.69	2	2.99								
	泉崎村	20.86							1	14.60				
	中島村	26.90							1	13.45				
	矢吹町	11.25	5	0.85					1	19.40				
原鹿小高	南相馬市	9.98	25	5.75	7	16.21			1	14.18	1	8.72	1	21.20
喜多方	喜多方市	7.13	15	4.81	1	1.11	1	4.00			1	11.60		
相馬	相馬市	6.67	11	3.55	1	1.98	1	4.91	1	14.70				
	新地町	17.56							1	15.80				
二本松代	二本松市	14.13	21	4.64	8	19.32			1	35.15				
川俣	川俣町	5.54	1	0.04	1	0.40			1	5.65				
本宮	本宮市	22.56	9	4.54	2	4.54	2	10.36			2	43.17		
	大玉村	0.00												
田島	南会津町	40.49												
塩川	湯川村	0.00												
西会津	西会津町	19.42							1	9.71				
猪苗代	猪苗代町	6.51	2	0.36					1	9.90				
	磐梯町	0.00												
会津坂下	会津坂下町	13.59	13	3.08			2	10.97						
棚倉	棚倉町	5.15	12	1.73	1	4.90								
塙	塙町	0.28	1	0.11										
石川	石川町	8.39							1	13.42				
	浅川町	0.00												
	玉川村	20.93											0	14.65
	平田村	0.00												
三春	三春町	4.98	7	1.52	1	4.70								
田村東部	小野町	18.29									1	16.46		
田村東部常磐船	田村市	16.61	5	1.56	3	5.90	1	5.60	1	19.73	1	2.60		
広野楢葉	広野町	0.00												
	楢葉町	0.00												
富岡	富岡町	5.99	3	1.18	1	2.40								
	大熊町	0.00												
双葉	双葉町	13.46	2	0.79					1	8.63				
浪江	浪江町	2.40	1	0.80			1	4.00						

(平成20年3月末現在)

特殊公園						緩衝緑地		都市緑地		緑道		都市公園合計		緑道延長
風致公園		歴史公園		墓園										
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	(m、整数値)
31	399.96	2	2.36	10	121.65	1	0.38	160	166.91	22	12.33	1,076	2,094.03	11,773.00
8	32.98			2	5.16			38	43.12	3	1.46	183	291.56	1,852
						1	0.38	1	0.28			8	1.93	
												5	11.75	
												0	0.00	
11	44.35			1	71.00			91	41.61	5	2.76	307	330.69	3,199
				1	10.03							33	106.26	
												6	19.33	
5	171.60			2	12.09			5	3.33	10	6.78	242	462.32	5,635
2	82.49	1	0.13	1	8.44			10	21.05	1	0.74	57	228.00	370
								4	25.77			8	27.85	
1	44.40			1	6.50							12	93.19	
												7	4.68	
												1	14.60	
												1	13.45	
												6	20.25	
		1	2.23	1	1.60							37	69.89	
				1	6.83			1	2.30			20	30.65	
								2	0.21			16	25.35	
												1	15.80	
								1	0.24			31	59.35	
												3	6.09	
										1	0.55	16	63.16	436
												0	0.00	
1	9.14							1	19.20			2	28.34	
												0	0.00	
												1	9.71	
								1	0.16			4	10.42	
												0	0.00	
								1	9.06			16	23.11	
								3	0.03	2	0.04	18	6.70	281
												1	0.11	
												1	13.42	
												0	0.00	
												0	14.65	
												0	0.00	
1	1.20							1	0.55			10	7.97	
												1	16.46	
1	7.80											12	43.19	
												0	0.00	
												0	0.00	
1	6.00											5	9.58	
												0	0.00	
												3	9.42	
												2	4.80	

都市計画課調べ

27 緑地協定締結状況表

(平成20年3月末現在)

市町村名	協 定 名	面積	45条	54条
福島市	ネオシティー森合Ⅱ 緑地協定	0.29ha		○
	都季の杜「御山」分譲緑地協定	0.61ha		○
	メンバーズタウン東桜瀬[IIZAKA]分譲地緑地協定	1.19ha		○
郡山市	宝沢レイクタウン緑化協定	19.54ha	○	
	ウッドイーパーク善宝池緑化協定	0.98ha	○	
	開成緑化協定区域	3.27ha	○	
	酒蓋緑化協定区域	0.57ha	○	
いわき市	いわき市中央台飯野一丁目緑化協定	17.33ha		○
	いわき市中央台飯野二丁目緑化協定	11.37ha		○
	いわき市中央台飯野三丁目第一地区緑化協定	1.73ha		○
	いわき市中央台鹿島一丁目緑化協定	19.81ha		○
	スパタウン草木台緑化協定	47.29ha		○
	いわき市中央台鹿島三丁目A、B地区緑化協定	19.77ha		○
	いわき市中央台鹿島三丁目C、D地区緑化協定	1.84ha		○
	いわきニュータウン業務地区緑化協定	5.91ha	○	
	いわき市中央台鹿島二丁目A、B地区緑化協定	12.33ha		○
	いわきニュータウン鹿島サブセンター地区緑化協定	0.87ha		○
	いわき市中央台鹿島木のまち地区緑化協定	1.40ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第一地区緑地協定	3.53ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第二地区緑地協定	4.08ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第三地区緑地協定	3.33ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第四地区緑地協定	5.36ha		○
	平成ニュータウン第一地区緑地協定	2.45ha		○
	いわきタウンズヴィル第一協定区緑地協定	3.45ha		○
	いわきタウンズヴィル第二協定区緑地協定	3.51ha		○
	平成ニュータウン第二地区緑地協定	0.80ha		○
	いわき市中央台飯野三丁目第二地区飯野四丁目緑地協定	6.10ha		○
いわき市中央台高久二丁目緑地協定	4.90ha		○	
平成ニュータウン第三地区緑地協定	4.12ha		○	
平成ニュータウン第四地区緑地協定	0.35ha		○	
石森二丁目9街区緑地協定	0.15ha		○	
いわき市中央台高久一丁目第一地区緑地協定	7.47ha		○	
須賀川市	あおば町緑化協定	20.62ha		○
	牡丹台ニュータウン緑化協定	5.10ha	○	
	森宿南ニュータウン緑化協定	2.39ha		○
	翠ヶ丘ニュータウン緑化協定	6.20ha		○
	柏城ニュータウン緑化協定	6.90ha		○
	官ノ杜ニュータウン緑化協定	9.63ha		○
白河市	新白河ニュータウン緑化協定	17.23ha	○	
伊達市	諏訪野緑化景観協定	11.63ha		○
矢吹町	一本木地区緑地協定			○
猪苗代町	ロイヤルシティ猪苗代ヒルズ緑地協定	6.02ha		○

都市計画課調べ

廃棄物関係

28 地方振興局及び郡山市・いわき市別浄化槽設置状況

(平成19年度末現在)

管轄	人槽	5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~	合計
	区分							
県北	単独	48,004	3,027	101	25	13	3	51,173
	合併	21,929	1,164	300	123	103	82	23,701
	計	69,933	4,191	401	148	116	85	74,874
県中	単独	20,726	1,465	59	8	3	1	22,262
	合併	9,546	638	175	66	57	61	10,543
	計	30,272	2,103	234	74	60	62	32,805
県南	単独	12,657	945	32	2	3	3	13,642
	合併	6,208	389	86	51	36	71	6,841
	計	18,865	1,334	118	53	39	74	20,483
会津	単独	18,216	2,213	64	10	8	0	20,511
	合併	9,531	653	204	121	82	64	10,655
	計	27,747	2,866	268	131	90	64	31,166
南会津	単独	2,953	479	13	4	6	0	3,455
	合併	1,496	139	54	25	22	17	1,753
	計	4,449	618	67	29	28	17	5,208
相双	単独	14,542	901	18	3	0	0	15,464
	合併	11,546	449	102	46	42	33	12,218
	計	26,088	1,350	120	49	42	33	27,682
いわき市	単独	38,601	2,905	67	10	4	3	41,590
	合併	10,083	720	208	87	63	46	11,207
	計	48,684	3,625	275	97	67	49	52,797
郡山市	単独	17,772	2,007	30	5	5	0	19,819
	合併	6,340	671	155	74	52	52	7,344
	計	24,112	2,678	185	79	57	52	27,163
合計	単独	173,471	13,942	384	67	42	10	187,916
	合併	76,679	4,823	1,284	593	457	426	84,262
	計	250,150	18,765	1,668	660	499	436	272,178

一般廃棄物課調べ

29 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可(法第14条第1項及び第2項、法第14条の4第1項及び第2項)(平成19年4月1日現在)

区分	産業廃棄物						特別管理産業廃棄物						計				
	収集運搬業			処分業			収集運搬業			処分業							
	積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間・最終	積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間・最終					
許可件数	79	2,312	2,391	118	9	8	135	2,526	12	357	369	9	0	3	12	381	2,907
新規許可件数	0	141	141	9	0	0	9	150	0	24	24	0	0	0	0	24	174
更新許可件数	8	261	269	21	2	3	26	295	1	23	24	0	0	0	0	24	319

注1 複数の許可を持つ業者についてそれぞれの許可について1件ずつ計上する。

注2 許可件数：平成18年度末時点の許可件数を記入する。

注3 新規許可件数：平成18年度1年間に新規許可した件数を記入する。

注4 更新許可件数：平成18年度1年間に更新許可した件数を記入する。

不法投棄対策室調べ

30 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の変更許可(法第14条の2第1項、法第14条の5第1項、法第14条の2第1項)(平成18年度実績)

区分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
変更許可件数	18	4	7	0

注 平成18年度1年間に変更許可した件数を記入する。 不法投棄対策室調べ

31 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出(法第14条の2第3項、法第15条の5第3項)(平成18年度実績)

区分	産業廃棄物						特別管理産業廃棄物						計			
	収集運搬業			処分業			収集運搬業			処分業						
	積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間・最終	積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間・最終				
全部廃止	2	25	27	3	0	3	30	0	3	3	1	0	0	1	4	34

注 平成18年度の1年間に廃止届出のあった件数をそれぞれの項目ごとに記入する。

不法投棄対策室調べ

32 産業廃棄物処理施設の設置許可(法第15条第1項)

(1) 平成19年4月1日現在の中間処理施設数等(焼却施設を除く)

施設の種類	設置主体	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	施設数	24	6	7	37
	処理能力(m ³ /日)	4,404	529	602	5,535
汚泥の乾燥施設(機械)	施設数	1	1	0	2
	処理能力(m ³ /日)	30	51	0	81
汚泥の乾燥施設(天日)	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
廃油の油水分離施設	施設数	0	1	0	1
	処理能力(m ³ /日)	0	48	0	48
廃酸・廃アルカリの中和施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
廃プラスチック類の破碎施設	施設数	0	18	0	18
	処理能力(t/日)	0	1,235	0	1,235
木くず又はがれき類の破碎施設	施設数	4	98	0	102
	処理能力(t/日)	280	39,421	0	39,701
コンクリート固型化施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
シアン化合物の分解施設	施設数	0	0	1	1
	処理能力(m ³ /日)	0.0	0	1.0	1.0
PCB廃棄物の分解施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0

不法投棄対策室調べ

注1 法第15条第1項の許可対象となる施設で、施行令(平成12年政令第493号)附則第2条第2項の規定により、許可を受けたとみなされる施設を含む。

注2 施設数：平成18年度末の累積(廃止届出を提出していないもの)の件数を記入する。

注3 処理能力：設置許可証に基づいた処理能力の合計を記入する。コンクリート固型化施設、水銀を含む汚泥のばい焼施設、シアン化合物の分解施設、PCB廃棄物の分解施設、PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設の処理能力は小数点1桁まで記入する。

(2) 平成19年4月1日現在の中間処理施設数等(焼却施設)

施設の種類	設置主体	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の焼却施設	施設数	4	8	0	12
	処理能力(m ³ /日)	232.1	372.8	0	604.9
廃油の焼却施設	施設数	4	11	0	15
	処理能力(m ³ /日)	118.5	393.2	0	511.7
廃プラスチック類の焼却施設	施設数	3	13	0	16
	処理能力(t/日)	55.0	374.4	0	429.4
PCB廃棄物の焼却施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(t/日)	0	0	0	0
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)	施設数	1	23	0	24
	処理能力(t/日)	46.8	605.2	0	652.0
焼却施設数の計		12	55	0	67

不法投棄対策室調べ

注1 法第15条第1項の許可対象となる施設であり、同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。

注2 施設数：平成18年度末の累積(廃止届出を提出していないもの)の件数を記入する。

注3 処理能力：設置許可証に基づいた処理能力の合計を記入する。小数点1桁まで記入し、処理能力がkg/時間とされている施設については、tとm³の換算比を1として、m³/日に換算して計上する。

(3) 平成17年度1年間の新規中間処理施設数等 (焼却施設を除く)

施設の種 類	設 置 主 体				計
		事 業 者	処 理 業 者	公 共	
汚泥の脱水施設	施 設 数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
汚泥の乾燥施設(機械)	施 設 数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
汚泥の乾燥施設(天日)	施 設 数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
廃油の油水分離施設	施 設 数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
廃プラスチック類の破碎施設	施 設 数	0	3	0	3
	処理能力(t/日)	0	165	0	165
木くず又はがれき類の 破碎施設	施 設 数	1	8	0	9
	処理能力(t/日)	24	2,207	0	2,231
コンクリート固型化施設	施 設 数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
水銀を含む汚泥の ばい焼施設	施 設 数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
シアン化合物の分解施設	施 設 数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	施 設 数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0
PCB廃棄物の洗浄施設 又は分離施設	施 設 数	0	0	0	0
	処理能力(m ³ /日)	0	0	0	0

不法投棄対策室調べ

注1 施設数 : 6の(1)のうち、平成17年度1年間に設置許可を得た新規施設数を記入する。

注2 処理能力 : 設置許可証に基づいた処理能力の合計を記入する。コンクリート固型化施設、水銀を含む汚泥のばい焼施設、シアン化合物の分解施設、PCB廃棄物の分解施設、PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設の処理能力は小数点1桁まで記入する。

(3) 平成19年4月1日現在の最終処分場数等

施設の種 類	設 置 主 体				計
		事 業 者	処 理 業 者	公 共	
遮断型埋立処分場(A)	施 設 数	0	0	0	0
	埋立容量(m ³)	0	0	0	0
安定型埋立処分場(B)	施 設 数	7	14	0	21
	埋立容量(m ³)	453,817	2,000,088	0	2,453,905
管理型埋立処分場(C)	施 設 数	8	21	0	29
	埋立容量(m ³)	5,501,890	12,739,341	0	18,241,231
内 海面埋立処分場	施 設 数	0	0	0	0
	埋立容量(m ³)	0	0	0	0
計 (A)+(B)+(C)	施 設 数	15	35	0	50
	埋立容量(m ³)	5,955,707	14,739,429	0	20,695,136

不法投棄対策室調べ

注1 施設数 : 平成18年度末の累積(廃止届出を提出していないもの)の件数を記入する。

注2 埋立容量 : 処理施設(廃止届出を提出していないもの)の許可設置時の数値を記入し、一廃と産廃を処分できる施設においては産廃のみの容量を記入する。

33 産業廃棄物処理業者・処理施設設置者に対する行政処分(許可取消し)件数

許可の種類	産業廃棄物 収集運搬業	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処 分 業	特別管理 産業廃棄物 処 分 業	産業廃棄物 処 理 施 設	合計
平成13年度	2	0	0	0	0	2
平成14年度	9	2	2	0	3	16
平成15年度	9	1	0	0	0	10
平成16年度	22	3	1	0	2	28
平成17年度	4	1	1	1	1	8
平成18年度	11	4	0	0	0	15
平成19年度	7	0	0	0	0	7
平成20年度	2	0	0	0	2	4
合計	66	11	4	1	8	90

不法投棄対策室調べ

※平成20年度については10月末現在の件数を示す。

34 不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業実施状況

年度	実施回数	実施箇所数	撤去量	参加人数	使用車両・重機台数等
平成8年度計	12回	11市町村15ヵ所	約 171.00t	1,036 人	データなし
平成9年度計	11回	11市町村11ヵ所	約 121.97t	832 人	車両・重機 78 台
平成10年度計	10回	10市町村13ヵ所	約 115.67t	723 人	車両・重機 87 台
平成11年度計	7回	8市町村 9ヵ所	約 46.77t	507 人	車両・重機 53 台
平成12年度計	8回	8市町村 9ヶ所	約 31.95t	500 人	車両・重機 54 台
平成13年度計	10回	10町村10ヶ所	約 257.43t	857 人	車両・重機 53 台
平成14年度計	6回	6町村 6ヶ所	約 126.38t	447 人	車両・重機 47 台
平成15年度計	10回	10市町村10ヶ所	約 49.40t	728 人	車両・重機 68 台
平成16年度計	7回	7市町村7ヶ所	約 21.65t	429 人	車両・重機 44 台
平成17年度計	5回	5市町村5ヶ所	約 44.14t	535 人	車両・重機 54 台
平成18年度計	5回	5市町村10ヶ所	約 42.64t	386 人	車両・重機 39 台
平成19年度計	3回	3市町村4ヵ所	約 26t		
累計	94回	94市町村109ヶ所	約 1,055t	6,980 人	車両・重機 577 台

不法投棄対策室調べ

※ 9年度に郡山市が、11年度にいわき市が中核市に移行し、対象地域からはずれている。

35 都道府県別不法投棄件数・投棄量(平成10～19年度)

都道府県名	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)
北海道	44	21,756	35	14,632	41	11,759	31	3,345	25	28,961	19	2,363	17	1,341	23	14,344	25	10,590	20	7,739
青森県	45	3,860	54	18,498	36	14,495	39	3,732	40	7,618	42	5,564	30	3,921	16	2,957	17	9,295	24	1,971
岩手県	1	828	7	8,782	9	2,049	7	36,481	5	1,724	10	11,701	27	4,837	17	8,155	13	3,479	11	2,116
宮城県	20	3,245	16	3,044	8	3,927	16	2,892	9	11,316	16	58,134	9	3,002	5	1,358	2	181	2	58
秋田県	6	1,482	12	1,021	12	731	5	494	4	323	3	388	2	45	0	0	0	0	0	0
山形県	12	615	16	804	8	16,953	7	826	4	261	5	320	1	150	2	134	0	0	2	27,706
福島県	54	3,410	20	1,637	24	3,043	14	7,178	17	3,612	33	2,441	25	1,390	15	796	24	3,796	3	123
茨城県	150	35,509	92	17,632	106	69,150	165	25,501	159	21,568	126	11,218	123	72,022	101	15,564	69	10,924	39	15,260
栃木県	68	142,605	32	5,617	30	2,216	29	3,008	53	6,159	27	7,545	40	17,567	25	6,794	39	4,393	21	7,967
群馬県	18	3,065	11	4,107	10	597	51	8,499	40	4,277	45	6,850	26	13,766	37	1,108	20	491	4	201
埼玉県	11	9,348	3	810	3	43	12	454	13	1,040	1	13	1	800	1	27	1	66	0	0
千葉県	45	37,904	76	179,543	93	121,404	270	47,731	150	36,007	191	11,712	92	9,275	73	26,294	79	23,861	40	13,853
東京都	1	0	0	0	0	0	0	0	2	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	5	465	3	101	0	0	1	170	2	120	1	10	0	0	5	418	2	4,791	0	0
新潟県	10	786	25	7,891	47	6,424	28	2,429	26	1,434	26	3,613	17	3,526	5	1,341	18	4,191	8	825
富山県	6	426	3	176	2	157	2	106	1	150	3	130	0	0	4	160	0	0	1	11
石川県	17	2,390	9	2,985	8	717	14	4,878	6	644	6	7,187	3	1,090	10	1,924	11	2,152	2	64
福井県	0	0	3	99	2	546	3	926	5	1,098	8	225	9	414	3	218	3	2,184	4	473
山梨県	13	859	13	1,521	1	150	8	398	2	192	6	3,098	4	778	2	20	2	140	0	0
長野県	2	305	9	4,052	19	9,751	12	2,025	8	3,111	1	41	1	25	1	20	2	85	0	0
岐阜県	6	804	4	234	7	925	3	75	2	752	10	567,272	2	70	3	33,500	1	238	1	40
静岡県	13	2,347	11	8,659	18	4,392	12	2,163	12	1,651	10	389	4	204,533	6	1,961	10	1,989	13	796
愛知県	8	19,992	13	2,108	5	33,576	8	2,585	7	20,201	11	687	4	10,613	1	60	4	7,770	5	476
三重県	4	8,971	9	691	14	23,215	15	977	24	6,124	27	6,766	20	2,608	11	808	6	130	14	507
滋賀県	66	34,345	28	2,000	24	3,060	9	590	4	174	12	455	7	4,722	8	282	11	600	10	1,860
京都府	12	812	13	26,374	26	10,222	52	24,773	22	8,895	21	5,367	5	2,201	5	1,261	3	354	2	3,055
大阪府	0	0	8	166	7	247	8	8,257	7	3,169	0	0	3	45	1	700	1	1,000	0	0
兵庫県	11	1,574	17	6,571	12	20,715	17	19,759	14	9,953	11	3,677	7	443	12	14,607	18	5,073	11	5,995
奈良県	3	344	3	275	2	77	5	515	3	40	9	1,183	24	10,333	10	1,160	14	5,845	7	1,270
和歌山県	8	1,581	23	1,091	26	8,970	11	4,360	14	7,202	2	36	8	853	10	418	5	846	1	88
鳥取県	12	506	3	110	12	378	13	888	2	194	8	258	3	57	2	23	7	956	7	1,225
島根県	4	2,258	4	267	6	216	11	953	11	4,236	5	647	1	0	2	87	4	100	2	122
岡山県	11	660	19	4,332	14	1,203	10	1,819	20	3,830	21	972	21	992	10	625	12	1,069	1	20
広島県	10	2,450	15	1,308	9	993	7	625	5	584	8	1,839	1	12	8	1,598	5	959	6	506
山口県	2	333	5	241	10	1,021	3	838	4	21,641	6	309	1	13	1	2,140	0	0	1	18
徳島県	31	2,422	10	285	9	3,045	3	1,458	6	1,123	3	43	2	147	5	580	2	200	4	80
香川県	1	16,014	15	1,393	18	1,340	8	679	4	123	10	886	8	505	6	207	1	211	0	0
愛媛県	12	1,880	18	51,889	18	5,013	14	224	10	1,064	5	1,137	5	30,865	10	17,844	14	991	10	434
高知県	4	761	7	262	6	153	11	1,771	17	507	19	1,102	13	252	5	167	5	513	0	0
福岡県	29	1,421	40	7,866	27	1,426	24	4,748	15	1,646	8	826	4	412	5	887	4	265	5	103
佐賀県	13	1,043	11	1,753	13	579	8	2,382	6	496	0	0	2	54	2	1,037	3	760	1	70
長崎県	139	9,508	135	12,097	126	5,129	56	3,465	37	2,358	30	2,931	29	1,713	22	1,244	16	634	43	1,731
熊本県	60	2,696	36	3,725	18	1,216	19	1,889	29	25,511	44	7,332	17	1,755	9	1,500	18	2,035	9	530
大分県	44	7,849	36	5,546	18	3,876	21	782	33	4,184	3	122	4	139	5	1,434	3	50	7	807
宮崎県	19	4,434	8	2,357	20	1,972	27	1,583	11	446	7	117	28	1,886	38	2,652	43	16,616	27	3,072
鹿児島県	100	7,224	81	7,303	75	4,191	52	1,950	29	1,153	27	3,314	22	1,627	11	1,019	21	1,011	14	549
沖縄県	47	23,213	38	11,437	28	2,013	9	496	15	61,283	8	4,759	1	24	5	2,745	6	401	0	0
合計	1,197	424,300	1,049	433,293	1,027	403,274	1,150	241,676	934	318,181	894	744,978	673	410,824	558	172,179	554	131,233	382	101,718

環境省調へ

36 自動車リサイクル法に係る登録・許可の状況(平成20年3月31日現在)

業種	自治体	登録又は許可 事業者数	平成19年度中の新規申請、廃業等件数		
			新規	廃業	取消
引取業者 (法第42条第1項)	福島県	1,246	15	7	0
	郡山市	307	7	4	0
	いわき市	384	2	0	0
	計	1,937	24	11	0
フロン類回収業者 (法第53条第1項)	福島県	413	4	4	0
	郡山市	111	2	2	0
	いわき市	98	2	0	0
	計	622	8	6	0
解体業者 (法第60条第1項)	福島県	124	4	1	0
	郡山市	25	0	0	0
	いわき市	32	1	0	0
	計	181	5	1	0
破砕業者 (法第67条第1項)	福島県	15	1	0	0
	郡山市	3	0	0	0
	いわき市	3	0	0	0
	計	21	1	0	0

不法投棄対策室調べ

※福島県の件数には、郡山市及びいわき市(保健所設置市)の件数を除く。

化学物質関係

37 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について

(平成11年12月27日環境省告示第68号。平成12年1月15日から適用。)

(平成14年7月22日環境省告示第46号。底質の環境基準については平成14年9月1日から適用。)

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水質の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別表

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pgTEQ/g以上の場合にあつては、必要な調査を実施することとする。	

38 環境ホルモン等調査対象化学物質一覧

次の表に示した化学物質について調査を実施しました。

No	SPEED '98No	化学物質名	大気	水質	底質	廃棄物最終処分場	野生生物
1	1	ダイオキシン類 (PRTR法、POPs)					○
2	2	ポリ塩化ビフェニール類 (PRTR法、POPs)		○	○		○
3	4	ヘキサクロロベンゼン (POPs)		○	○		○
4	5	ペンタクロロフェノール (PRTR法)		○	○	○	
5	6	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸		○			
6	7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (PRTR法)		○			
7	9	アトラジン (PRTR法)		○			
8	12	ヘキサクロシクロヘキサン				○	○
9	12	エチルベンゼン					○
10	13	NAC (カルバリル) (PRTR法)		○			
11	14	クロルデン (POPs)		○			○
12	15	オキシクロルデン		○			○
13	16	trans-ノナクロル		○			○
14	18	DDT (POPs)		○			○
15	19	DDE and DDD		○			○
16	20	ケルセン (PRTR法)		○			
17	21	アルドリル (POPs)					○
18	22	エンドリン (POPs)					○
19	23	ディルドリン (POPs)					○
20	25	ヘプタクロル (POPs)					○
21	26	ヘプタクロルエポキシサイド					○
22	28	メソミル		○			
23	33	トリプチルスズ (PRTR法)		○	○		○
24	34	トリフェニルスズ (PRTR法)		○	○		○
25	35	トリフルラリン (PRTR法)		○			
26	36	アルキルフェノール 4-tert-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-tert-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール ノニルフェノール		○	○	○	○
27	37	ビスフェノールA (PRTR法)		○	○	○	○
28	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (PRTR法)	○	○		○	○
29	39	フタル酸ブチルベンジル (PRTR法)	○	○		○	
30	40	フタル酸ジ-n-ブチル (PRTR法)	○	○		○	○
31	41	フタル酸ジシクロヘキシル	○	○		○	
32	42	フタル酸ジエチル	○	○		○	
33	43	ベンゾ(a)ピレン		○		○	
34	44	2,4-ジクロロフェノール		○	○	○	
35	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル (PRTR法)	○	○		○	○
36	46	ベンゾフェノン		○		○	○
37	47	4-ニトロトルエン				○	
38	48	オクタクロロスチレン		○		○	○
39	52	マンゼブ (PRTR法)				○	
40	53	マンネブ (PRTR法)				○	
41	61	ジネブ (PRTR法)				○	
42	62	ジラム (PRTR法)				○	
43	63	フタル酸ジペンチル	○			○	
44	64	フタル酸ジヘキシル	○			○	
45	65	フタル酸ジプロピル	○			○	
46	-	17β-エストラジオール		○			
計			9	30	8	21	24

化学物質排出実態調査

No	PRTR法 政令番号	化学物質名	大気	水質
1	172	N,N-ジメチルホルムアミド	○	○
2	270	フタル酸ジ-n-ブチル		○

39 平成19年度ダイオキシン類一般環境大気調査結果

(大気環境基準値:0.6pg-TEQ/m³)

番号	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (年平均値) (pg-TEQ/m ³)	環境基準 の適否	調査機関	過去の調査結果 (年平均値)
							平成18年度
1	県北	福島市	信夫ヶ丘運動場	0.027	○	福島県	0.035
2	県中	郡山市	開成山公園	0.017	○	郡山市	0.025
3	県南	白河市	白河市立白河第二小学校	0.020	○	福島県	0.026
4	会津	会津若松市	福島県立葵高等学校(旧 福島県立会津女子高等学校)	0.027	○	福島県	0.032
5	南会津	田島町(現 南会津町)	福島県南会津保健福祉事務所(旧 福島県田島合同庁舎)	0.011	○	福島県	0.011
6	相双	原町市(現 南相馬市)	仲町児童センター	0.018	○	福島県	0.022
7	いわき	いわき市	いわき市立平第一小学校	0.016	○	いわき市	0.020
8	いわき	いわき市	いわき市公害対策センター(現 いわき市環境監視センター)	0.029	○	いわき市	0.030

大気環境基準値は、年平均値で評価することになっています。

水・大気環境課調べ

40 平成19年度ダイオキシン類発生源周辺環境大気調査結果

(大気環境基準値:0.6pg-TEQ/m³)

番号	地域名	調査地点	調査結果 (年平均値) (pg-TEQ/m ³)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	福島市渡利	0.018	○	福島県
		福島市渡利	0.016	○	
		福島市岡部	0.017	○	
2	南会津	南会津町山口	0.012	○	福島県
		南会津町山口	0.022	○	
		南会津町山口	0.022	○	
3	相双	大熊町大字小入野	1.3	×	福島県
		大熊町大字小入野	11	- (※)	
		大熊町大字夫沢	0.28	- (※)	
4	いわき	いわき市泉町六丁目	0.034	○	いわき市
		いわき市泉町黒須野	0.0080	○	
		いわき市泉町下川	0.012	○	
		いわき市泉町下川	0.014	○	

大気環境基準値は、年平均値で評価することになっています。

水・大気環境課調べ

※ 調査地点が山林等であり、一般公衆が通常生活していない場所であるため大気環境基準は適用されない。

41-1 平成19年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(河川)調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	広瀬川	地藏川原橋	0.060	○	0.23	○	福島県
2	東根川	阿武隈川合流前(1回目)	0.43	○	0.26	○	福島県
		阿武隈川合流前(2回目)	0.16		0.26	○	
		年平均値	0.30		-	-	
3	濁川	阿武隈川合流前	0.16	○	1.9	○	福島県
4	五百川	上関下橋	0.14	○	0.22	○	福島県
5	五百川	阿武隈川合流前	0.25	○	0.30	○	福島県
6	摺上川	幸橋上流(福島市)	0.066	○	0.25	○	福島市
		幸橋上流(福島県)	0.049		0.22	○	福島県
		年平均値	0.058		-	-	
7	松川	松川橋上流(福島市)	0.068	○	0.24	○	福島市
		松川橋上流(福島県)	0.050		0.22	○	福島県
		年平均値	0.059		-	-	
8	八反田川	阿武隈川合流	0.10	○	0.35	○	福島市
9	小国川	伊達市境界	0.072	○	0.31	○	福島市
10	須川	荒川合流前	0.068	○	0.30	○	福島市
11	釈迦堂川	須賀川市水道取水地点	0.072	○	0.24	○	福島県
12	社川	王子橋	0.15	○	0.23	○	福島県
13	逢瀬川	阿武隈川合流前(1回目)	0.38	○	-	-	郡山市
		阿武隈川合流前(2回目)	0.32		2.3	○	
		阿武隈川合流前(3回目)	0.15		-	-	
		阿武隈川合流前(4回目)	0.13		3.0	○	
		年平均値	0.25		-	-	
14	大滝根川	阿武隈川合流前(1回目)	0.11	○	-	-	郡山市
		阿武隈川合流前(2回目)	0.078		0.76	○	
		阿武隈川合流前(3回目)	0.12		-	-	
		阿武隈川合流前(4回目)	0.072		2.8	○	
		年平均値	0.095		-	-	
15	夏井川	磁沢橋	0.078	○	0.23	○	福島県
16	阿武隈川	羽太橋	0.052	○	0.23	○	福島県
17	谷津田川	阿武隈川合流前	0.051	○	0.23	○	福島県
18	黒川	栃木県境	0.051	○	0.23	○	福島県
19	久慈川	高地原橋	0.21	○	0.23	○	福島県
20	阿賀野川	田島橋	0.051	○	0.22	○	福島県
21	伊南川	青柳橋	0.050	○	0.21	○	福島県
22	伊南川	黒沢橋	0.050	○	0.22	○	福島県
23	阿賀野川	新郷ダム	0.070	○	0.46	○	福島県
24	只見川	藤橋	0.050	○	0.29	○	福島県
25	田付川	下川原橋	0.23	○	0.23	○	福島県
26	宮川	細工名橋	0.38	○	0.25	○	福島県
27	旧宮川	丈助橋	0.64	○	0.69	○	福島県
28	濁川	山崎橋	0.23	○	0.22	○	福島県
29	旧湯川	栗の宮橋	0.73	○	0.30	○	福島県
30	長瀬川	小金橋	0.050	○	0.22	○	福島県
31	宇多川	百間橋	0.050	○	0.21	○	福島県
32	真野川	真島橋	0.056	○	0.25	○	福島県
33	新田川	鮭川橋	0.050	○	0.72	○	福島県
34	小高川	ハツカラ橋(1回目)	0.056	○	0.22	○	福島県
		ハツカラ橋(2回目)	0.087		0.22	○	福島県
		年平均値	0.072		-	-	

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
35	請戸川	請戸橋	0.057	○	0.23	○	福島県
36	高瀬川	慶応橋	0.049	○	0.22	○	福島県
37	木戸川	木戸川橋	0.049	○	0.21	○	福島県
38	浅見川	坊田橋	0.068	○	0.22	○	福島県
39	夏井川	六十枚橋 (1回目)	0.22	○	-	○	いわき市
		六十枚橋 (2回目)	0.068		0.087		
		年平均值	0.14		-		
40	大久川	蔭磯橋 (1回目)	0.69	○	0.37	○	いわき市
		蔭磯橋 (2回目)	0.075		-		
		年平均值	0.38		-		
41	鮫川	鮫川橋 (1回目)	0.12	○	0.081	○	いわき市
		鮫川橋 (2回目)	0.071		-		
		年平均值	0.10		-		
42	藤原川	みなと大橋 (1回目)	0.16	○	1.6	○	いわき市
		みなと大橋 (2回目)	0.088		-		
		年平均值	0.12		-		
43	蛭田川	蛭田橋 (1回目)	0.32	○	2.1	○	いわき市
		蛭田橋 (2回目)	0.25		-		
		年平均值	0.29		-		
44	夏井川	山下谷橋 (1回目)	0.094	○	0.086	○	いわき市
		山下谷橋 (2回目)	0.068		0.088		
		年平均值	0.080		-		

水・大気環境課調べ

41-2 平成19年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(湖沼)調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	猪苗代湖	小石ヶ浜水門	0.049	○	6.8	○	福島県
2		安積疏水取水口	0.048	○	0.37	○	福島県

水・大気環境課調べ

41-3 平成19年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(海域)調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	松川浦	漁業権3号中央付近	0.63	○	3.9	○	福島県
2	小名浜港	4号埠頭先	0.066	○	3.5	○	いわき市
3	いわき市地先海域	夏井川沖1,500m付近	0.066	○	0.22	○	いわき市
4	常磐海岸海域	鮫川沖2,000m付近	0.067	○	0.34	○	いわき市

水・大気環境課調べ

42-1 平成19年度ダイオキシン類地下水調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L)

番号	地域名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	実施主体
1	県北	福島市黒岩	0.048	○	福島県
2	県北	二本松市新生町	0.048	○	福島県
3	県北	飯野町大字飯野	0.050	○	福島県
4	県中	郡山市中田町柳橋	0.068	○	郡山市
5	県中	郡山市大槻町西ノ宮西	0.061	○	郡山市
6	県中	須賀川市狸森	0.048	○	福島県
7	県中	石川町大字曲木	0.048	○	福島県
8	県中	三春町字小浜海道	0.048	○	福島県
9	県南	白河市大信中新城	0.048	○	福島県
10	県南	泉崎村大字泉崎	0.048	○	福島県
11	県南	塙町大字片貝	0.049	○	福島県
12	会津	会津若松市河東町八田	0.048	○	福島県
13	会津	猪苗代町大字蚕養	0.048	○	福島県
14	会津	三島町大字宮下	0.048	○	福島県
15	南会津	下郷町大字豊成	0.048	○	福島県
16	相双	相馬市蒲庭	3.1	×	福島県
		蒲庭(確認調査)	1.7		
		年平均値	2.4		
17	相双	川内村上川内	0.048	○	福島県
18	相双	新地町福田	0.048	○	福島県
19	いわき	いわき市四倉町上仁井田	0.076	○	いわき市
20	いわき	いわき市平	0.062	○	いわき市
21	いわき	いわき市小川町上小川内倉	0.063	○	いわき市
22	いわき	いわき市小川町上小川畑ノ作	0.062	○	いわき市

※調査結果は、年平均値で評価する。

水・大気環境課調べ

42-2 ダイオキシン類汚染井戸周辺地区調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/L)

番号	地域名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	実施主体
1	相双	相馬市蒲庭	0.11	○	福島県
2	相双	相馬市蒲庭	0.057	○	福島県
3	相双	相馬市蒲庭	0.063	○	福島県

水・大気環境課調べ

43 平成19年度ダイオキシン類一般環境土壌調査結果

(土壌環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

番号	地域名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	福島市上鳥渡	0.22	○	福島県
2	県北	福島市西中央	2.6	○	福島県
3	県北	二本松市表	0.48	○	福島県
4	県北	伊達市梁川町希望ヶ丘	0.034	○	福島県
5	県北	桑折町大字谷地	0.46	○	福島県
6	県北	大玉村玉井	0.42	○	福島県
7	県中	郡山市安積町	0.87	○	郡山市
8	県中	郡山市富田町	1.5	○	郡山市
9	県中	郡山市開成	0.057	○	郡山市
10	県中	郡山市片平町	0.11	○	郡山市
11	県中	郡山市大槻町	0.0020	○	郡山市
12	県中	郡山市熱海町高玉	0.039	○	郡山市
13	県中	郡山市湖南町三代	0.00045	○	郡山市
14	県中	須賀川市並木町	13	○	福島県
15	県中	田村市滝根町広瀬	0.045	○	福島県
16	県中	玉川村大字中	0.055	○	福島県
17	県中	三春町大字熊耳	0.0034	○	福島県
18	県南	白河市関辺松並	0.0052	○	福島県
19	県南	中島村滑津	0.20	○	福島県
20	県南	塙町大字湯岐	0.033	○	福島県
21	会津	会津若松市西栄町	2.4	○	福島県
22	会津	喜多方市松山町村松	0.14	○	福島県
23	会津	猪苗代町大字八幡	0.060	○	福島県
24	会津	会津坂下町字石田甲	0.11	○	福島県
25	会津	三島町大字大石田	0.0033	○	福島県
26	南会津	下郷町大字落合	0.10	○	福島県
27	南会津	只見町大字黒谷	0.0036	○	福島県
28	相双	広野町大字下北迫	1.4	○	福島県
29	相双	川内村大字上川内	0.078	○	福島県
30	相双	葛尾村大字落合	0.0028	○	福島県
31	相双	南相馬市原町区西町	0.025	○	福島県
32	相双	相馬市中村	0.049	○	福島県
33	いわき	いわき市平薄磯	0.021	○	いわき市
34	いわき	いわき市郷ヶ丘	0.23	○	いわき市
35	いわき	いわき市小川町上平	0.048	○	いわき市
36	いわき	いわき市小名浜大原	0.16	○	いわき市
37	いわき	いわき市永崎	0.25	○	いわき市
38	いわき	いわき市常磐下湯長谷町	0.14	○	いわき市
39	いわき	いわき市勿来町関田和久	0.56	○	いわき市
40	いわき	いわき市遠野町上遠野	0.035	○	いわき市

水・大気環境課調べ

44-1 平成19年度ダイオキシン類発生源周辺土壌調査結果

(土壌環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

番号	地域	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	県中	郡山市大平町	1.0	○	郡山市
2	県中	郡山市日和田八丁目	0.10	○	郡山市
3	県中	田村郡三春町字丈六	0.14	○	福島県
		田村郡三春町字鶴蒔田	0.049	○	福島県
		田村郡三春町字御免町	0.013	○	福島県
		田村郡三春町字御免町	0.035	○	福島県
		田村郡三春町字丈六	0.23	○	福島県
		田村郡三春町字雁木田	0.054	○	福島県
		田村郡三春町字八島台三丁目	1.1	○	福島県
		田村郡三春町字一木松	0.80	○	福島県
		田村郡三春町字山崎	0.0042	○	福島県
4	いわき	いわき市泉町六丁目	7.3	○	いわき市
		いわき市泉町黒須野	5.5	○	いわき市
		いわき市泉町下川	2.8	○	いわき市
		いわき市泉町下川	2.1	○	いわき市

44-2 平成19年度ダイオキシン類土壌汚染範囲確定調査結果

(土壌環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

地点番号	地域	調査地点	調査深度 (cm)	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否	調査機関
1	相双	双葉郡大熊町大字小入野	5~10	120	○	福島県
			10~15	49	○	
			15~20	7.9	○	
2			35~40	2,500	×	
3			10~15	180	○	
			15~20	130	○	
			4	5~10	870	
10~15				180	○	
15~20				47	○	
5			20~34	1,400	×	
			200~212.5	2,900	×	
			330~345	0.16	○	
6	5~10	75	○			
	10~15	7.1	○			
	15~20	7.7	○			

44-3 平成19年度ダイオキシン類発生源周辺大気調査(排ガスの基準超過に伴う周辺調査)

(土壌環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

番号	地域	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否	調査機関
1	会津	喜多方市豊川町米室	9.9	○	福島県
		喜多方市豊川町米室	23	○	福島県
		喜多方市さつきが丘	0.00035	○	福島県
		喜多方市関柴上高額	17	○	福島県
		喜多方市字町田下	7.7	○	福島県
		喜多方市豊川町米室	6.8	○	福島県
		喜多方市字町田下	1.4	○	福島県
		喜多方市豊川町米室	0.63	○	福島県
		喜多方市豊川町米室	1.6	○	福島県

45 平成19年度ダイオキシン類処分場周辺調査結果

(水質環境基準値 1 pg-TEQ/L、底質の環境基準値 150 pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/L)	環境基準の適否 (底質)	調査機関
1	一号堰堤側況	—	0.096	○	0.099	○	福島県
2	下流の沢	夏井川合流前	0.094	○	6.3	○	
3	最下流の沢	夏井川合流前	0.29	○	1.2	○	

46 平成19年度ダイオキシン類煙道排ガス調査結果

番号	事業場名称	施設の種類	所在地	調査結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 基準値 ※1	適否	調査機関	備考
1	(株)東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福島営業所	5 廃棄物焼却炉	福島市	0.12	10	○	福島県	
2	富岡興業(株)TYS処理工場	5 廃棄物焼却炉	川俣町	2.2	10	○	福島県	
3	郡山建設廃材リサイクル 事業協同組合	5 廃棄物焼却炉	郡山市	3.0	1	×	郡山市	再調査
				15	1	×		
4	日本全薬工業(株)	5 廃棄物焼却炉	郡山市	0.41	10	○	郡山市	
5	田村西部環境センター	5 廃棄物焼却炉	三春町	0.0048	5	○	福島県	
6	フランスペットファニ チャー(株)	5 廃棄物焼却炉	白河市	0.034	10	○	福島県	
7	東白衛生組合東白衛生セ ンター	5 廃棄物焼却炉	塙町	0.034	10	○	福島県	
8	昭和電工(株)ショウテック 事業部喜多方事業所	4 アルミニウム溶融炉	喜多方市	1.6	1	×	福島県	確認調査
				0.0032	1	○		
9	曹鉄メタル(株)	3 亜鉛回収焙焼炉	磐梯町	2.6	10	○	福島県	
10	檜枝岐村クリーンセン ター	5 廃棄物焼却炉	檜枝岐村	1.9	10	○	福島県	
11	東京電力(株)福島第一原子 力発電所	5 廃棄物焼却炉	大熊町	0.065	10	○	福島県	
12	日産自動車(株)いわき工場	4 アルミニウム溶融炉	いわき市	0.18	1	○	いわき市	
13	いわき市中部浄化セン ター	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0	1	○	いわき市	
14	いわき大王製紙(株)本社工 場	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.037	0.1	○	いわき市	
15	小名浜製錬(株)	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.47	1	○	いわき市	
16	(株)クレハ環境	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.11	1	○	いわき市	7号焼却炉
				2.2	1	×		8号焼却炉
17	第一三共プロファーマ(株)	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0	1	○	いわき市	1号焼却炉
				0	1	○		2号焼却炉
18	日化新菱(株)	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.0012	1	○	いわき市	
19	東邦亜鉛(株)	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0	5	○	いわき市	亜鉛用流動 焙焼炉
			いわき市	0.12	5	○		廃棄物専用 流動焙焼炉
20	トラスト企画(株)	5 廃棄物焼却炉	いわき市	2.7	5	○	いわき市	

水・大気環境課調べ

※1 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

※2 「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づくばい煙排出基準

47 平成19年度ダイオキシン類廃棄物焼却炉等放流水調査結果

番号	事業場名称	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値※	適否	調査機関	備考
1	㈱東関東ダブル・ ジー・ヤマギシ	福島市	0.064	10	○	福島県	
2	郡山市河内清掃セン ター	郡山市	0.00014	10	○	郡山市	
3	日本化学工業㈱福島 第二工場	三春町	0.0098	10	○	福島県	
4	日曹金属化学㈱会津 工場	磐梯町	0.029	10	○	福島県	
5	金井建設工業㈱	南会津町	0.094	10	○	福島県	
6	㈱ADEKA相馬工場	相馬市	0.0026	10	○	福島県	
7	㈱クレハいわき事業 所	いわき市	2.1	10	○	いわき市	
8	㈱クレハ環境	いわき市	0.098	-	-	いわき市	
9	日本製紙㈱	いわき市	0.020	-	-	いわき市	

水・大気環境課調べ

※「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

48-1 平成19年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場(周縁地下水)調査結果

番号	施設名	所在地	調査媒体	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 値※	適否	調査機関
1	小野ウェストパーク	小野町	周縁地下水	0.00073	1	○	福島県

一般廃棄物課調べ

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質環境基準

48-2 平成19年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場(放流水)調査結果

番号	施設名	所在地	調査媒体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値※	適否	調査機関
1	小野ウェストパーク	小野町	放流水	0.00018	10	○	福島県
2	いわき市クリンピーの森	いわき市	放流水	0	10	○	いわき市

一般廃棄物課調べ

※「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

49 平成19年度ダイオキシン類産業廃棄物最終処分場(放流水等)調査結果

番号	設置者(施設名)	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値	適否	調査機関
1	㈱クリーン商会	大玉村	安定型	浸透水	0.0013	-	-	福島県
2	阿部建材工業㈱	福島市	安定型	浸透水	0.0027	-	-	福島県
3	富岡興業㈱	川俣町	管理型	処理水	0.16	-	-	福島県
4	日進クリーン	福島市	安定型	浸透水	0.0037	-	-	福島県
5	㈱商報舎	二本松市	管理型	放流水	0.00021	10	○	福島県
6	日東紡績㈱福島工場 金沢第一処分場	福島市	安定型	浸透水	0.097	-	-	福島県
7	日東紡績㈱福島工場 金沢第二処分場	福島市	安定型	浸透水	0.010	-	-	福島県
8	日東環境整備㈱	福島市	安定型	浸透水	0.076	-	-	福島県
9	恵和興業㈱	福島市	安定型	浸透水	0.036	-	-	福島県
10	㈱クリーンテック 飯坂クリーンサイト	福島市	管理型	放流水	0.000065	10	○	福島県
11	㈱東北エス・イー・ティー	小野町	管理型	放流水	0.040	10	○	福島県
12	飯岡工業㈱	田村市	安定型	浸透水	0.000093	-	-	福島県
13	東北ボール㈱	白河市	管理型	放流水	0.00039	10	○	福島県
14	あいづダストセンター 新処分場	柳津町	管理型	処理水	0.51	-	-	福島県
15	あいづダストセンター 旧処分場	柳津町	管理型	処理水	2.9	-	-	福島県
16	(有)福島農林第1処分場(排出口1-1)	飯舘村	安定型	浸透水	0.0030	-	-	福島県
17	(有)福島農林第1処分場(排出口1-2)	飯舘村	安定型	浸透水	0.033	-	-	福島県
18	(有)福島農林第2処分場	飯舘村	安定型	浸透水	0.067	-	-	福島県
19	㈱緑生	飯舘村	管理型	処理水	0.00056	10	○	福島県
20	相馬市産業廃棄物最終処分場	相馬市	管理型	放流水	0.0023	10	○	福島県
21	東北電力㈱原町火力発電所 大迫処分場	南相馬市	管理型	浸出液	0.0066	10	○	福島県
22	三和化学工業㈱	南相馬市	管理型	放流水	0.49	10	○	福島県
23	丸三製紙㈱	南相馬市	管理型	放流水	0.029	10	○	福島県
24	㈱フクシマエコテック	富岡町	管理型	放流水	0.00088	10	○	福島県
25	東京電力㈱福島第二 原子力発電所	楡葉町	安定型	浸透水	0.0025	-	-	福島県
26	加藤建材工業㈱	南相馬市	安定型	浸透水等	0.00015	-	-	福島県
27	斎藤運輸工業㈱	飯舘村	安定型	浸透水	0.00093	-	-	福島県
28	㈱マルセ商会	南相馬市	安定型	浸透水	0.15	-	-	福島県
29	横山建設㈱	南相馬市	安定型	浸透水	0.0057	-	-	福島県
30	㈱双葉産業廃棄物処理公社	大熊町	管理型	放流水	0.00011	10	○	福島県
31	東京電力㈱福島第一原子力発電所 安定型最終処分場	大熊町	安定型	浸透水	0.00092	-	-	福島県
32	東京電力㈱福島第一原子力発電所 管理型最終処分場	大熊町	管理型	放流水	0.035	10	○	福島県
33	堺化学工業(株) 新内郷処分場	いわき市	管理型	放流水	0.043	10	○	いわき市
34	堺化学工業(株) 渡辺処分場	いわき市	管理型	放流水	0.031	10	○	いわき市
35	常磐共同火力(株) 添野石炭灰処分場	いわき市	管理型	放流水	0.00043	10	○	いわき市
36	三山クリーン(株) 新管理型処分場	いわき市	管理型	放流水	0.083	10	○	いわき市

不法投棄対策室調べ

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

50-1 平成19年度環境ホルモン一般廃棄物最終処分場(放流水等)調査結果 【単位: μg/L】

No.	SP 98 No.	施設名 試料区分 化学物質名 調査年月日	伊達地方衛生	須賀川市	三春町	矢祭町	会津若松地	飯館村
			処理組合 一般廃棄物最 終埋立処分地 施設	旧岩瀬村 梅田 ごみ集積所	沼之倉第一 埋立地	東山不燃物 投棄場	方広域市町 村整備組合 沼平 第二処分場	クリアセンター
			処理水	放流水	浸透水	浸透水	放流水	放流水
			H19.8.8	H19.8.23	H19.8.9	H19.8.9	H19.8.23	H19.8.8
-	-	pH	7.7	6.7	7.3	6.7	7.2	7.4
1	5	ペンタクロロフェノール	< 0.01	0.02	< 0.01	0.03	< 0.01	< 0.01
2	12	ヘキサクロシクロヘキサン						
		α-ヘキサクロシクロヘキサン	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025
		β-ヘキサクロシクロヘキサン	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025
		γ-ヘキサクロシクロヘキサン	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025
		δ-ヘキサクロシクロヘキサン	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025
3	36	アルキルフェノール						
		4-t-ブチルフェノール	0.08	0.02	2.1	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		4-n-ペンチルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		4-n-ヘキシルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		4-n-ヘプチルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		4-t-オクチルフェノール	0.04	0.06	0.46	0.02	< 0.01	< 0.01
		4-n-オクチルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
		ノニルフェノール	< 0.1	0.2	2.2	0.2	< 0.1	< 0.1
4	37	ビスフェノールA	0.16	0.43	33	0.15	0.02	0.01
5	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
6	39	フタル酸ブチルベンジル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
7	40	フタル酸ジ-n-ブチル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
8	41	フタル酸ジシクロヘキシル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
9	42	フタル酸ジエチル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
10	43	ベンゾ(a)ピレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
11	44	2,4-ジクロロフェノール	< 0.01	0.02	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
12	46	ベンゾフェノン	< 0.01	< 0.01	0.1	< 0.01	< 0.01	< 0.01
13	47	4-ニトロトルエン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
14	48	オクタクロロスチレン	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025
15	52 53 61	マンゼブ マンネブ ジネブ	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
16	62	ジラム	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
17	63	フタル酸ジペンチル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
18	64	フタル酸ジヘキシル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
19	65	フタル酸ジプロピル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
備考			マンゼブ、マンネブ、ジネブは、これらを含む類似化合物に由来する誘導体の含量をマンゼブに換算した測定値です。 ジラムはジラムを含む類似化合物に由来する誘導体の含量をジラムに換算した測定値です。					

注) 網掛けは検出されたことを示しています。

50-2 平成19年度環境ホルモン産業廃棄物最終処分場(放流水等)調査結果

【単位: $\mu\text{g}/\text{L}$ 】

No.	SP No.	施設名 (種類)	A社 (管理)	B社 (安定)	C社 (管理)	D社 (安定)	E社 (管理)	F社 (安定)	G社 (管理)	H社 (管理)	I社 (安定)	J社 (安定)	K社 (安定)	L社 (安定)
		試験区分	処理水	浸透水	放流水	浸透水	放流水	浸透水	放流水	放流水	浸透水	浸透水	浸透水	浸透水 (排水口1-2)
		化学物質名	H19.8.9	H19.8.22	H19.8.8	H19.8.2	H19.8.2	H19.8.2	H19.8.9	H19.8.21	H19.8.8	H19.10.1	H19.8.22	H19.8.22
		調査年月日	7.4	6.9	7.2	6.9	7.6	7.5	6.9	6.4	7.2	8.1	7.4	8.8
1	5	ペンダグロブフェノール	<0.01	<0.01	0.05	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.49
2	12	α-ヘキサクロシクロヘキサン	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
		β-ヘキサクロシクロヘキサン	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
		γ-ヘキサクロシクロヘキサン	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
		δ-ヘキサクロシクロヘキサン	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
3	36	アルキルフェノール	0.03	0.2	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.133
		4-tert-ブチルフエノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-n-ペンチルフエノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-n-ヘキシルフェノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-n-ヘプチルフエノール	0.01	0.03	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03
		4-n-オクタルフエノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
		4-n-ノニルフエノール	<0.1	0.6	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.15
4	37	ビスフェノールA	0.02	0.13	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05
5	38	アタル酸ジ-n-エチルヘキシル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
6	39	アタル酸n-ブチルペンシル	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
7	40	アタル酸ジ-n-ブチル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
8	41	アタル酸ジシクロヘキシル	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
9	42	アタル酸ジエチル	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
10	43	ベンゾ(a)ピレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
11	44	2,4-ジクロロフェノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
12	46	ベンゾフェノン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	0.09
13	47	4-ニトロトルエン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
14	48	オクタクロロスチレン	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
15	52	マンゼブ	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
16	62	ジラム	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.1	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.89
17	63	アタル酸ジペンチル	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
18	64	アタル酸ヘキシル	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
19	65	アタル酸ジプロピル	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

マンゼブ、マンネブ、ジネブは、これらを含む類似化合物に由来する誘導体の含量をマンゼブに換算した測定値です。
ジラムはジラムを含む類似化合物に由来する誘導体の含量をジラムに換算した測定値です。

(注) 網掛けは検出されなかったことを示しています。

50-3 平成19年度産業廃棄物最終処分場の放流水等の調査結果

【単位: $\mu\text{g}/\text{l}$ 】

No.	SP 98 No.	施設名 (種類)	L社 (安定)	L社	M社 (安定)	N社 (安定)	N社	
								試料区分
		化学物質名	調査年月日	H19.12.25	H19.12.25	H19.12.25	H19.12.25	H19.12.25
1	36	ノニルフェノール	<0.1	<0.1	0.60	<0.1	<0.1	
2	37	ビスフェノールA	880	0.71	500	170	7.9	
		備考						

注) 網掛けは検出されたことを示します。

51-1 化学物質排出実態調査(大気)

化学物質名	種別	環境大気		発生源周辺環境大気		
		地点名	郡山市少年 湖畔の村	郡山開成山 公園	B社風上側	B社風下側
			調査年月日	H19. 11. 21 ~11. 22	H19. 11. 21 ~11. 22	H19. 11. 29 ~11. 30
N, N-ジメチルホルムアミド($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		<0.02	<0.02	2.0	2.9	

注) 網掛けは検出されたことを示します。

51-2 化学物質排出実態調査(水質)

調査地点	濁川(阿武隈川水系)		A社放流水
	上流	下流	
調査年月日	H19.9.27		
pH	7.3	7.3	6.8
SS(mg/l)	6.4	6.8	6.4
フタル酸ジ-n-ブチル($\mu\text{g}/\text{l}$)	<0.5	<0.5	0.6

調査地点	濁川(阿武隈川水系)		A社放流水
	上流	下流	
調査年月日	H19.11.28		
pH	7.3	7.2	6.9
SS(mg/l)	10	8	8
N, N-ジメチルホルムアミド($\mu\text{g}/\text{l}$)	<0.1	1.0	1.4

調査地点	谷田川		B社放流水	
	上流	下流	放流水1	放流水2
調査年月日	H19.11.29			
pH	7.7	7.6	7.6	7.9
SS(mg/l)	<1	1	9	<1
N, N-ジメチルホルムアミド($\mu\text{g}/\text{l}$)	0.3	2.1	9.4	370

調査地点	小名浜港	松川浦 (対照)	C社放流水
調査年月日	H19.11.15	H19.12.3	H19.11.28
pH	8.1	8.1	7.8
SS(mg/l)	2	5	2
N, N-ジメチルホルムアミド($\mu\text{g}/\text{l}$)	1.9	<0.1	1300

注) 網掛けは検出されたことを示します。

52 平成19年度ダイオキシン類排出ガス自主測定実施状況

自治体名	報告対象施設	報告施設	未報告施設	基準超過
福島県(除中核市)	154	153	1	0
郡山市※1	17	17	0	1
いわき市※1	36	33	3	0
合計	207	203	4	1

水・大気環境課調べ

※1 郡山市及びいわき市の結果は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに測定結果の報告があったものについて取りまとめています。

53 平成19年度ダイオキシン類排水自主測定実施状況

自治体名	報告対象工場・事業場	報告工場・事業場	未報告工場・事業場	基準超過
福島県(除中核市)	10	10	0	0
郡山市※1	3	3	0	0
いわき市※1	9	9	0	0
合計	22	22	0	0

水・大気環境課調べ

※1 郡山市及びいわき市の結果は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに測定結果の報告があったものについて取りまとめています。

54 平成19年度ダイオキシン類ばいじん及び燃え殻等自主測定実施状況

測定媒体	自治体名	報告対象施設	報告施設	未報告施設	処理基準超過※1
ばいじん	福島県(除中核市)	94	93	1	0
	郡山市※1	10	10	0	2
	いわき市※1	20	20	0	0
	合計	124	123	1	2
燃え殻等	福島県(除中核市)	119	118	1	0
	郡山市※1	16	16	0	0
	いわき市※1	25	22	3	0
	合計	160	156	4	0

水・大気環境課調べ

※1 郡山市及びいわき市の結果は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに測定結果の報告があったものについて取りまとめています。

大 気 関 係

55 大気汚染に係る環境基準の概要

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント	昭和48.5.8環境庁告示第25号 昭和48.6.12環境庁大気保全局長通知
二酸化窒素	昭和53.7.11環境庁告示第38号 昭和53.7.17環境庁大気保全局長通知
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成9.2.4環境庁告示第4号 平成9.2.12環境庁大気保全局長通知
ジクロロメタン	平成13.4.20環境省告示第30号

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法	
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値(1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値)が20ppm以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
光 化 学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		

- (注) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。
 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいいます。
 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について、適用しません。

56 大気監視測定局一覽

(1) 一般環境大気測定局

(平成20年3月31日)

市町村名	No.	測定局設置場所	用途地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線	放射線	テレメータ化	備考
福島市	1	南町 市立福島第一中学校	住	○	○	○	○			○	○				55	県
	2	森合 市立森合小学校	住	○	○	○	○		○	○	○	○			55	県
	3	古川 市立福島第三中学校	住	○		○	○			○	○				55	県
二本松市	4	二本松 福島県二本松合同庁舎	住				○			○	○				13	県
郡山市	5	芳賀 芳賀公民館	住	○		○	○			○	○				53	郡山市
	6	朝日 郡山市公害対策センター3階	住	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	53	郡山市
	7	堤下 市立橋小学校	住	○		○	○			○	○				53	郡山市
	8	日和田 市立日和田小学校	住	○		○	○			○	○				53	郡山市
	9	富久山 市立行健小学校	住	○		○	○			○	○				55	郡山市
	10	安積 檜下公園	住	○		○	○			○	○				55	郡山市
須賀川市	11	須賀川 須賀川市役所脇	住	○	○	○	○		○	○	○	○			54	県
矢吹町	12	矢吹 矢吹町役場	住				○			○	○				13	県
白河市	13	白河 市立第二小学校	住	○	○	○	○		○	○	○	○			54	県
磐梯町	14	大寺六区 磐梯字山の神 私有地	未	○						○					元	県
会津若松市	15	会津若松 県立葵高等学校	住	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	3	県
新地町	16	新地1 町立尚英中学校脇	未	○	○	○	○			○	○				4	県
	17	新地2 北狼沢上水道調整池	未	○	○					○	○				4	県
相馬市	18	相馬1 高池前公園	住	○	○	○	○			○	○				4	県
	19	相馬2 市立日立木小学校	未	○	○					○	○				4	県
南相馬市	20	鹿島寺内 町立鹿島中学校	未	○	○					○	○				4	県
	21	原町1 仲町児童センター	住	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	5	県
	22	原町2 矢川原配水池脇	未	○	○					○	○				5	県
	23	小高 東町遊園地	住	○	○	○	○			○	○				5	県
飯館村	24	飯館 旧草野中学校	他	○	○	○	○			○	○				5	県
浪江町	25	浪江 町立浪江中学校	住	○	○					○	○				55	県
双葉町	26	双葉 町立双葉南小学校	住	○						○	△				55	県
大熊町	27	大熊 町立大熊中学校	未	○	○	○	○			○	○				55	県
富岡町	28	富岡 町立富岡第二中学校	住	○	○	○	○			○	○				55	県
楢葉町	29	楢葉 町立楢葉南小学校	未	○	○	○	○		○	○	○	○			55	県
広野町	30	広野1 役場裏 町有地	未	○	○	○	○			○	○				55	県
	31	広野2 小滝平浄水場	未	○	○					○	○				55	県
川内村	32	川内 川内村コミュニティセンター	他	○	○	○	○		○	○	○				元	県
いわき市	33	大高 勿来町大高字坂ノ上 私有地	未	○						○					47	いわき市
	34	上中田 勿来授産所	準工	○		○	○			○	○				47	いわき市
	35	花ノ井 錦町字鬼越下 私有地	住	○	○					○	○				47	いわき市
	36	金山 金山公園	未	○						○					48	いわき市
	37	田部 渡辺公民館	未	○						○					47	いわき市
	38	下川 下川公民館	準工	○						○					47	いわき市
	39	滝尻 泉町滝尻字高見坪 私有地	住	○	○	○	○			○					47	いわき市
	40	愛宕下 市立小名浜第二小学校	住	○	○	○	○			○	○				47	いわき市
	41	大原 いわき市公害対策センター	住	○	○	○	○			○	○	○		○	47	いわき市
	42	南富岡 いわき市中部浄化センター	工専	○						○					47	いわき市
	43	鹿島 市立鹿島小学校	住	○		○	○			○					47	いわき市
	44	中原 小名浜字中原 私有地	工	○						○					49	いわき市
	45	西郷 磐崎公民館	住	○	○	○	○			○	○				63	いわき市

市町村名	No.	測定局	設置場所	用途 地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線	放射線	テレメータ化	備考		
いわき市	46	揚土	市立平第一小学校	住	○	○	○	○			○	○					51	いわき市	
	47	高坂	市宮桜井団地	住	○		○	○			○							52	いわき市
	48	下神谷	県農業試験場いわき支場	未	○		○	○			○	○	○					55	いわき市

- (注) 1 「温度・湿度」の欄の△は「温度」のみ測定している測定局です。 水・大気環境課調べ
 2 「テレメータ化」の欄の数字はテレメータ化された年です。
 3 「備考」の欄は測定担当機関です。

(2) 自動車排出ガス測定局

(平成20年3月31日)

市町村名	No.	測定局	設置場所	用途 地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線	放射線	テレメータ化	備考	
福島市	1	天神	福島市消防署3階屋上	商	○	○	○	○	○	○	○	○					54	福島市
郡山市	2	台新	台新公園	住		○	○		○	○	○	○					8	郡山市
いわき市	3	平	平市民運動場	商		○	○		○	○	○						3	いわき市

- (注) 1 「テレメータ化」の欄の数字はテレメータ化された年です。 水・大気環境課調べ
 2 「備考」の欄は測定担当機関です。

(3) 環境大気測定車

(平成20年3月31日)

所管	名称	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	二酸化炭素	ベンゼン・トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	水銀	風向・風速	温度・湿度	携帯電話による監視	データの監視
環境センター	環境大気測定車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

水・大気環境課調べ

57 発生源測定局一覧

(平成20年3月31日現在)

市町村名	測定局	設置場所	設置 煙道数	測定項目							
				二酸化 硫黄	窒素 酸化物	酸素	燃料 使用量	排ガス 温度	排ガス 量	発電量	
新地町	相馬共火	相馬共同火力発電(株) 新地発電所内	2	○	○	○	○	○	○	○	
南相馬市	原町火発	東北電力(株) 原町火力発電所内	2	○	○	○	○	○	○	○	
広野町	広野火発	東京電力(株) 広野火力発電所内	5	○	○	○	○	○	○	○	
いわき市	日本製紙	日本製紙(株) 勿来工場内	1	○	○	○	○	○			
	クレハ	(株)クレハ いわき工場内	2	○	○	○	○	○			
	共同火力	常磐共同火力(株) 勿来発電所内	4	○	○	○		○		○	
	堺化学	堺化学工業(株) 小名浜事業所内	2	○	○	○	○	○			
	サミット小名浜 エスパワー	サミット小名浜エスパワー(株) 小名浜発電所内	1	○	○	○	○	○	○		
	小名浜 製錬	小名浜製錬(株) 小名浜製錬所内	3	○	○	○		○	○		
	日本化成	日本化成(株) 小名浜工場内(硝酸工場)	2		○				○		
		日本化成(株) 小名浜工場内(カーボン工場)	1	○	○	○	○	○			
	東邦亜鉛	東邦亜鉛(株) 小名浜製錬所内	2	○	○	○		○	○		
	有機合成	有機合成薬品工業(株) 常磐工場内	1	○	○	○	○	○			
いわき 大王製紙	いわき大王製紙(株) (2号焼却炉)	1	○	○	○	○	○				
	いわき大王製紙(株) (3号焼却炉)	1	○	○	○	○	○				

水・大気環境課調べ

- (注) 1 広野火力においては、大気温度、風向、風速は地上、上空78.8m及び180mの地点で、また、日射量及び放射収支量は地上でそれぞれ測定しています。
- 2 いわき大王製紙の2、3号焼却炉では、上記のほか、塩化水素濃度、一酸化炭素濃度も測定しています。

58 環境基準の達成状況の推移

測定項目等		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
二酸化硫黄	測定局数	44	44	46	46	46	46	46	46	46	46	46
	達成局数	44	44	46	46	45	46	46	46	46	46	46
	達成率(%)	100	100	100	100	98	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	測定局数	32	32	34	34	34	34	34	33	33	34	34
	達成局数	32	32	34	34	34	34	34	33	33	34	34
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	測定局数	30	30	32	31	34	34	34	34	34	34	34
	達成局数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	達成率(%)	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
一酸化炭素	測定局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	測定局数	27	27	29	29	30	31	30	31	31	31	31
	達成局数	24	27	28	28	29	20	28	31	29	31	31
	達成率(%)	89	100	97	97	97	65	93	100	94	100	100

(注) 1 測定局とは、年間の測定時間が6,000時間以上の有効測定局数をいいます。(光化学オキシダントを除く)
 2 平成11年度から川内局及び飯館局を含みます。
 3 南富岡局は環境基準の適用除外局のため、計上していません。

59 二酸化硫黄濃度の測定結果(平成19年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間最高値の値(ppm)	日2平均%均除値外の値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無(有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)
						(ppm)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)							
福島市	南町	100	住	365	8743	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.006	○	0	○	○	○	○
	森合	100	住	362	8628	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.005	○	0	○	○	○	○
	古川	100	住	364	8733	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0	○	○	○	○
郡山市	芳賀	16	住	363	8711	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	○	0	○	○	○	○
	朝日	16	住	362	8693	0.001	0	0.0	0	0.0	0.028	0.003	○	0	○	○	○	○
	堤下	16	住	361	8706	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0	○	○	○	○
	日和田	16	住	364	8729	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0	○	○	○	○
	富久山	16	住	363	8689	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.003	○	0	○	○	○	○
	安積	16	住	364	8721	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0	○	○	○	○
須賀川市	須賀川	100	住	364	8738	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.005	○	0	○	○	○	○
白河市	白河	100	住	364	8692	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0	○	○	○	○
磐梯町	大寺六区	100	未	365	8739	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.006	○	0	○	○	○	○
会津若松市	会津若松	100	住	366	8749	0.003	0	0.0	0	0.0	0.014	0.006	○	0	○	○	○	○
新地町	新地1	100	未	363	8726	0.000	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0	○	○	○	○
	新地2	100	未	365	8743	0.000	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0	○	○	○	○
相馬市	相馬1	100	住	364	8738	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.003	○	0	○	○	○	○
	相馬2	100	未	362	8698	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0	○	○	○	○
南相馬市	鹿島寺内	100	未	363	8717	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	○	0	○	○	○	○
	原町1	100	住	362	8715	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.002	○	0	○	○	○	○
	原町2	100	未	364	8632	0.001	0	0.0	0	0.0	0.015	0.002	○	0	○	○	○	○
	小高	100	住	363	8718	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.002	○	0	○	○	○	○

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間最高値の値 (ppm)	日2平均除値外の値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	長期的基本的準評の価 (適○・不適×)	短期的基本的準評の価 (適○・不適×)
							(時間)	(%)	(日)	(%)						
飯館村	飯館	100	他	360	8686	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0	○	○
浪江町	浪江	100	住	363	8721	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	○	0	○	○
双葉町	双葉	100	住	364	8726	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0	○	○
大熊町	大熊	100	未	363	8718	0.000	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	○	0	○	○
富岡町	富岡	100	住	363	8718	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0	○	○
楢葉町	楢葉	100	未	364	8739	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.002	○	0	○	○
広野町	広野1	100	未	363	8713	0.002	0	0.0	0	0.0	0.032	0.004	○	0	○	○
	広野2	100	未	364	8726	0.001	0	0.0	0	0.0	0.043	0.002	○	0	○	○
川内村	川内	100	他	360	8687	0.000	0	0.0	0	0.0	0.012	0.002	○	0	○	○
いわき市	大高	17	未	365	8756	0.003	0	0.0	0	0.0	0.028	0.008	○	0	○	○
	上中田	17	準工	358	8609	0.003	0	0.0	0	0.0	0.023	0.005	○	0	○	○
	花ノ井	17	住	366	8750	0.003	0	0.0	0	0.0	0.032	0.006	○	0	○	○
	金山	17	未	366	8755	0.003	0	0.0	0	0.0	0.023	0.006	○	0	○	○
	田部	17	未	366	8756	0.003	0	0.0	0	0.0	0.043	0.006	○	0	○	○
	下川	17	準工	365	8696	0.002	1	0.0	0	0.0	0.109	0.008	○	0	○	×
	滝尻	17	住	362	8666	0.004	0	0.0	0	0.0	0.078	0.011	○	0	○	○
	愛宕下	17	住	365	8692	0.002	0	0.0	0	0.0	0.024	0.006	○	0	○	○
	大原	17	住	365	8683	0.004	0	0.0	0	0.0	0.068	0.014	○	0	○	○
	南富岡	17	工専	364	8687	0.003	0	0.0	0	0.0	0.078	0.012	○	0	(○)	(○)
	鹿島	17	住	365	8695	0.001	0	0.0	0	0.0	0.038	0.006	○	0	○	○
	中原	17	工	364	8686	0.005	1	0.0	0	0.0	0.103	0.014	○	0	○	×
	西郷	17	住	366	8754	0.004	0	0.0	0	0.0	0.031	0.007	○	0	○	○
	揚土	17	住	364	8680	0.001	0	0.0	0	0.0	0.033	0.004	○	0	○	○
高坂	17	住	365	8684	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	○	0	○	○	
下神谷	17	未	365	8694	0.001	0	0.0	0	0.0	0.027	0.003	○	0	○	○	

水・大気環境課調べ

- (注)1 「令別表第3の区分」は、大気汚染防止法施行令第5条の規定による硫黄酸化物の排出基準(K値)に係る地域の区分で、それぞれ100はK=17.5、16はK=11.5、17はK=6.0を示します。
2 南富岡局は工業専用地域のため、環境基準は適用されません。

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間最高値の値 (ppm)	日2平均除値外の値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	長期的基本的準評の価 (適○・不適×)	短期的基本的準評の価 (適○・不適×)
							(時間)	(%)	(日)	(%)						
福島市	天神	100	商	364	8736	0.003	0	0.0	0	0.0	0.017	0.007	○	0	○	○

水・大気環境課調べ

60 二酸化硫黄濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
福島市	南町	住	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	森合	住	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
	古川	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
郡山市	芳賀	住	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	朝日	住	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001
	堤下	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	日和田	住	0.004	0.004	0.004	0.002	0.001
	富久山	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	安積	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
須賀川市	須賀川	住	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
白河市	白河	住	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001
磐梯町	大寺六区	未	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
会津若松市	会津若松	住	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
新地町	新地1	未	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	新地2	未	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
相馬市	相馬1	住	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001
	相馬2	未	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
南相馬市	鹿島寺内	未	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	原町1	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	原町2	未	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	小高	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
飯舘村	飯舘	他	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001
浪江町	浪江	住	0.002	0.003	0.002	0.000	0.001
双葉町	双葉	住	0.002	0.002	0.000	0.001	0.001
大熊町	大熊	未	0.002	0.002	0.002	0.000	0.000
富岡町	富岡	住	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001
楢葉町	楢葉	未	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001
広野町	広野1	未	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	広野2	未	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001
川内村	川内	他	0.002	0.002	0.000	0.000	0.000
	大高	未	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
いわき市	上中田	準工	0.004	0.005	0.005	0.003	0.003
	花ノ井	住	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	金山	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	田部	未	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
	下川	準工	0.006	0.005	0.004	0.003	0.002
	滝尻	住	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
	愛宕下	住	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002
	大原	住	0.005	0.006	0.006	0.004	0.004
	南富岡	工専	0.005	0.006	0.005	0.004	0.003
	鹿島	住	0.003	0.004	0.003	0.001	0.001
	中原	工	0.008	0.008	0.007	0.007	0.005
	西郷	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	揚土	住	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001
	高坂	住	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001
下神谷	未	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
福島市	天神	商	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003

水・大気環境課調べ

61 二酸化窒素濃度の測定結果(平成19年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1最時間高値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日年平均値%の値 (ppm)	98値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境による基準評価 (適○・不適×)
								(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
福島市	南町	100	住	363	8712	0.014	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○
	森合	100	住	361	8673	0.012	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
	古川	100	住	361	8682	0.011	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
郡山市	芳賀	16	住	363	8707	0.012	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
	朝日	16	住	363	8717	0.013	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○
	堤下	16	住	344	8298	0.012	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
	日和田	16	住	362	8703	0.010	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	○
	富久山	16	住	363	8709	0.011	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
	安積	16	住	363	8713	0.011	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0	○
須賀川市	須賀川	100	住	364	8745	0.012	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	○
白河市	白河	100	住	359	8665	0.010	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
会津若松市	会津若松	100	住	363	8716	0.009	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
新地町	新地1	100	未	360	8642	0.004	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0	○
相馬市	相馬1	100	住	362	8694	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0	○
南相馬市	原町1	100	住	364	8720	0.006	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0	○
	小高	100	住	362	8717	0.006	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0	○
飯館村	飯館	100	他	364	8731	0.003	0.031	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0	○
大熊町	大熊	100	未	364	8718	0.004	0.027	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0	○
富岡町	富岡	100	住	363	8722	0.003	0.024	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0	○
楢葉町	楢葉	100	未	361	8666	0.008	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	○
広野町	広野1	100	未	363	8713	0.004	0.029	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0	○
川内村	川内	100	他	364	8725	0.002	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	○
いわき市	上中田	17	準工	361	8612	0.011	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	○
	滝尻	17	住	365	8752	0.012	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
	愛宕下	17	住	365	8748	0.012	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
	大原	17	住	366	8630	0.012	0.056	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
	鹿島	17	住	365	8749	0.010	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
	西郷	17	住	365	8642	0.009	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	○
	揚土	17	住	365	8745	0.008	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	○
	高坂	17	住	366	8647	0.009	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	○
下神谷	17	未	364	8691	0.007	0.095	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	○	

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1最時間高値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日年平均値%の値 (ppm)	98値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境による基準評価 (適○・不適×)
								(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)			
福島市	天神	100	商	364	8745	0.016	0.067	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.035	0	○
郡山市	台新	16	住	363	8710	0.017	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.032	0	○
いわき市	平	17	商	365	8641	0.013	0.500	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.026	0	○

水・大気環境課調べ

62 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	南町	住	0.020	0.019	0.015	0.015	0.014
	森合	住	0.014	0.014	0.012	0.013	0.012
	古川	住	0.012	0.011	0.013	0.011	0.011
郡山市	芳賀	住	0.017	0.017	0.016	0.014	0.012
	朝日	住	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013
	堤下	住	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012
	日和田	住	0.013	0.013	0.011	0.010	0.01
	富久山	住	0.013	0.013	0.013	0.012	0.011
	安積	住	0.010	0.013	0.013	0.012	0.011
須賀川市	須賀川	住	0.014	0.014	0.012	0.012	0.012
白河市	白河	住	0.012	0.013	0.011	0.010	0.01
会津若松市	会津若松	住	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
新地町	新地 1	未	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
相馬市	相馬 1	住	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
南相馬市	原町 1	住	0.008	0.008	0.006	0.006	0.006
	小高	住	0.009	(0.008)	0.007	0.006	0.006
飯舘村	飯舘	他	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
大熊町	大熊	未	0.005	0.005	0.003	0.002	0.004
富岡町	富岡	住	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003
楡葉町	楡葉	未	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
広野町	広野 1	未	0.006	0.005	0.004	0.004	0.004
川内村	川内	他	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
いわき市	上中田	準工	0.015	0.014	0.013	0.011	0.011
	滝尻	住	0.015	0.016	0.014	0.012	0.012
	愛宕下	住	0.015	0.015	0.014	0.012	0.012
	大原	住	0.014	0.014	0.012	0.012	0.012
	鹿島	住	0.014	0.014	0.012	0.010	0.01
	西郷	住	0.013	0.011	0.010	0.010	0.009
	揚土	住	0.011	0.011	0.009	0.008	0.008
	高坂	住	0.011	0.012	0.011	0.010	0.009
	下神谷	未	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	天神	商	0.019	0.020	0.017	0.017	0.016
郡山市	台新	住	0.020	0.020	0.021	0.021	0.017
いわき市	平	商	0.021	0.019	0.015	0.014	0.013

水・大気環境課調べ

63 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化(日平均値の年間98%値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	日平均値の年間98%値(ppm)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	南町	住	0.043	0.040	0.033	0.029	0.028
	森合	住	0.029	0.028	0.025	0.026	0.025
	古川	住	0.036	0.027	0.030	0.024	0.024
郡山市	芳賀	住	0.034	0.034	0.030	0.027	0.024
	朝日	住	0.033	0.030	0.027	0.027	0.028
	堤下	住	0.028	0.028	0.027	0.027	0.025
	日和田	住	0.029	0.032	0.023	0.022	0.022
	富久山	住	0.027	0.028	0.026	0.025	0.024
	安積	住	0.022	0.026	0.028	0.025	0.023
須賀川市	須賀川	住	0.030	0.028	0.027	0.026	0.029
白河市	白河	住	0.027	0.028	0.026	0.026	0.025
会津若松市	会津若松	住	0.031	0.030	0.031	0.024	0.025
新地町	新地 1	未	0.012	0.014	0.011	0.011	0.01
相馬市	相馬 1	住	0.017	0.016	0.014	0.014	0.012
南相馬市	原町 1	住	0.017	0.016	0.013	0.012	0.013
	小高	住	0.017	(0.014)	0.014	0.012	0.013
飯舘村	飯舘	他	0.008	0.008	0.009	0.007	0.008
大熊町	大熊	未	0.013	0.012	0.008	0.006	0.008
富岡町	富岡	住	0.014	0.012	0.009	0.009	0.008
楢葉町	楢葉	未	0.019	0.020	0.017	0.017	0.016
広野町	広野 1	未	0.014	0.013	0.010	0.010	0.009
川内村	川内	他	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
いわき市	上中田	準工	0.024	0.024	0.022	0.018	0.018
	滝尻	住	0.033	0.031	0.032	0.026	0.024
	愛宕下	住	0.033	0.032	0.031	0.027	0.025
	大原	住	0.031	0.030	0.030	0.025	0.024
	鹿島	住	0.029	0.028	0.026	0.022	0.021
	西郷	住	0.026	0.024	0.024	0.020	0.017
	揚土	住	0.026	0.023	0.021	0.020	0.018
	高坂	住	0.023	0.024	0.025	0.021	0.017
	下神谷	未	0.020	0.018	0.018	0.018	0.017

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	日平均値の年間98%値(ppm)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	天神	商	0.039	0.040	0.034	0.036	0.035
郡山市	台新	住	0.035	0.033	0.034	0.034	0.032
いわき市	平	商	0.038	0.037	0.029	0.026	0.026

水・大気環境課調べ

64 光化学オキシダント濃度の測定結果(平成19年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途 地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼年間の平均1時間値の値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼最間の1時間高値の値	昼1年間の平均日最高値	環境による基準値
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○・不適×)
福島市	南町	住	366	5443	0.030	46	202	0	0	0.092	0.045	×
	森合	住	366	5411	0.025	16	44	0	0	0.076	0.036	×
	古川	住	366	5388	0.029	34	132	0	0	0.090	0.042	×
二本松市	二本松	住	366	5459	0.028	50	250	0	0	0.103	0.043	×
郡山市	芳賀	住	366	5446	0.027	42	244	0	0	0.100	0.041	×
	朝日	住	366	5442	0.030	44	225	0	0	0.105	0.043	×
	堤下	住	366	5445	0.031	43	238	0	0	0.111	0.045	×
	日和田	住	366	5445	0.033	50	318	0	0	0.113	0.047	×
	富久山	住	366	5449	0.031	47	248	0	0	0.101	0.045	×
	安積	住	366	5445	0.030	46	225	0	0	0.104	0.044	×
須賀川市	須賀川	住	366	5408	0.025	13	43	0	0	0.078	0.035	×
矢吹町	矢吹	住	366	5437	0.034	54	298	0	0	0.100	0.047	×
白河市	白河	住	366	5446	0.034	64	347	0	0	0.113	0.047	×
会津若松市	会津若松	住	350	5178	0.033	54	280	0	0	0.101	0.046	×
新地町	新地1	未	366	5415	0.036	42	215	0	0	0.098	0.047	×
相馬市	相馬1	住	341	5047	0.035	37	179	0	0	0.094	0.048	×
南相馬市	原町1	住	366	5445	0.038	74	389	0	0	0.102	0.050	×
	小高	住	366	5432	0.036	72	367	0	0	0.113	0.050	×
飯館村	飯館	他	366	5447	0.036	43	256	0	0	0.098	0.047	×
大熊町	大熊	未	347	5146	0.036	48	239	0	0	0.103	0.046	×
富岡町	富岡	住	366	5394	0.037	65	271	0	0	0.105	0.049	×
楢葉町	楢葉	未	366	5438	0.038	86	426	0	0	0.115	0.052	×
広野町	広野1	未	359	5328	0.037	49	196	0	0	0.092	0.047	×
川内村	川内	他	341	5032	0.034	39	217	0	0	0.098	0.045	×
いわき市	上中田	準工	366	5426	0.027	28	120	0	0	0.103	0.040	×
	滝尻	住	366	5436	0.026	12	39	0	0	0.090	0.038	×
	愛宕下	住	366	5462	0.031	34	137	0	0	0.101	0.045	×
	大原	住	366	5420	0.032	48	165	0	0	0.095	0.046	×
	鹿島	住	366	5464	0.033	71	352	0	0	0.107	0.048	×
	西郷	住	366	5462	0.030	62	268	0	0	0.116	0.046	×
	揚土	住	366	5465	0.034	62	282	0	0	0.109	0.047	×
	高坂	住	366	5459	0.034	64	301	0	0	0.109	0.049	×
	下神谷	未	366	5433	0.035	64	283	0	0	0.103	0.048	×

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途 地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼年間の平均1時間値の値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼最間の1時間高値の値	昼1年間の平均日最高値	環境による基準値
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○・不適×)
福島市	天神	商	366	5397	0.031	48	180	0	0	0.085	0.044	×

水・大気環境課調べ

65 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化(昼間の1時間値の年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	南町	住	0.027	0.029	0.030	0.027	0.030
	森合	住	0.023	0.024	0.026	0.025	0.025
	古川	住	0.028	0.030	0.031	0.029	0.029
二本松市	二本松	住	0.026	0.027	0.028	0.027	0.028
郡山市	芳賀	住	0.029	0.029	0.030	0.027	0.027
	朝日	住	0.028	0.030	0.032	0.030	0.030
	堤下	住	0.032	0.034	0.034	0.027	0.031
	日和田	住	0.033	0.035	0.036	0.030	0.033
	富久山	住	0.032	0.034	0.035	0.032	0.031
	安積	住	0.031	0.034	0.034	0.032	0.030
須賀川市	須賀川	住	0.026	0.028	0.028	0.024	0.025
矢吹町	矢吹	住	0.035	0.036	0.034	0.034	0.034
白河市	白河	住	0.030	0.034	0.036	0.031	0.034
会津若松市	会津若松	住	0.029	0.031	0.032	0.030	0.033
新地町	新地1	未	0.032	0.033	0.036	0.034	0.036
相馬市	相馬1	住	0.034	0.036	0.036	0.034	0.035
南相馬市	原町1	住	0.035	0.036	0.038	0.036	0.038
	小高	住	0.033	0.034	0.036	0.034	0.036
飯館村	飯館	他	0.033	0.037	0.036	0.033	0.036
大熊町	大熊	未	0.029	0.030	0.030	0.035	0.036
富岡町	富岡	住	0.031	0.032	0.040	0.035	0.037
楢葉町	楢葉	未	0.035	0.035	0.037	0.036	0.038
広野町	広野1	未	0.032	0.036	0.035	0.035	0.037
川内村	川内	他	0.033	0.035	0.036	0.033	0.034
いわき市	上中田	準工	0.021	0.021	0.021	0.024	0.027
	滝尻	住	0.021	0.019	0.020	0.021	0.026
	愛宕下	住	0.022	0.024	0.030	0.033	0.031
	大原	住	0.023	0.024	0.021	0.026	0.032
	鹿島	住	0.021	0.027	0.029	0.033	0.033
	西郷	住	0.028	0.029	0.029	0.030	0.030
	揚土	住	0.023	0.024	0.027	0.032	0.034
	高坂	住	0.022	0.022	0.024	0.030	0.034
	下神谷	未	0.028	0.028	0.027	0.032	0.035

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	天神	商	0.025	0.027	0.028	0.026	0.031

水・大気環境課調べ

66 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	南町	住	229	245	223	114	202
	森合	住	52	58	65	18	44
	古川	住	190	192	184	174	132
二本松市	二本松	住	129	118	128	69	250
郡山市	芳賀	住	303	258	206	164	244
	朝日	住	265	293	311	143	225
	堤下	住	397	400	354	184	238
	日和田	住	426	470	433	216	318
	富久山	住	377	406	404	270	248
	安積	住	365	413	390	207	225
須賀川市	須賀川	住	103	144	34	20	43
矢吹町	矢吹	住	464	364	384	206	298
白河市	白河	住	215	250	426	75	347
会津若松市	会津若松	住	301	246	313	164	280
新地町	新地1	未	184	165	230	153	215
相馬市	相馬1	住	215	278	273	193	179
南相馬市	原町1	住	269	291	368	257	389
	小高	住	275	255	344	234	367
飯館村	飯館	他	103	267	247	124	256
大熊町	大熊	未	50	64	70	229	239
富岡町	富岡	住	103	182	426	249	271
楢葉町	楢葉	未	338	268	371	320	426
広野町	広野1	未	116	222	167	152	196
川内村	川内	他	162	288	261	119	217
いわき市	上中田	準工	12	40	26	27	120
	滝尻	住	3	11	4	3	39
	愛宕下	住	28	36	152	170	137
	大原	住	40	43	8	18	165
	鹿島	住	30	113	136	231	352
	西郷	住	188	211	190	147	268
	揚土	住	6	45	45	81	282
	高坂	住	19	29	43	61	301
	下神谷	未	69	35	46	63	283

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	天神	商	88	72	105	52	180

水・大気環境課調べ

67 浮遊粒子状物質濃度の測定結果(平成19年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途 地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1最 時 間 高 値 の 値 (mg/m ³)	日2 平% 均除 値外 の値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無 (有×・ 無○)	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数 (日)	環長 境期 基的 準評 の価 (適○・ 不適×)	環短 境期 基的 準評 の価 (適○・ 不適×)
						(時間)	(%)	(日)	(%)						
福島市	南町	住	364	8721	0.015	0	0	0	0	0.172	0.046	○	0	○	○
	森合	住	364	8743	0.017	3	0	1	0.3	0.210	0.042	○	0	○	×
郡山市	朝日	住	362	8705	0.015	0	0	0	0	0.138	0.038	○	0	○	○
須賀川市	須賀川	住	363	8723	0.015	0	0	1	0.3	0.172	0.044	○	0	○	×
白河市	白河	住	363	8742	0.015	1	0	1	0.3	0.204	0.050	○	0	○	×
会津若松市	会津若松	住	364	8743	0.025	0	0	1	0.3	0.149	0.051	○	0	○	×
新地町	新地1	未	360	8689	0.023	0	0	0	0	0.143	0.053	○	0	○	○
	新地2	未	357	8596	0.020	0	0	0	0	0.188	0.051	○	0	○	○
相馬市	相馬1	住	364	8758	0.023	3	0	0	0	0.584	0.058	○	0	○	×
	相馬2	未	364	8744	0.027	1	0	0	0	0.301	0.063	○	0	○	×
南相馬市	鹿島寺内	未	363	8734	0.012	0	0	0	0	0.136	0.037	○	0	○	○
	原町1	住	361	8715	0.019	0	0	0	0	0.137	0.042	○	0	○	○
	原町2	未	365	8758	0.022	0	0	0	0	0.163	0.044	○	0	○	○
	小高	住	363	8740	0.017	0	0	0	0	0.110	0.043	○	0	○	○
飯館村	飯館	他	363	8733	0.019	0	0	1	0.3	0.196	0.046	○	0	○	×
浪江町	浪江	住	363	8739	0.015	0	0	0	0	0.131	0.044	○	0	○	○
大熊町	大熊	未	363	8731	0.013	0	0	0	0	0.112	0.039	○	0	○	○
富岡町	富岡	住	363	8737	0.015	0	0	0	0	0.124	0.050	○	0	○	○
楢葉町	楢葉	未	364	8737	0.025	0	0	0	0	0.152	0.061	○	0	○	○
広野町	広野1	未	363	8729	0.022	0	0	0	0	0.144	0.053	○	0	○	○
	広野2	未	363	8718	0.019	0	0	0	0	0.148	0.046	○	0	○	○
川内村	川内	他	353	8511	0.012	0	0	1	0.3	0.189	0.037	○	0	○	×
いわき市	花ノ井	住	366	8750	0.016	0	0	0	0	0.128	0.046	○	0	○	○
	滝尻	住	362	8693	0.020	0	0	0	0	0.185	0.059	○	0	○	○
	愛宕下	住	365	8692	0.018	0	0	0	0	0.147	0.061	○	0	○	○
	大原	住	365	8683	0.021	0	0	0	0	0.161	0.051	○	0	○	○
	西郷	住	366	8754	0.017	0	0	0	0	0.153	0.049	○	0	○	○
	揚土	住	364	8680	0.020	0	0	0	0	0.184	0.052	○	0	○	○

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途 地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1最 時 間 高 値 の 値 (mg/m ³)	日2 平% 均除 値外 の値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無 (有×・ 無○)	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数 (日)	環長 境期 基的 準評 の価 (適○・ 不適×)	環短 境期 基的 準評 の価 (適○・ 不適×)
						(時間)	(%)	(日)	(%)						
福島市	天神	商	352	8462	0.015	0	0.0	0	0.0	0.153	0.041	○	0	○	○
郡山市	台新	住	360	8711	0.016	0	0.0	0	0.0	0.132	0.043	○	0	○	○
いわき市	平	商	366	8758	0.016	0	0.0	0	0.0	0.138	0.050	○	0	○	○

水・大気環境課調べ

68 浮遊粒子状物質濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (mg/m ³)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	南町	住	0.017	0.018	0.018	0.016	0.015
	森合	住	0.020	0.021	0.020	0.019	0.017
郡山市	朝日	住	0.018	0.017	0.019	0.016	0.015
須賀川市	須賀川	住	0.022	0.015	0.016	0.016	0.015
白河市	白河	住	0.017	0.016	0.017	0.014	0.015
会津若松市	会津若松	住	0.031	0.027	0.027	0.027	0.025
新地町	新地1	未	0.024	0.023	0.024	0.022	0.023
	新地2	未	0.022	0.020	0.020	0.019	0.020
相馬市	相馬1	住	0.031	0.029	0.022	0.023	0.023
	相馬2	未	0.028	0.027	0.026	0.027	0.027
南相馬市	鹿島寺内	未	(0.022)	0.024	0.028	0.018	0.012
	原町1	住	0.020	0.019	0.025	0.019	0.019
	原町2	未	0.021	0.020	0.020	0.019	0.022
	小高	住	0.021	0.019	0.019	0.016	0.017
飯舘村	飯舘	他	0.015	0.020	0.020	0.018	0.019
浪江町	浪江	住	0.022	0.017	0.017	0.015	0.015
大熊町	大熊	未	0.018	0.015	0.016	0.013	0.013
富岡町	富岡	住	0.020	0.017	0.017	0.016	0.015
楢葉町	楢葉	未	0.029	0.026	0.025	0.025	0.025
広野町	広野1	未	0.016	0.020	0.021	0.020	0.022
	広野2	未	0.022	0.022	0.023	0.020	0.019
川内村	川内	他	0.016	0.013	0.013	0.012	0.012
いわき市	花ノ井	住	0.024	0.022	0.022	0.018	0.016
	滝尻	住	0.026	0.029	0.028	0.021	0.020
	愛宕下	住	0.027	0.025	0.023	0.019	0.018
	大原	住	0.028	0.025	0.025	0.021	0.021
	西郷	住	0.022	0.021	0.021	0.016	0.017
	揚土	住	0.023	0.022	0.021	0.019	0.020

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (mg/m ³)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	天神	商	0.023	0.020	0.019	0.016	0.015
郡山市	台新	住	0.019	0.020	0.018	0.017	0.016
いわき市	平	商	0.029	0.024	0.020	0.017	0.016

水・大気環境課調べ

69 非メタン炭化水素濃度の測定結果(平成19年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途 地域	測定 時間 (時間)	年 平 均 値 (ppmC)	6～9時 にお ける 年 平 均 値 (ppmC)	6 ～ 9 時 測 定 日 数 (日)	6～9時3時 間 平 均 値		6～9時3時 間 平 均 値 が 0.20ppmCを 超 え た 日 数 と そ の 割 合		6～9時3時 間 平 均 値 が 0.31ppmCを 超 え た 日 数 と そ の 割 合	
							最 高 値	最 低 値	超 え た 日 数	割 合	超 え た 日 数	割 合
							(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
福島市	森合	住	8405	0.16	0.20	359	1.95	0.05	136	37.9	42	11.7
郡山市	朝日	住	8669	0.18	0.20	357	2.24	0.02	139	38.9	54	15.1
須賀川市	須賀川	住	8361	0.21	0.21	365	0.58	0.03	165	45.2	68	18.6
白河市	白河	住	8360	0.11	0.13	365	0.45	0.02	54	14.8	9	2.5
会津若松市	会津若松	住	8577	0.11	0.11	359	0.41	0.00	21	5.8	4	1.1
南相馬市	原町1	住	8681	0.15	0.16	364	0.50	0.05	74	20.3	10	2.7
楢葉町	楢葉	未	6457	0.11	0.10	272	0.30	0.05	5	1.8	0	0
川内村	川内	他	6931	0.08	0.08	293	0.36	0.00	16	5.5	2	0.7

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途 地域	測定 時間 (時間)	年 平 均 値 (ppmC)	6～9時 にお ける 年 平 均 値 (ppmC)	6 ～ 9 時 測 定 日 数 (日)	6～9時3時 間 平 均 値		6～9時3時 間 平 均 値 が 0.20ppmCを 超 え た 日 数 と そ の 割 合		6～9時3時 間 平 均 値 が 0.31ppmCを 超 え た 日 数 と そ の 割 合	
							最 高 値	最 低 値	超 え た 日 数	割 合	超 え た 日 数	割 合
							(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
福島市	天神	商	8537	0.16	0.18	357	0.75	0.06	99	27.7	28	7.8
郡山市	台新	住	8560	0.16	0.18	360	0.48	0.05	133	36.9	29	8.1
いわき市	平	商	8651	0.17	0.21	363	3.49	0.03	80	22.0	43	11.8

水・大気環境課調べ

70 非メタン炭化水素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

市町村名	測定局	用途地域	6～9時における年平均値(ppmC)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	森合	住	0.23	0.20	0.18	0.21	0.20
郡山市	朝日	住	0.25	0.20	0.15	0.15	0.20
須賀川市	須賀川	住	0.17	0.16	0.15	0.14	0.21
白河市	白河	住	0.15	0.12	0.12	0.12	0.13
会津若松市	会津若松	住	0.15	0.11	0.10	0.10	0.11
南相馬市	原町1	住	0.21	0.26	0.23	0.23	0.16
楢葉町	楢葉	未	0.10	0.12	0.11	0.09	0.10
川内村	川内	他	0.10	0.08	0.06	0.07	0.08

水・大気環境課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	6～9時における年平均値(ppmC)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	天神	商	0.19	0.18	0.18	0.20	0.18
郡山市	台新	住	0.29	0.22	0.12	0.14	0.18
いわき市	平	商	0.21	0.18	0.16	0.21	0.21

水・大気環境課調べ

71 一酸化炭素濃度の測定結果(平成19年度年間値)

自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が 10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が 30ppm以上となったこと がある日数とその割合		1 最 時 間高 値 の値 (ppm)	日 2 平% 均除 値外 の値 (ppm)	日平均値が 10ppmを超えた日が2日 以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による 日平均値が10ppmを 超える日数(日)	長 期 基 本的 準 評 価 の 値 (適○・不適×)	短 期 基 本的 準 評 価 の 値 (適○・不適×)
						(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)						
福島市	天神	商	352	8445	0.3	0	0	0	0	0	0	2	0.7	○	0	○	○
郡山市	台新	住	364	8719	0.3	0	0	0	0	0	0	1.8	0.5	○	0	○	○
いわき市	平	商	365	8717	0.4	0	0	0	0	0	0	10	0.7	○	0	○	○

水・大気環境課調べ

72 一酸化炭素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

自動車排出ガス測定局

市町村名	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
福島市	天神	商	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
郡山市	台新	住	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
いわき市	平	商	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4

水・大気環境課調べ

73-1 有害大気汚染物質モニタリング測定地点(平成19年度)

地域分類 (地点数)	市町村	測定地点	用途地域	測定機関
一般環境 (4)	福島市	信夫ヶ丘運動場	第一種住居地域	福島県
	郡山市	開成山公園	第一種低層住居専用地域	郡山市
	いわき市	場土局	第二種住居地域	いわき市
	会津若松市	会津若松局	第二種住居地域	福島県
発生源周辺 (5)	郡山市	芳賀公民館	第一種住居地域	郡山市
	いわき市	西郷局	第二種住居地域	いわき市
		中原局	工業地域	
	須賀川市	須賀川市内	指定なし	福島県
中島村	中島村内	指定なし		
沿道 (2)	福島市	県庁東分庁舎	第二種住居地域	福島県
	いわき市	平局	商業地域	いわき市

73-2 有害大気汚染物質モニタリングの結果(平成19年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※1)

物質名	地域分類	測定値(年平均値)						全国の状況※2		環境基準等※3
		地点数				平均	測定値の範囲	平均	最大	
		福島県	郡山市	いわき市	計					
ベンゼン	一般環境	2	1	1	4	0.96	0.76~1.2	1.4	2.6	3
	発生源周辺		1	1	2	1.0	0.98~1.1	1.8	4.5	
	沿道	1		1	2	1.6	1.4~1.7	2.1	4.0	
トリクロロエチレン	一般環境	2	1	1	4	0.26	0.13~0.35	0.81	10	200
	発生源周辺		1	1	2	0.56	0.53~0.59	1.1	13	
テトラクロロエチレン	一般環境	2	1	1	4	0.096	0.012~0.21	0.29	1.7	200
	発生源周辺		1		1	0.18	-	0.38	6.4	
ジクロロメタン	一般環境	2	1	1	4	1.1	0.46~1.5	2.3	14	150
	発生源周辺	2	1	1	4	35	0.63~130	4.7	180	
アクリロニトリル	一般環境	2	1	1	4	0.026	0.013~0.045	0.086	0.75	2
	発生源周辺		1	1	2	0.043	0.038~0.048	0.18	1.4	
塩化ビニルモノマー	一般環境	2		1	3	0.0099	0.0064~0.014	0.051	1.5	10
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境	2	1	1	4	2.0	1.8~2.3	2.2	4.8	40
	発生源周辺		1		1	2.0	-	2.5	4.2	
ニッケル化合物 (ng/m^3)	一般環境	2	1	1	4	1.7	0.68~4.2	4.4	25	25
	発生源周辺		1	1	2	5.1	1.2~9.0	8.5	38	
クロロホルム	一般環境	2		1	3	0.21	0.078~0.42	0.2	1.0	18
1,2-ジクロロエタン	一般環境	2		1	3	0.092	0.073~0.12	0.13	1.7	1.6
1,3-ブタジエン	一般環境	2	1	1	4	0.1	0.046~0.14	0.17	0.48	2.5
	発生源周辺		1		1	0.067	-	0.25	1.4	
	沿道	1		1	2	0.24	0.24~0.24	0.34	1.5	
アセトアルデヒド	一般環境	2		1	3	2.2	1.6~3.0	2.7	8.8	-
	発生源周辺			1	1	1.6	-			
	沿道	1		1	2	2.1	1.9~2.2			
酸化エチレン	一般環境			1	1	0.0059	-	0.1	0.97	-
ヒ素及びその化合物	一般環境	2		1	3	2.4	0.42~6.2	2.2	70	-
	発生源周辺			2	2	18	4.5~31			
	沿道			1	1	9.0	-			
ベリリウム及びその化合物	一般環境		1		1	0.017	-	0.034	0.52	-
	発生源周辺		1			0.018	-			
ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	沿道	1		1	2	0.18	0.15~0.22	0.30	1.8	-
ホルムアルデヒド	一般環境	2		1	3	2.6	2.0~3.4	3.1	8.8	-
	発生源周辺			1	1	2.7	-			
	沿道	1		1	2	2.8	2.2~3.3			
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境	2			2	12	9.3~14	35	240	-
クロム及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境		1		1	1.3	-	6.8	67	-
	発生源周辺		1			1.5	-			

※1 水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物の単位は、 ng/m^3 である。

※2 出典：平成18年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(環境省)

※3 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては指針値。

74 一般環境アスベスト濃度調査の結果(平成19年度)*1

調査地点		調査時期	調査年月日	アスベスト濃度 (本/L)*2)	幾何平均値 (本/L)*2)
市町村名	地点名				
福島市	大気測定局 (森合局)	春期	平成19年 5月21、22、23日	0.36	0.21
		夏期	平成19年 8月20、21、22日	0.13	
		秋期	平成19年11月20、21、26日	0.19	
		冬期	平成20年 2月 5、6、7日	0.22	
白河市	大気測定局 (白河局)	春期	平成19年 5月28、29、30日	0.48	0.31
		夏期	平成19年 8月29、30、31日	0.22	
		秋期	平成19年11月 6、7、8日	0.22	
		冬期	平成20年 2月 5、6、8日	0.38	
会津 若松市	会津 保健福祉 事務所	春期	平成19年 5月 8、9、10日	0.70	0.28
		夏期	平成19年 7月24、25、27日	0.13	
		秋期	平成19年10月15、16、17日	0.17	
		冬期	平成20年 1月29、30、31日	0.41	
南会津町	南会津 合同庁舎	春期	平成19年 5月14、15、16日	0.88	0.44
		夏期	平成19年 8月13、14、15日	0.32	
		秋期	平成19年11月20、21、28日	0.25	
		冬期	平成20年 2月 4、5、6日	0.51	
南相馬市	南相馬 合同庁舎	春期	平成19年 5月 7、8、9日	0.30	0.29
		夏期	平成19年 7月 9、10、11日	0.27	
		秋期	平成19年10月22、23、24日	0.22	
		冬期	平成20年 1月 7、8、10日	0.40	
郡山市	郡山市 環境保全 センター	春期	平成19年 5月 8、9、10日	0.41	0.33
		夏期	平成19年 8月21、22、23日	0.32	
		秋期	平成19年11月19、20、21日	0.41	
		冬期	平成20年 2月12、14、15日	0.23	
いわき市	いわき市 環境監視 センター	春期	平成19年 5月21、22、23日	0.28	0.37
		夏期	平成19年 8月13、14、15日	0.63	
		秋期	平成19年11月13、14、15日	0.22	
		冬期	平成20年 1月29、30、31日	0.47	
全国の 測定結果*3		夏期 ～冬期	平成19年 8月～平成20年 1月		0.33

※1 大気試料は1季節につき3日、それぞれ4時間連続で2,400L採取し、粉じんをろ紙に捕集しました。捕集後、光学顕微鏡を用いてろ紙上のアスベスト繊維を計数しました。アスベスト濃度はろ紙毎に得られた3つの値を幾何平均して求めました。アスベスト繊維数が0(不検出)のときには、「計数した視野(50視野または100視野)で1本の繊維が計数された」と仮定して計算に用いています。

※2 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数です。

※3 出典：平成19年度アスベスト大気濃度調査結果(環境省)。なお、全国の測定結果は、調査地点毎のアスベスト濃度の幾何平均値です。

75 ばい煙発生施設届出件数等

(平成19年度)

施設の 番号	施設の種類	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	計
1	ボイラー	790 (2)	252	310	483	64	317 (28)	498	575 (26)	3289 (56)
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	0 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0 (3)
3	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	0	0	0	0	0	0	0	8	8
5	金属溶解炉	51	13	29	38	2	14	1	11	159
6	金属加熱炉・圧延加熱・ 熱処理炉	35	11	27	27	0	10	2	9	121
9	窯業焼成炉・溶融炉	7	3	2	8	8	0	38	23	89
10	反応炉・直火炉	0	0	0	0	0	0	9	7	16
11	乾燥炉	15	14	9	27	4	9	23	23	124
12	電気炉	4	0	0	3	0	0	0	0	7
13	廃棄物焼却炉	16	14	15	14	8	22 (2)	8	29	126 (2)
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙 焼炉等	1	3	0	2	0	0	0	16 (3)	22
17	溶解槽(塩化第二鉄製造 用)	0	0	0	0	0	0	5	0	5
19	塩素・塩化水素反応施設	0	1	0	5	0	12	16	37	71
21	磷酸質肥料等製造施設	0	0	0	0	0	0	0	4	4
25	溶解炉(鉛蓄電池製造 用)								9	9
27	硝酸製造用施設	0	0	0	0	0	0	0	2	2
29	ガスタービン	0 (29)	0	0 (10)	0 (15)	0 (1)	0 (11)	0 (20)	2 (5)	2 (91)
30	ディーゼル 機関	2 (120)	0 (34)	3 (19)	15 (71)	0 (4)	3 (81)	10 (58)	18 (68)	51 (455)
31	ガス機関	0 (1)	0	0 (8)	0 (1)	0	0	0	0	0 (10)
施設数	合計	921 (155)	311 (34)	395 (37)	622 (87)	86 (5)	387 (122)	610 (78)	773 (102)	4105 (620)
	構成比(%)	22.4	7.6	9.6	15.2	2.1	9.4	14.9	18.8	100
工場・事業場数	合計	416 (101)	169 (26)	165 (16)	288 (58)	54 (5)	148 (43)	226 (49)	234 (67)	1700 (365)
	構成比(%)	24.5	9.9	9.7	16.9	3.2	8.7	13.3	13.8	100

水・大気環境課調べ

(注) 上表中()内の数字は、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく施設及び工場・事業場数を示し、届出件数等には含まれません。

76 揮発性有機化合物排出施設届出件数等

(平成19年度)

施設の項番	施設の名称	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	計
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	0	3	0	0	0	2	3	6	14
2	塗装施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
3	塗装の用に供する乾燥施設	0	1	0	1	0	0	0	0	2
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	0	4	18	0	0	0	13	1	36
5	接着の用に供する乾燥施設	2	0	0	0	0	0	0	3	5
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷)	1	0	10	0	0	0	0	0	11
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	0	0	0	0	3	1	4
施設数	合計	3	8	29	1	0	2	21	11	75
	構成比(%)	4.0	10.7	38.7	1.3	0.0	2.7	28.0	14.7	100.0
工場・事業場数	合計	2	4	4	1	0	2	6	5	24
	構成比(%)	8.3	16.7	16.7	4.2	0.0	8.3	25.0	20.8	100.0

水・大気環境課調べ

77 一般粉じん発生施設届出件数等

(平成19年度)

施設の項番	施設の名称	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	計
2	堆積場	31	16 (7)	16	42	3	29 (5)	30	67 (16)	234 (28)
3	コンベア	120	27 (1)	105	66	6	174 (42)	47	141 (58)	686 (101)
4	破碎機・摩砕機	45	22 (5)	45	56	7	73 (8)	35	37 (4)	320 (17)
5	ふるい	29	32 (1)	32	21	3	45 (4)	17	25 (1)	204 (6)
施設数	合計	225	97 (14)	198	185	19	321 (59)	129	270 (79)	1,444 (152)
	構成比(%)	15.6	6.7	13.7	12.8	1.3	22.2	8.9	18.7	100.0
工場・事業場数	合計	37	24 (4)	31	71	6	44 (2)	30	62 (3)	305 (9)
	構成比(%)	12.1	7.9	10.2	23.3	2.0	14.4	9.8	20.3	100.0

(注)上表中()内の数字は、電気事業法等に基づく施設数等を示し、届出件数等には含まれません。

水・大気環境課調べ

78 ばい煙等の立入検査実施状況

(平成19年度)

		県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	計
調査数	事業場数	6	4	5	6	2	4	1	8	36
	施設数	44	39	5	24	16	32	23	100	283
	煙道排ガス調査	6	4	5	6	2	4	1	8	36
	届出状況等確認調査	226	81	9	71	31	375	91	433	1,317
指導勧告事業場件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0
検査項目	硫酸化物	4		3	5	2	3	1	8	26
	ばいじん	6	4	4	6	1	4		8	33
	窒素酸化物	1		3	5	1	1	1	8	20
	有害物質	13	14	2	22	2	13	1	45	112
	合計	24	18	12	38	6	21	3	69	191

水・大気環境課調べ

水質関係

79 水質汚濁に係る環境基準

環境基準(「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102(以下この表、(2)の表において「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる内容
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる内容
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる内容
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

(注) 付表1～9は省略します。

(参考)要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	オキシシン銅(有機銅)	0.04mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	トルエン	0.6mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	キシレン	0.4mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	ニッケル	-
EPN	0.006mg/ℓ以下	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/ℓ以下	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
フェノバルブ(BPMC)	0.03mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
イプロベンホス(IPB)	0.008mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
クロルニトロフェン(CNP)	-	1,4-ジオキサソ	0.05mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	全マンガ	0.2mg/ℓ以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/ℓ以下	ウ	0.002mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下		

※ 平成11年2月22日付け環境庁告示第14号、第16号による環境基準健康項目の変更に伴い、要監視項目及びその指針値が変更になりました。

※ 平成16年4月5日付け環境省環境管理局水環境部長通知により、要監視項目及び指針値が変更になりました。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

(ア) 河 川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/l以上	—	
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定める 方法	付表7に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	最確数による定 量法	X
備 考							
<p>1 基準値は、日間平均値とします(湖沼、海域もこれに準じます。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とします。 (湖沼もこれに準じます。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいいます(湖沼、海域もこれに準じます。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいいます(湖沼、海域もこれに準じます。) 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か、又は、大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は、代替数が大腸菌群陰性となるよう適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水性生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		
生物C	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については、付表8の1(1)による。)		X
備考 1 基準値は年間平均値とします(湖沼、海域もこれに準ずる)。				

(イ) 湖 沼(天然湖沼及び貯水量1,000万㎡以上であり、かつ、水の滞留時間が4時間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					当該水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表7に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	X
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しません。							

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

類型	項目	利用目的の適応性	基準値		該当水域
			全窒素	全燐	
I		自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II		水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
III		水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
IV		水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
V		水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法			規格45.2、45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考					
1 基準値は年間平均値とします。					
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用します。					
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しません。					

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1 種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2 種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3 種: コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

c

類型	項目	水性生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
			全亜鉛	
生物A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A		生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B		生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
測定方法			規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については、付表8の1(1)による。)	X

イ 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1.000MPN/ 100ml以下	検出されないこ と	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこ と	
C	工業用水2級 環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—	
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法(ただし、B 類型の工業用水 及び水産2級の うちノリ養殖の利 水点における測 定方法はアルカ リ性法)	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	最確数による定 量法	付表9に掲げる 方法	X
備 考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とします。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/ℓ)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/ℓ)=0.08 \times [(b)-(a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1,000/50$ (a):チオ酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の滴定値(ml) (b):蒸留水について行った空試験値(ml) $fNa_2S_2O_3$:チオ酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの(水 産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの(水 産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
III	水産2種 及びIV以下の欄に掲げるもの(水 産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測 定 方 法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備 考				
<p>1 基準値は年間平均値とします。</p> <p>2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとします。</p>				
(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される // 2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される // 3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度				

C 項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全 亜 鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については、付表8の1(1)による。)	X

(参 考) 要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/l以下
		生物特 A	0.006mg/l以下
		生物 B	3mg/l以下
		生物特 B	3mg/l以下
	海 域	生物 A	0.8mg/l以下
		生物特 A	0.8mg/l以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/l以下
		生物特 A	0.01mg/l以下
		生物 B	0.08mg/l以下
		生物特 B	0.01mg/l以下
	海 域	生物 A	2mg/l以下
		生物特 A	0.2mg/l以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/l以下
		生物特 A	1mg/l以下
		生物 B	1mg/l以下
		生物特 B	1mg/l以下
	海 域	生物 A	0.3mg/l以下
		生物特 A	0.03mg/l以下

80 水質環境基準の類型あてはめ一覧表

(1) 河川
ア BOD等に係るもの

水系名	水 域	類型	達成期間	設定年月日
阿 武 隈 川	阿武隈川上流(堀川合流点より上流)	A	直ちに	46.5.25 閣議決定
	阿武隈川中流(1)(堀川合流点から五百川合流点まで)	B	直ちに	H14.7.15 環境省告示 45号
	阿武隈川中流(2)(五百川合流点から内川合流点まで)	B	5年以内	46.5.25 閣議決定
	社 川(全域)	A	直ちに	H18.3.24 県告示277号
	釈迦堂川(影沼橋より上流)	A	直ちに	
	釈迦堂川(影沼橋より下流)	B	直ちに	
	大滝根川(谷田川を含む)	A	直ちに	
	逢瀬川(馬場川合流点より上流)	A	直ちに	
	逢瀬川(馬場川合流点から幕ノ内橋まで)	B	直ちに	
	逢瀬川(幕ノ内橋より下流)	C	直ちに	
	五百川	A	直ちに	
	荒 川(日ノ倉橋より上流)(pHを除く)	A	直ちに	
	荒 川(日ノ倉橋より下流)(pHを除く)	B	直ちに	
	松 川(pHを除く)	A	直ちに	
	摺上川	A	直ちに	
	広瀬川(館の腰橋より上流及び小国川)	A	直ちに	
広瀬川(館の腰橋より下流)	B	直ちに		
今出川(北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	B	5年を超える期間 ですみやかに	H13.3.27	
北須川(千五沢ダム貯水池より上流)	A	直ちに	県告示306号	
阿 賀 野 川	阿賀野川(1)(大川橋より上流で大川ダム貯水池(全域)に係る部分を除く)	A	直ちに	48.3.31 環境庁告示21号
	阿賀野川(2)(大川橋から日橋川合流点まで)	A	直ちに	H14.7.15 環境省告示45号
	阿賀野川(3)(日橋川合流点から新郷ダムまで)	A	5年以内	48.3.31
	阿賀野川(4)(新郷ダムより下流)	A	直ちに	環境庁告示21号
	只見川(田子倉貯水池より下流)	A	直ちに	49.3.26
	伊南川	A	直ちに	県告示285号
	湯 川(滝見橋より上流)	A	直ちに	57.6.22
	湯 川(滝見橋より下流)	B	5年以内	県告示818号
	旧湯川	B	5年以内	
	宮 川	A	直ちに	
	旧宮川	B	直ちに	
	日橋川(pHを除く)	A	直ちに	
	田付川(猫ノ尾橋より上流)	A	5年以内	
	田付川(猫ノ尾橋より下流)	B	5年を超える期間 ですみやかに	
濁 川(濁川橋より上流)	A	直ちに		
濁 川(濁川橋より下流)	B	直ちに		
久 慈 川	久慈川	A	5年以内	50.3.17
那 珂 川	黒 川	A	直ちに	県告示265号
小 泉 川	小泉川(小泉橋より上流)	A	直ちに	53.4.7 県告示458号
	小泉川(小泉橋より下流)	B	直ちに	H20.2.26 県告示130号
宇 多 川	宇多川(清水橋より上流)	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
	宇多川(清水橋より下流)	A	直ちに	H19.10.5 県告示677号
真 野 川	真野川(桜田橋より上流)	A	直ちに	51.3.30 県告示354号
	真野川(桜田橋より下流)	A	直ちに	H20.2.26 県告示131号

水系名	水域	類型	達成期間	設定年月日
新田川	新田川(新田橋より上流)	A	直ちに	48.3.31 県告示273号
	新田川(新田橋より下流)	A	直ちに	H19.10.5 県告示676号
小高川	小高川(善丁橋より上流)	A	直ちに	H20.2.26
	小高川(善丁橋より下流)	A	直ちに	県告示130号
請戸川	請戸川	A	直ちに	48.3.31
	高瀬川	A	直ちに	県告示273号
木戸川	木戸川	A	直ちに	50.3.17 県告示265号
浅見川	浅見川	A	直ちに	53.4.7 県告示458号
大久川	大久川及び小久川	A	直ちに	H18.3.24 県告示277号
夏井川	夏井川(好間川合流点より上流)	A	5年以内	49.3.26 県告示285号
	夏井川(好間川合流点より下流)	A	直ちに	H19.10.5 県告示677号
	好間川(町田橋より上流)	A	直ちに	H18.3.24
	好間川(町田橋より下流)	B	直ちに	県告示277号
	仁井田川	A	直ちに	
藤原川	藤原川	C	5年を超える期間 ですみやかに	48.3.31 県告示273号
鮫川	鮫川(山田川合流点より上流)	A	直ちに	49.3.26
	鮫川(山田川合流点より下流)	B	直ちに	県告示285号
蛭田川	蛭田川	C	5年を超える期間 ですみやかに	48.3.31 県告示273号

(注) 阿武隈川水系荒川及び同水系松川、阿賀野川水系日橋川については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。

イ 水生生物の保全に係るもの

水系名	水域	類型	達成期間	設定年月日
阿武隈川	社川	生物B	直ちに	H20.3.18 県告示197号
	釈迦堂川(影沼橋より上流)	生物A	直ちに	
	釈迦堂川(影沼橋より下流)	生物B	直ちに	
	大滝根川(三春ダム貯水池より上流)	生物A	直ちに	
	大滝根川(三春ダム貯水池より下流)	生物B	直ちに	
	今出川(北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より)	生物B	直ちに	
	北須川(千五沢ダム貯水池より上流)	生物A	直ちに	
那珂川	黒川(福島県に属する水域に限る。)	生物A	直ちに	H19.3.30県 告示242号
久慈川	久慈川(福島県に属する水域に限る。)	生物A	直ちに	
小泉川	小泉川	生物B	直ちに	
宇多川	宇多川(福島県に属する水域に限る。ただし、松川浦(全域)	生物A	直ちに	
真野川	真野川(真野ダム(全域)を除く。)	生物A	直ちに	
新田川	新田川	生物A	直ちに	
請戸川	請戸川(大楠ダム(全域)を除く。) 高瀬川	生物A 生物A	直ちに 直ちに	
小高川	小高川	生物A	直ちに	H20.3.18 県告示197号
木戸川	木戸川	生物A	直ちに	H19.3.30県 告示242号
浅見川	浅見川	生物A	直ちに	
大久川	大久川及び小久川	生物A	直ちに	H20.3.18 県告示197号
夏井川	夏井川	生物A	直ちに	H19.3.30県 告示242号
	仁井田川	生物A	直ちに	
	好間川	生物A	直ちに	
藤原川	藤原川	生物B	直ちに	
鮫川	鮫川(高柴ダム(全域)を除く。)	生物A	直ちに	
蛭田川	蛭田川(小高橋より上流)	生物A	直ちに	
	蛭田川(小高橋より下流)	生物B	直ちに	

備考

該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。

(2) 湖 沼
ア COD等に係るもの

水 域	類型	達成期間	設定年月日	水 域	類型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖 (pHを除く)	A	直ちに	49.3.26 県告示285号	沼 沢 湖	A	直ちに	53.4.7 県告示458号
檜原湖	A	5年以内		奥只見貯水池(福島県に 属する水域に限る)	A	直ちに	H18.3.24 県告示277号
小野川湖	A	〃		尾 瀬 沼	A	直ちに	56.4.10 県告示582号
秋元湖	A	〃		東山ダム貯水池	A	直ちに	H13.3.27 県告示306号
曾原湖	A	〃		千五沢ダム貯水池	A	暫定目標を達 成しつつすみ やかに	
雄国沼	A	〃		大川ダム貯水池	A	直ちに	H15.3.27 環境省告示36号
磐梯五色沼湖沼群 (pHを除く)	A	〃					
田子倉貯水池(大 鳥ダムより下流)	A	直ちに					
羽 鳥 湖	A	〃					

(注) 猪苗代湖及び磐梯五色沼湖沼群については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。
千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標COD5.0mg/lが設定されています。

イ 全窒素に係るもの

水 域	類型	達成期間	設定年月日
千五沢ダム貯水池	Ⅲ	暫定目標を達 成しつつすみ やかに	H13.3.27 県告示306号

(注) 千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標 全窒素1.0mg/lが設定されています。

ウ 全磷に係るもの

水 域	類型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖	Ⅱ	直ちに	61.3.11
檜原湖	Ⅱ	〃	県告示366号
小野川湖	Ⅱ	〃	
秋元湖	Ⅱ	〃	
東山ダム貯水池	Ⅱ	暫定目標を達 成しつつすみ やかに	H13.3.27 県告示306号
千五沢ダム貯水池	Ⅲ	〃	
大川ダム貯水池	Ⅲ	直ちに	H15.3.27 環境省告示36号

(注) 東山ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標 全磷0.014mg/lが設定されています。
千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標 全磷0.052mg/lが設定されています。

エ 水生生物の保全に係るもの

水 域	類型	達成期間	設定年月日
千五沢ダム貯水池	生物B	直ちに	H20.3.18 県告示197号

備考

該当類型の欄中の「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物B」を示す。

(3) 海 域
ア COD等に係るもの

水 域	類型	達成期間	設定年月日
<p>相馬港及び相馬地先海域 次のアからカまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦に係る部分を除く。)</p> <p>ア 相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱 イ 点アから真方位90度の線上5,000m地点 ウ 相馬市と相馬郡新地町境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点 エ 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500mの地点 オ 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点と点エとを結ぶ線が点カから真方位90度の線と交差する地点 カ 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から、336度30分の線上1,650mの地点</p>	A	直ちに	H18.3.24 県告示277号
<p>松川浦 (共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について定めた件(昭和48年福島県告示第487号)の公示番号区第1号から区第6号までに定める漁場の区域)</p>	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>原町市地先海域 次のアからエまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>ア 原町市(現南相馬市)及び相馬郡小高町(現南相馬市)境の標柱 イ 相馬郡小高町(現南相馬市)及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000mの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点とを結ぶ線が点アから真方位90度の線と交差する地点 ウ 相馬郡小高町(現南相馬市)及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000mの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点とを結ぶ線が原町市(現南相馬市)及び鹿島町境の標柱から真方位90度の線と交差する地点 エ 原町市(現南相馬市)及び鹿島町境の標柱</p>	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
<p>相双地区地先海域 次のアからオまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦及び原町市地先海岸に係る部分並びに次のaからfまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に係る部分を除く。)</p> <p>a 相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱 b 点aから真方位90度の線上5,000m地点 c 相馬市と相馬郡新地町旧駒ヶ根と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点 d 相馬市と相馬郡新地町旧駒ヶ根と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500m地点 e 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点と点dとを結ぶ線が点fから真方位90度の線と交差する地点 f 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から、336度30分の線上1,650mの地点</p> <p>ア いわき市久ノ浜町地点及び双葉郡広野町境の標柱 イ いわき市四倉町及び同市久ノ浜町境の標柱から真方位94度30分の線上5,000m地点と双葉郡富岡町及び同郡楮葉町境の標柱から真方位90度の線が交差する地点 ウ 相馬郡小高町(現南相馬市)及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000m地点 エ 福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点 オ 福島県及び宮城県境の標柱</p>	A	直ちに	50.3.17 県告示265号
<p>いわき市地先海域 次のアからサまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(久之浜港、四倉港、豊間漁港、江名港及び中之作港に係る部分を除く。)</p> <p>ア 三崎防波堤基部 イ いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690mの地点 ウ 点イから真方位193度の線上764mの地点 エ 点ウから真方位160度の線上2,000mの地点 オ いわき市平豊間及び同市江名境の標柱から真方位131度45分の線上3,000mの地点</p>	A	直ちに	49.3.26 県告示285号

水 域	類型	達成期間	設定年月日
いわき市地先海域 カ いわき市平豊間塩屋崎灯台から真方位95度の線上4,000mの地 キ いわき市平沼之内及び同市平薄磯境の標柱から真方位95度の線上3,000の地点 ク 夏井川舞子橋中央点(旧夏井村及び旧草野村境の標柱)から真方位105度の線上3,000の地点 ケ いわき市四倉町及び同市久ノ浜町境の標柱から真方位94度30分の線上5,000mの地点 コ 双葉郡富岡町及び同郡楢葉町境の標柱から真方位90度の線上6,160mの地点と点ケを結ぶ線上で、いわき市久ノ浜町及び双葉郡広野町境の標柱から真方位90度の線が交差する地点 サ いわき市久ノ浜町及び双葉郡広野町境の標柱	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
久ノ浜港 (東防波堤、同防波堤先端と防波堤Aの先端を結ぶ線、沖防波堤A、防波堤B、防波堤C及び同防波堤の陸地への延長戦並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
四倉港 (南防波堤、同防波堤先端と沖防波堤南端を結ぶ線、沖防波堤、同防波堤の東防波堤への延長線、東防波堤、同防波堤東端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
豊間漁港 (豊間地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤南端を結ぶ線、北防波堤及び同防波堤の陸地への延長戦並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域並びに沼之内船溜地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
江名港 (南防波堤、西防波堤、同防波堤先端と東内防波堤先端を結ぶ線及び東内防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
中之作港 (防波堤A、防波堤B、防波堤C、防波堤D、防波堤E、同防波堤先端と防波堤Fの先端を結ぶ線、防波堤F、沖東防波堤、同防波堤先端と東防波堤先端を結ぶ線及び東防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
小名浜港 (三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第一西防波堤(同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第三曲点まで)、同防波堤第三曲点から158度950mの地点まで引いた線、同地点から第二西防波堤の基点まで引いた線、第二西防波堤(基点から第二曲点まで)、同防波堤第二曲点から160度1,110mの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	47.3.31 県告示273号
常磐沿岸海域 次のアからキまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域 ア 福島県、茨城県境鶉の子崎に設置した標柱 イ 福島県、茨城県境鶉の子崎に設置した標柱より真方位79度30分の線上4,500mの地点 ウ 勿来竜宮崎西端の標柱より真方位269度の線上370mの点より真方位159度20分の線上4,000mの点 エ 照島中央より145度15分の線上3,000mの点 オ 泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400mの点 カ 泉町地内八崎突端真方位223度の線上100mの点 キ 泉町地内八崎突端	A	直ちに	48.3.31 県告示273号
常磐沿岸海域(小名浜港沖) 次のアからクまでの点を順次結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域で小名浜港(三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第一西防波堤(同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第三曲点まで)、同防波堤第三曲点から158度950mの地点まで引いた線、同地点から第二西防波堤の基点まで引いた線、第二西防波堤(基点から第二曲点まで)、同防波堤第二曲点から160度1,110mの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。)を除いた海域に限る。 ア 三崎防波堤基部 イ いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690mの点 ウ 点イから真方位193度の線上764mの点	A	直ちに	53.4.7 県告示458号

水	域	類型	達成期間	設定年月日
常磐沿岸海域(小名浜港沖)		A	直ちに	53.4.7 県告示458号
エ	点ウから真方位160度の線上2,000mの点			
オ	照島中央より145度15分の線上3,000mの点			
カ	いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400mの点			
キ	いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上100mの点			
ク	いわき市泉町地内八崎突端			

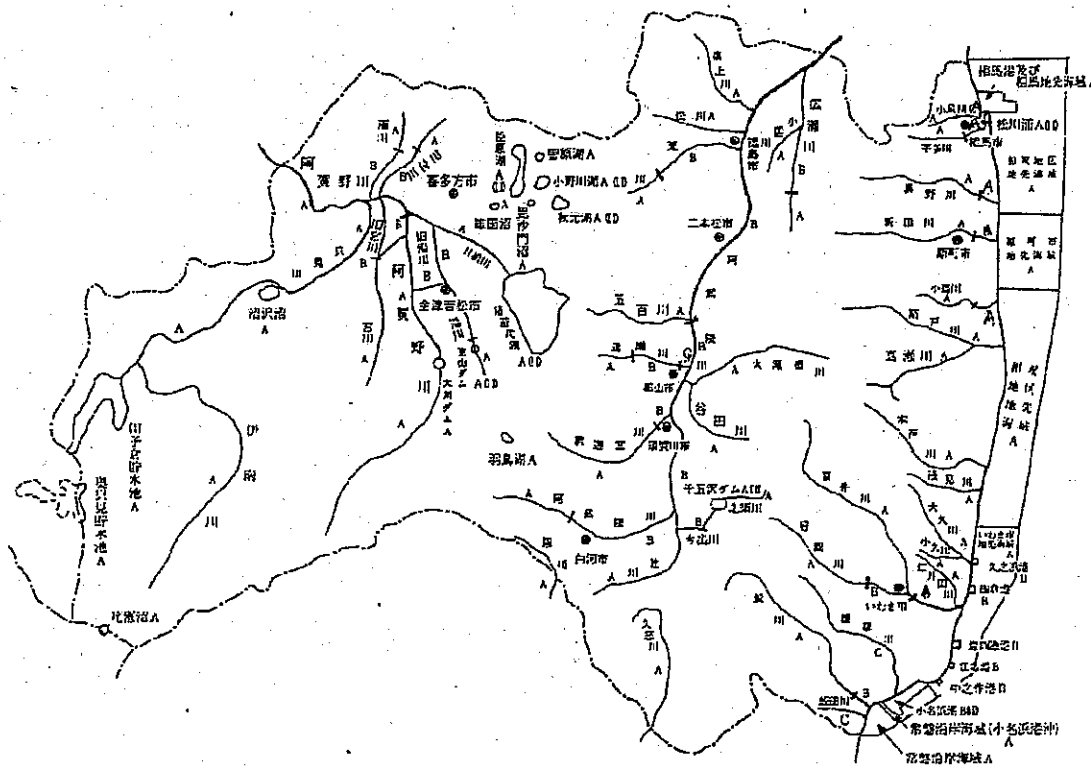
イ 全窒素及び全^{りん}に係るもの

水	域	類型	達成期間	暫定目標※ (平成22年度)	設定年月日
松川浦	相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港(松川浦地区)囲堤東端を結ぶ線、同囲堤、同漁港防砂堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	II	直ちに		H9.3.14 県告示234号
小名浜港	小名浜港三崎防波堤、同防波堤西端と三崎波除堤南端を結んだ線、同波除堤、第一西防波堤、同防波堤と第二西防波堤の東側延長線との交点と同防波堤東端を結んだ線、同防波堤、同防波堤と大剣防波堤の南側延長線との交点と同防波堤南端を結んだ線、同防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	III	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.7mg/l H18.3.24 県告示277号改正	H10.3.13 県告示224号

※全^{りん}については、引き続き類型IIIの基準値が維持されるように務めるものとする。

81 河川、湖沼、海域の水質環境基準のあてはめ状況

(平成20年12月31日現在)



82 窒素及び磷の排水規制対象湖沼

(1) 窒素の規制対象湖沼

No.	湖沼名	所在地
1	千五沢ダム貯水池 (母畑湖)	石川郡石川町、同郡玉川村 及び同郡平田村
2	四時ダム貯水池 (四時湖)	いわき市

(2) 磷の排水規制対象湖沼

No.	湖沼名	所在地	No.	湖沼名	所在地
1	大笹生ダム貯水池	福島市	28	秋元湖	耶麻郡北塩原村及び同郡猪苗代町
2	藤倉ダム貯水池	伊達郡桑折町	29	大深沢ダム貯水池 (大深沢調整池)	喜多方市
3	深田ダム貯水池	郡山市	30	宮川ダム貯水池	大沼郡会津美里町
4	笠松ダム貯水池	須賀川市	31	沼沢沼 (沼沢湖)	大沼郡金山町
5	藤沼ダム貯水池 (藤沼貯水池)	須賀川市	32	田島ダム貯水池 (舟鼻湖)	南会津町
6	滑川ダム貯水池	須賀川市	33	大内ダム貯水池	南会津郡下郷町
7	羽鳥ダム貯水池 (羽鳥湖)	岩瀬郡天栄村	34	尾瀬沼	南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村
8	龍生ダム貯水池	岩瀬郡天栄村	35	奥只見ダム貯水池 (奥只見湖)	南会津郡檜枝岐村及び新潟県北魚沼郡湯之谷村
9	千五沢ダム貯水池 (母畑湖)	石川郡石川町、同郡玉川村 及び同郡平田村	36	田子倉ダム貯水池 (田子倉湖)	南会津郡只見町
10	三春ダム貯水池 (さくら湖)	田村郡三春町	37	大鳥ダム貯水池	南会津郡只見町及び新潟県北魚沼郡湯之谷村
11	長久保ダム貯水池	田村郡小野町	38	四時ダム貯水池 (四時湖)	いわき市
12	南湖ため池 (南湖)	白河市	39	千軒平ダム貯水池 (千軒平ため池)	いわき市
13	赤坂ダム貯水池	西白河郡西郷村	40	小玉ダム貯水池 (こだま湖)	いわき市
14	西郷ダム貯水池 (西郷貯水池)	西白河郡西郷村	41	高柴ダム貯水池 (たかしぼ湖)	いわき市
15	犬神ダム貯水池	白河市	42	高の倉ダム貯水池	南相馬市
16	東山ダム貯水池 (湯の入り湖)	会津若松市	43	鉄山ダム貯水池	南相馬市
17	吉ヶ平ダム貯水池	会津若松市	44	横川ダム貯水池	南相馬市
18	大川ダム貯水池 (若郷湖)	会津若松市及び南会津郡下郷町	45	玉野ため池	相馬市
19	猪苗代湖	会津若松市、郡山市及び耶麻郡猪苗代町	46	中富ため池 (中富堤)	相馬市
20	関柴ダム貯水池	喜多方市	47	館山ため池	双葉郡富岡町
21	大平沼堤 (大平沼堤)	喜多方市	48	坂下ダム貯水池	双葉郡富岡町及び同郡大熊町
22	日中ダム貯水池 (ひざわ湖)	喜多方市	49	大柿ダム貯水池	南相馬市及び双葉郡浪江町
23	雄国沼	耶麻郡北塩原村	50	唐神ため池	南相馬市
24	小野川湖	耶麻郡北塩原村	51	横峰ため池	南相馬市
25	曾原湖	耶麻郡北塩原村	52	岩部ダム貯水池	相馬郡飯館村
26	檜原湖	耶麻郡北塩原村	53	真野ダム貯水池 (はやま湖)	相馬郡飯館村
27	毘沙門沼	耶麻郡北塩原村	(注)昭和60年5月30日環境庁告示第27号		

83 窒素及び磷の排水規制対象海域

No.	海域名	所在地	範囲
1	松川浦	相馬市	相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港囲堤先端を結んだ線。同囲堤及び陸岸により囲まれた海域
2	小名浜港	いわき市	小名浜港三崎防波堤、同防波堤先端と三崎波除堤先端を結ぶ線、三崎波除堤、第一西防波堤、第二西防波堤の延長線と第一西防波堤との交点と第二西防波堤東端を結ぶ線、第二西防波堤、大剣防波堤の延長線と第二西防波堤との交点と大剣防波堤先端を結ぶ線、大剣防波堤及び陸岸により囲まれた海域

(注) 平成5年8月27日 環境庁告示第67号

84 阿賀野川水系の水質測定結果

(平成19年度)

河川名	測定地点	類型	達成 期間	pH	DO (mg/l)	B O D			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
阿賀野川	◎ 田 島 橋	A	イ	6.7 ~ 7.2	10	0.7	0.0	0.7	2	5.6E+03
	大川橋上流			7.0 ~ 7.5	10	0.8	0.0	1.1	1	2.2E+03
	馬 越 橋	A	イ	6.4 ~ 7.0	10	0.6	0.0	0.7	2	6.6E+02
	◎ 宮 古 橋			6.6 ~ 7.7	11	0.8	0.0	0.8	1	1.0E+03
	山科地先	A	ハ	6.7 ~ 7.8	10	0.9	0.0	1.1	9	8.1E+03
	◎ 新 郷 ダ ム			6.8 ~ 7.1	10	0.8	0.0	0.8	2	2.9E+03
只見川	◎ 西 谷 橋	A	イ	6.6 ~ 7.0	11	0.8	0.0	1.0	2	6.5E+02
	◎ 藤 橋			6.7 ~ 7.0	11	0.8	0.0	0.8	2	4.8E+02
伊南川	◎ 青 柳 橋	A	イ	6.8 ~ 7.4	10	0.6	0.0	0.7	1	4.0E+03
	◎ 黒 沢 橋			6.9 ~ 7.7	11	0.6	0.0	0.6	1	3.0E+03
田付川	◎ 大 橋	A	口	6.9 ~ 7.5	10	0.7	0.0	0.7	2	3.5E+03
	◎ 下川原橋	B	ハ	6.9 ~ 7.4	11	1.3	0.0	1.4	6	8.0E+03
宮 川	◎ 細 工 名 橋	A	イ	6.8 ~ 7.3	10	1.4	8.3	1.5	6	2.2E+04
旧宮川	◎ 丈 助 橋	B	イ	6.9 ~ 7.3	9.8	1.7	0.0	2.0	9	4.1E+04
濁 川	◎ 濁 川 橋	A	イ	7.0 ~ 7.6	10	1.2	8.3	1.5	4	8.3E+03
	◎ 山 崎 橋	B	イ	6.9 ~ 8.0	11	1.1	0.0	1.3	4	8.7E+03
日橋川	◎ 南 大 橋	A	イ	6.3 ~ 7.4	11	0.6	0.0	0.6	2	2.2E+03
湯 川	◎ 滝 見 橋	A	イ	6.7 ~ 7.4	11	1.1	0.0	1.3	3	1.2E+03
	◎ 新 湯 川 橋	B	口	6.9 ~ 7.7	11	2.7	33.3	3.4	6	3.9E+04
	阿賀野川合流前			6.9 ~ 7.5	10	4.1	83.3	5.1	16	3.8E+04
旧湯川	◎ 粟ノ宮橋	B	口	6.8 ~ 7.3	10	1.6	0.0	1.8	10	2.0E+04
押切川	押切川橋	-	-	6.7 ~ 7.3	10	1.0	-	1.5	2	6.5E+03
大塩川	東 栄 橋	-	-	7.2 ~ 7.4	11	1.3	-	1.3	12	1.4E+05
濁 川	館ノ内橋	-	-	7.0 ~ 7.2	10	1.6	-	1.6	9	3.8E+04
高橋川	新 橋	-	-	7.3 ~ 7.5	11	1.1	-	1.3	4	1.2E+04
小黒川	梅 の 橋	-	-	7.4 ~ 7.4	9.9	2.2	-	2.5	9	7.6E+04
長瀬川	小 金 橋	-	-	3.5 ~ 6.6	10	0.8	-	1.0	11	1.3E+02
酸 川	酸 川 野	-	-	3.0 ~ 3.3	9.8	0.7	-	0.7	3	2.4E+01
舟津川	舟 津 橋	-	-	7.2 ~ 7.4	11	0.7	-	0.8	1	1.5E+04
管 川	三 浜 橋 上 流	-	-	6.9 ~ 7.5	10	0.7	-	0.6	1	5.4E+03
常夏川	大 作 橋 上 流	-	-	7.0 ~ 7.4	10	0.7	-	1.0	3	5.0E+04

(注) 1 ◎印は環境基準点を示します。(以下同じ。)

水・大気環境課調べ

2 結果は特にことわりのない限り年平均値です。(以下同じ。)

85 阿武隈川水系の水質測定結果

(平成19年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	BOD			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
阿武隈川	◎羽太橋	A	イ	7.0 ~ 7.7	10	0.8	0.0	0.9	4	1.9E+03
	田町大橋上流 400m	B	イ	7.1 ~ 7.9	11	1.1	0.0	1.3	3	3.5E+03
	川ノ目橋			7.3 ~ 7.8	10	2.0	8.3	2.2	6	2.5E+04
	江持橋			7.0 ~ 7.6	9.8	1.4	0.0	1.7	10	9.9E+03
	御代田橋			7.3 ~ 7.8	9.9	1.4	0.0	1.5	10	3.5E+04
	◎阿久津橋			7.3 ~ 7.7	10	1.5	0.0	1.8	13	1.8E+04
	阿武隈橋			7.3 ~ 7.7	9.7	1.7	0.0	2.3	19	3.6E+04
	高田橋	B	ロ	7.4 ~ 7.7	9.7	2.2	16.7	2.5	13	7.0E+03
	蓬萊橋	7.4 ~ 7.8		10	1.6	0.0	1.7	7	4.5E+03	
	◎大正橋	7.3 ~ 7.8		10	1.4	0.0	1.5	8	6.6E+03	
広瀬川	◎館ノ腰橋上流	A	イ	7.3 ~ 7.7	9.9	1.2	0.0	1.3	8	2.0E+04
	地蔵川原橋	B	イ	7.2 ~ 7.8	10	1.4	0.0	1.5	3	2.5E+04
	◎阿武隈川合流前	7.5 ~ 8.5		10	1.1	0.0	1.2	8	8.7E+03	
小国川	◎広瀬川合流前	A	イ	7.6 ~ 8.0	10	2.1	50.0	2.4	4	3.6E+04
摺上川	十綱橋	A	イ	7.0 ~ 7.5	10	1.0	0.0	1.3	2	3.3E+04
	◎阿武隈川合流前			7.1 ~ 7.8	11	0.8	0.0	0.9	3	5.0E+03
松川	◎阿武隈川合流前	A	イ	5.4 ~ 6.8	10	0.5	0.0	<0.5	6	1.1E+03
荒川	◎日ノ倉橋上流	A	イ	7.3 ~ 7.7	9.8	0.5	0.0	<0.5	3	1.9E+03
	◎阿武隈川合流前	B	イ	6.2 ~ 6.9	9.5	0.5	0.0	<0.5	11	2.5E+03
五百川	石筵川合流後	A	イ	7.1 ~ 7.6	11	1.0	0.0	1.1	1	1.7E+04
	上関下橋			7.1 ~ 9.0	11	1.1	0.0	1.4	3	7.4E+03
	◎阿武隈川合流前			7.1 ~ 8.6	11	1.5	8.3	1.8	5	4.8E+04
逢瀬川	◎馬場川合流点上流	A	イ	7.2 ~ 7.6	11	1.3	8.3	1.3	3	2.3E+04
	◎幕ノ内橋上流	B	イ	7.3 ~ 7.5	10	2.6	25.0	2.9	5	6.7E+04
	◎阿武隈川合流前	C	イ	7.3 ~ 7.6	10	3.8	8.3	4.5	6	1.7E+04
大滝根川	船引橋	A	イ	7.0 ~ 7.7	10	1.9	41.7	2.1	9	2.6E+04
	◎阿武隈川合流前			7.6 ~ 7.9	10	1.5	0.0	1.7	8	1.1E+04
谷田川	谷田川橋	A	イ	7.4 ~ 7.6	10	1.8	25.0	2.0	8	6.5E+04
釈迦堂川	◎須賀川市水道 取水点	A	イ	7.3 ~ 8.4	11	1.4	8.3	1.7	5	1.2E+04
	◎阿武隈川合流前	B	イ	7.3 ~ 7.7	9.8	1.2	0.0	1.4	5	1.1E+04
社川	社川橋	A	イ	7.0 ~ 7.5	11	1.4	8.3	1.6	3	1.4E+04
	◎王子橋			7.3 ~ 7.6	11	1.7	8.3	1.9	7	4.2E+04
産ヶ沢川	新川橋	-	-	7.4 ~ 8.4	11	1.3	-	1.4	2	1.7E+04
東根川	阿武隈川合流前	-	-	7.0 ~ 7.3	8.8	3.9	-	4.7	14	1.2E+05
滝川	富士見橋	-	-	7.2 ~ 7.7	11	1.8	-	1.9	8	5.0E+04
佐久間川	阿武隈川合流前	-	-	7.2 ~ 7.5	11	1.9	-	2.0	7	1.2E+05
八反田川	八反田橋	-	-	6.1 ~ 7.2	10	2.2	-	2.3	6	3.8E+04
濁川	大森川合流前	-	-	7.0 ~ 7.4	9.3	3.8	-	4.5	8	1.2E+05
	阿武隈川合流前	-	-	7.2 ~ 7.6	9.9	3.2	-	3.9	7	1.7E+05
須川	須川橋	-	-	3.4 ~ 3.7	9.9	0.6	-	0.6	1	2.4E+01
水原川	下藤内橋	-	-	7.2 ~ 7.7	10	1.5	-	1.8	4	2.2E+04
女神川	鶴巻橋	-	-	7.4 ~ 7.7	10	2.6	-	3.0	5	9.4E+04
移川	小瀬川橋	-	-	7.4 ~ 7.7	10	1.1	-	1.1	13	7.7E+04
油井川	油井川橋	-	-	7.1 ~ 7.4	10	2.4	-	2.3	8	2.0E+04

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	BOD			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
杉田川	落合橋	—	—	7.2 ~ 7.8	10	1.3	—	1.2	7	1.4E+04
藤田川	阿武隈川合流前	—	—	7.4 ~ 7.7	11	2.2	—	2.0	3	1.3E+04
桜川	小泉橋	—	—	7.7 ~ 7.9	11	2.3	—	2.3	2	6.8E+04
亀田川	逢瀬川合流前	—	—	7.4 ~ 7.6	9	6.3	—	5.5	9	1.4E+05
牧野川	大滝根川合流前	—	—	7.4 ~ 7.9	10	1.8	—	2.3	5	9.2E+03
笹原川	新橋	—	—	7.2 ~ 8.0	10	1.6	—	1.7	11	1.6E+04
滑川	旧4号国道下	—	—	7.3 ~ 7.5	11	2.1	—	2.5	13	7.9E+03
今出川	◎猫啼橋	B	ハ	7.2 ~ 7.7	11	2.4	8.3	2.5	7	4.6E+04
北須川	◎やなぎ橋	A	イ	7.2 ~ 7.7	11	1.1	0.0	1.1	5	1.7E+04
藤野川	社川合流前	—	—	7.3 ~ 7.6	11	2.2	—	2.5	4	1.1E+04
谷津田川	阿武隈川合流前	—	—	7.2 ~ 7.4	9.5	4.3	—	5.4	2	2.6E+04
堀川	阿武隈川合流前	—	—	7.4 ~ 8.2	11	1.9	—	2.0	4	7.1E+03
泉川	阿武隈川合流前	—	—	7.3 ~ 7.6	10	2.8	—	2.5	16	2.4E+04
鯉川	阿武隈川合流前	—	—	7.4 ~ 7.6	8.9	16.0	—	4.0	6	4.9E+04
六角川	阿武隈川合流前	—	—	7.4 ~ 7.6	7.5	10	—	9	22	1.9E+05

水・大気環境課調べ

86 久慈川、川上川、黒川の水質測定結果

(平成19年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	BOD			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
久慈川	◎松岡橋	A	口	7.3 ~ 8.7	11	1.2	0.0	1.5	2	4.7E+03
	◎高地原橋			7.3 ~ 7.9	11	1.1	0.0	1.2	4	5.7E+03
川上川	久慈川合流前	—	—	7.2 ~ 7.5	11	1.1	—	1.4	6	9.1E+03
黒川	◎栃木県境	A	イ	7.1 ~ 8.2	10	1.0	0.0	1.3	2	5.1E+03

水・大気環境課調べ

87 相双地区河川の水質測定結果

(平成19年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	BOD			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
小泉川	◎小泉橋	A	イ	7.2 ~ 7.5	10	1.4	25.0	1.9	7	7.0E+04
	◎百間橋	C	イ	7.4 ~ 8.8	9.3	2.3	25.0	3.0	6	1.3E+04
宇多川	◎堀坂橋	A	イ	7.3 ~ 7.8	11	0.7	0.0	0.8	2	1.8E+03
	◎百間橋	B	イ	7.1 ~ 8.0	11	0.9	0.0	1.2	4	2.6E+03
真野川	◎落合橋	A	イ	6.9 ~ 7.3	10	1.1	0.0	1.3	6	6.2E+03
	◎真島橋	B	イ	7.1 ~ 8.1	9.4	1.2	8.3	1.3	9	9.2E+03
新田川	◎木戸内橋	A	イ	7.2 ~ 7.9	11	1.1	0.0	1.3	4	7.5E+03
	◎鮭川橋	B	イ	7.0 ~ 7.3	10	1.4	8.3	1.9	4	5.6E+03
小高川	◎善丁橋	A	イ	7.0 ~ 7.6	10	1.4	8.3	1.7	3	2.4E+04
	◎ハツカラ橋	B	イ	7.2 ~ 8.2	9.3	1.3	0.0	1.7	8	7.1E+03
請戸川	室原橋	A	イ	7.2 ~ 7.5	10	1.0	0.0	0.9	1	1.2E+03
	◎請戸橋			7.0 ~ 7.5	11	1.0	0.0	1.2	4	1.0E+04
高瀬川	◎慶応橋	A	イ	7.0 ~ 7.3	11	0.9	0.0	1.1	3	7.4E+03
木戸川	西山橋	A	イ	7.0 ~ 7.3	11	1.2	0.0	1.2	4	3.6E+03
	◎長瀨橋			7.0 ~ 7.4	11	0.9	0.0	1.0	4	4.2E+03
	◎木戸川橋			6.9 ~ 7.3	11	0.9	0.0	1.0	3	1.7E+03
浅見川	◎坊田橋	A	イ	7.0 ~ 7.4	11	0.8	0.0	0.9	2	4.0E+03
	広野町水道取水点上流			7.0 ~ 7.3	11	0.7	0.0	1.1	1	6.5E+02

河川名	測定地点	類型	達成 期間	pH	DO (mg/l)	BOD			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
地蔵川	山崎前橋	—	—	7.2 ~ 7.7	10	1.6	—	1.8	11	2.4E+04
太田川	丸山橋	—	—	7.0 ~ 7.0	9.9	1.6	—	1.7	5	3.0E+04
前田川	中浜橋	—	—	7.0 ~ 7.3	9.8	1.4	—	1.8	8	8.3E+03
熊川	三熊橋	—	—	7.1 ~ 7.4	11	1.0	—	1.0	3	2.0E+03
富岡川	小浜橋	—	—	7.2 ~ 7.6	10	1.0	—	1.1	4	5.5E+03
井出川	本釜橋	—	—	7.2 ~ 7.6	10	0.9	—	1.0	1	6.5E+03

水・大気環境課調べ

88 いわき地区河川の水質測定結果

(平成19年度)

河川名	測定地点	類型	達成 期間	pH	DO (mg/l)	BOD			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
夏井川	◎北ノ内橋	A	口	7.2 ~ 7.8	10	1.4	0.0	1.6	8	1.6E+04
	◎久太夫橋			7.3 ~ 7.7	9.8	0.8	0.0	0.8	5	1.3E+04
	◎六十枚橋	B	口	7.2 ~ 8.3	10	1.0	8.3	1.0	5	3.2E+04
好間川	◎岩穴つり橋	A	イ	7.5 ~ 7.6	9.8	0.7	0.0	0.5	3	4.4E+03
	◎夏井川合流前	B	イ	7.2 ~ 7.9	9.5	2.0	8.3	2.2	3	8.2E+04
藤原川	◎愛谷川橋	C	ハ	6.7 ~ 7.8	7.6	1.6	0.0	1.7	4	—
	島橋			7.0 ~ 8.1	5.9	9.8	66.7	9.9	13	—
	◎みなど大橋			7.3 ~ 7.8	9.6	2.7	0.0	3.8	9	—
蛭田川	◎小塙橋	C	ハ	7.2 ~ 7.5	8.1	2.3	8.3	2.9	5	—
	◎蛭田橋			7.2 ~ 7.8	9.1	3.3	8.3	3.8	4	—
大久川	◎蔭磯橋	A	イ	7.0 ~ 7.8	9.9	1.8	16.7	1.8	4	5.4E+04
小久川	連郷橋	A	イ	7.4 ~ 8.3	11	1.0	16.7	1.1	3	3.4E+04
仁井田川	霞田橋	A	イ	7.5 ~ 7.9	9.7	1.1	16.7	1.4	7	2.7E+04
	◎松葉橋			7.5 ~ 8.2	10	1.0	0.0	1.1	9	3.0E+04
鮫川	◎井戸沢橋	A	イ	7.4 ~ 7.8	9.7	0.7	0.0	0.7	3	3.4E+03
	◎鮫川橋	B	イ	7.4 ~ 7.6	9.3	1.1	8.3	1.3	4	1.8E+04
新川	古川橋	—	—	7.2 ~ 7.4	9.1	1.5	—	1.5	7	1.1E+05
	一之矢橋	—	—	7.3 ~ 8.3	8.8	2.2	—	2.9	5	4.0E+04
滑津川	高久橋	—	—	7.5 ~ 7.8	6.8	4.0	—	3.4	17	—
矢田川	矢田川橋	—	—	7.4 ~ 7.3	7	4.3	—	4.4	10	—
宝珠院川	藤原川合流前	—	—	7.0 ~ 7.9	11	4.0	—	3.6	12	—
四時川	小室橋	—	—	7.4 ~ 7.8	9.9	1.2	—	1.6	2	1.6E+03
	鮫川合流前	—	—	7.5 ~ 7.5	5.6	1.1	—	1.0	2	1.5E+04
境川	6号国道下	—	—	7.2 ~ 8.3	9.8	12	—	17	9	1.3E+06
神白川	下神白橋	—	—	7.6 ~ 7.9	7.3	5.2	—	6.5	6	1.6E+05
湯本川	藤原川合流前	—	—	7.3 ~ 7.5	8.4	3.3	—	3.3	15	1.9E+05
渋川	植田橋	—	—	7.1 ~ 7.5	8.8	3.2	—	3.6	5	1.3E+05

水・大気環境課調べ

89 湖沼の水質測定結果

ア. COD等に係るもの

(平成19年度)

湖沼名	測定地点	類型	達成 期間	pH	DO (mg/l)	C O D			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)			
大川ダム貯水池	◎湖	心	A	イ	6.5 ~ 8.4	8.3	1.9	0.0	2.2	3	7.3E+02
尾瀬沼	◎湖	心	A	イ	6.6 ~ 7.5	8.7	4.2	100.0	5.3	2	6.6E+02
	長蔵小屋南西250m				7.1 ~ 7.4	8.7	4.0	80.0	4.5	1	1.9E+03
奥只見貯水池	◎湖	心	A	イ	6.8 ~ 7.4	9.2	2.1	0.0	2.4	1	1.3E+02
田子倉貯水池	◎湖	心	A	イ	6.8 ~ 8.5	9.5	2.3	0.0	2.5	1	4.4E+01
沼沢湖	◎湖	心	A	イ	7.0 ~ 7.9	10	2.1	0.0	2.3	1	2.3E+02
猪苗代湖	◎湖	心	A	イ	6.3 ~ 6.6	10	0.6	0.0	0.7	<1	1.7E+02
	小石ヶ浜水門				6.5 ~ 6.6	9.1	0.8	0.0	0.9	<1	3.4E+02
	天神浜				5.8 ~ 7.0	9.0	0.9	0.0	1.2	1	1.7E+02
	安積疏水取水口				6.4 ~ 6.6	9.2	0.7	0.0	0.9	<1	1.3E+02
	浜路浜				6.5 ~ 6.8	9.7	0.8	0.0	0.8	<1	3.4E+02
	舟津港				6.5 ~ 6.8	9.5	0.8	0.0	0.9	<1	7.4E+02
	青松ヶ浜				6.5 ~ 6.8	9.6	0.9	0.0	1.0	<1	5.4E+02
	高橋川河口付近				5.6 ~ 7.1	9	0.9	0.0	1.1	1	8.1E+02
桧原湖	◎湖	心	A	ロ	6.6 ~ 8.8	8.6	2.4	14.3	3.0	2	2.4E+01
	湖北部				6.9 ~ 8.3	8.9	2.8	42.9	3.7	2	5.0E+01
	湖南部				6.9 ~ 8.5	9.0	2.8	42.9	4.0	2	1.3E+01
小野川湖	◎湖	心	A	ロ	6.9 ~ 7.7	8.9	2.6	28.6	3.4	2	1.2E+02
	湖東部				7.0 ~ 7.8	9.0	2.8	33.3	3.7	2	1.7E+02
	湖西部				6.9 ~ 7.5	8.9	2.7	28.6	3.6	2	1.5E+02
秋元湖	◎湖	心	A	ロ	6.7 ~ 8.4	8.7	3.2	71.4	4.1	2	1.2E+02
	湖東部				7.0 ~ 7.9	8.9	3.2	71.4	4.0	2	1.3E+02
	湖西部				7.0 ~ 8.1	8.9	3.0	57.1	3.9	2	9.8E+01
菅原湖	◎湖	心	A	ロ	7.0 ~ 7.4	8.6	2.3	0.0	2.8	1	4.3E+02
雄国沼	◎湖	心	A	ロ	6.6 ~ 7.1	8.8	4.1	71.4	5.4	3	2.2E+02
毘沙門沼	◎湖	心	A	ロ	6.2 ~ 6.8	8.4	0.7	0.0	1.0	1	3.9E+01
羽鳥湖	◎湖	心	A	イ	6.7 ~ 7.8	9.1	2.2	0.0	2.4	2	9.6E+02
東山ダム貯水池	◎東山ダムサイト		A	イ	6.4 ~ 9.2	7.1	3.4	50.0	4.0	3	4.7E+02
千五沢ダム貯水池	◎千五沢ダムサイト		A	ニ	7.0 ~ 10.0	9.9	4.8	100	5.2	6	3.0E+02
四時ダム貯水池	四時ダムサイト		—	—	6.9 ~ 9.1	8.7	2.3	0.0	2.5	3	1.4E+02

水・大気環境課調べ

イ. 全窒素及び全^{リン}に係るもの

(平成19年度)

湖沼名	測定地点	類型	達成 期間	全 ^{リン} (mg/l)	全窒素(mg/l)	
大川ダム貯水池	◎湖	心	Ⅲ	イ	0.011	0.47
尾瀬沼	湖	心	—	—	0.008	0.20
	長蔵小屋南西250m		—	—	0.009	0.20
奥只見貯水池	湖	心	—	—	0.005	0.22
田子倉貯水池	湖	心	—	—	0.009	0.22
沼沢湖	湖	心	—	—	0.003	0.18

湖沼名	測定地点	類型	達成期間	全磷(mg/l)	全窒素(mg/l)
猪苗代湖	◎湖心	Ⅱ	イ	<0.003	0.26
	小石ヶ浜水門			0.003	0.25
	天神浜	Ⅱ	イ	0.006	0.27
	安積疏水取水口			0.003	0.26
	浜路浜			0.003	0.25
	舟津港			0.003	0.25
	青松ヶ浜			0.003	0.25
	高橋川河口付近			0.005	0.30
桧原湖	◎湖心	Ⅱ	イ	0.005	0.16
	湖北部			0.006	0.18
	湖南部			0.007	0.16
小野川湖	◎湖心	Ⅱ	イ	0.006	0.22
	湖東部			0.007	0.21
	湖西部			0.007	0.21
秋元湖	◎湖心	Ⅱ	イ	0.007	0.18
	湖東部			0.007	0.20
	湖西部			0.006	0.21
曾原湖	湖心	—	—	0.007	0.18
雄国沼	湖心	—	—	0.011	0.23
毘沙門沼	湖心	—	—	0.004	0.08
羽鳥湖	湖心	—	—	0.006	0.28
東山ダム貯水池	◎東山ダムサイト	Ⅱ	ニ	0.018	0.31
四時ダム貯水池	四時ダムサイト	—	—	0.017	0.45
千五沢ダム貯水池	◎千五沢ダムサイト	Ⅲ	ニ	0.049	0.93

(注)全磷、全窒素の測定結果は、表層の年平均値です。

水・大気環境課調べ

90 海域の水質測定結果

ア COD等に係るもの

(平成19年度)

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	C O D			油分 (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
相双地区 地先海域	◎釣師浜漁港沖 約2,000m付近	A	イ	8.0 ~ 8.2	8.5	1.3	0.0	1.4	N.D	4.8E+00
	◎真野川沖 約2,000m付近			8.1 ~ 8.2	8.7	1.1	0.0	1.1	N.D	3.2E+00
	◎請戸川沖 約2,000m付近			8.1 ~ 8.2	8.0	0.9	0.0	1.1	N.D	3.0E+01
	◎東電第1原発沖 約1,000m付近			8.1 ~ 8.2	8.0	0.9	0.0	1.1	N.D	1.9E+00
	◎東電第2原発沖 約1,000m付近			8.1 ~ 8.2	8.4	1.0	0.0	1.2	N.D	2.1E+00
	◎東電広野原発沖 約1,000m付近			8.1 ~ 8.2	8.4	1.2	0.0	1.5	N.D	1.5E+01
松川浦	◎漁業権区域 1号中央付近	A	イ	7.9 ~ 8.2	8.2	0.9	0.0	1.1	N.D	1.8E+02
	◎漁業権区域 3号中央付近			7.9 ~ 8.2	8.0	0.9	0.0	1.2	N.D	1.8E+02
	◎浦の出入口付近			8.0 ~ 8.2	8.1	1.0	0.0	1.1	N.D	9.4E+01
相馬港及 び相馬地 先海域	◎地蔵川沖 約2,500m付近	A	イ	8.1 ~ 8.2	8.6	1.2	0.0	1.3	N.D	7.5E+00
	◎相馬港南防波 堤屈曲部西約 200m付近			8.0 ~ 8.2	8.3	1.1	0.0	1.2	N.D	2.5E+00

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	C O D			油分 (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
原町市地先海域	◎ 原町市特別都市下水路沖約1,000m付近	A	イ	8.1 ~ 8.2	8.2	1.2	0.0	1.4	N.D	4.0E+00
	◎ 新田川沖約1,000m付近			8.1 ~ 8.2	8.1	1.1	0.0	1.3	N.D	9.6E+00
	◎ 新田川沖約5,000m付近			8.1 ~ 8.2	8.3	1.1	0.0	1.2	N.D	2.7E+00
いわき市地先海域	◎ 中之作港沖1,000 m 付近	A	イ	8.1 ~ 8.3	8.7	1.1	0.0	1.4	N.D	1.0E+00
	◎ 豊間漁港沖約1,500m付近			8.1 ~ 8.3	8.7	1.0	0.0	1.2	N.D	4.3E+00
	◎ 夏井川沖約1,500m付近			8.1 ~ 8.3	8.7	1.0	0.0	1.2	N.D	3.5E+00
久之浜港	◎ A・B防波堤接部西約150 m	B	イ	8.1 ~ 8.2	8.8	1.3	0.0	1.3	N.D	-
四倉港	◎ 埠頭先東約30m	B	イ	8.1 ~ 8.3	9.0	1.3	0.0	1.4	N.D	-
豊間漁港	◎ 中防波堤先西約30m	B	イ	8.1 ~ 8.2	8.5	1.4	0.0	1.8	N.D	-
	◎ 漁港内中央付近			8.1 ~ 8.2	8.6	1.4	0.0	1.9	N.D	-
江名港	◎ 東内防波堤先北西約50 m	B	イ	8.1 ~ 8.2	8.4	1.6	0.0	1.8	N.D	-
中之作港	◎ 西防波堤先南約200 m	B	イ	8.1 ~ 8.2	8.8	1.2	0.0	1.5	N.D	-
小名浜港	◎ 4号埠頭先	B	イ	8.1 ~ 8.3	8.6	1.6	0.0	2.0	N.D	-
	西防波堤第2の北約400m			8.0 ~ 8.3	8.4	1.7	0.0	2.1	-	-
	漁港区内			8.1 ~ 8.2	8.3	1.7	0.0	2.3	-	-
常磐沿岸海域	◎ 蛭田川沖南南東約2,500 m	A	イ	8.1 ~ 8.3	8.5	1.2	16.7	1.8	N.D	2.7E+01
	◎ 鮫川沖南約2,000m付近			8.2 ~ 8.3	8.3	1.2	16.7	1.5	N.D	4.6E+01
	◎ 照島東南東約800 m			8.1 ~ 8.2	8.4	1.3	0.0	1.9	-	-
	◎ 蛭田川沖東約1,000 m			8.1 ~ 8.3	8.4	1.4	16.7	1.9	-	-
	◎ 勿来港外の漁港区内			8.1 ~ 8.3	8.5	1.4	16.7	1.9	-	-
	◎ 小浜港外の漁港区内			8.1 ~ 8.3	8.2	1.3	16.7	1.7	-	-
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	◎ 番所灯台真方位245度線上2,000m	A	イ	8.1 ~ 8.2	8.6	1.1	0.0	1.4	N.D	3.3E-01
	◎ 八崎灯台真方位115度線上1,500m			8.2 ~ 8.3	8.7	1.3	16.7	1.7	N.D	2.8E+01

水・大気環境課調べ

イ 全窒素及び全燐に係るもの

(平成19年度)

海域名	測定地点	類型	達成期間	全燐(mg/l)	全窒素(mg/l)
松川浦	◎ 漁業権区域区1号中央付近	II	イ	0.026	0.20
	◎ 漁業権区域区3号中央付近			0.028	0.23
	◎ 浦の出入口付近			0.024	0.17
小名浜港	◎ 4号埠頭先	III	ニ	0.030	0.48
	◎ 西防波堤第2の北約400m			0.039	0.86
	◎ 漁港区内			0.037	0.41

(注) 全燐、全窒素の測定結果は、表層の年平均値です。

水・大気環境課調べ

91 水浴場の水質測定結果

(1) 遊泳期間前における水浴場の水質測定結果

(平成19年度)

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査 月日	水 質									油 膜	判 定	平成 18年 度
				ふん便性大腸菌 群数(個/100mL)			COD(mg/L)			pH		透明度 (m) 最大 (平均)			
				最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大				
2	はらがま お 尾 浜	相馬市	5/14、 5/15	<2	<2	<2	20	36	28	8	8.1	>1 (>1)	無	水質 B	水質 AA
4	きたいずみ 泉	南相馬市	5/14、 5/15	<2	8	2	<2	2	<2	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 B	水質 A
5	むらちかみ 上	南相馬市	5/14、 5/16	<2	<2	<2	<2	2	<2	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
6	ついで 戸	浪江町	5/14、 5/16	<2	2	<2	<2	<2	<2	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
7	ふたば 葉	双葉町	5/14、 5/16	<2	<2	<2	<2	<2	<2	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
8	くまがわ 川	大熊町	5/15、 5/16	<2	10	5	<2	2	<2	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
9	いわさ 沢	楮葉町	5/15、 5/16	<2	16	7	<2	16	4	8.1	8.1	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
10	ひなの 浜・波立	いわき市	5/8、 5/15	2	6	4	<2	30	12	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
11	よつくら 倉	"	5/8、 5/15	9	60	26	8	38	24	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
12	しんまいこ 子ビーチ	"	5/8、 5/15	<2	14	6	<2	4	3	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
13	ついで 磯	"	5/8、 5/15	<2	4	2	<2	20	7	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
14	とよま 間	"	5/8、 5/15	2	5	3	5	110	40	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
15	ながさ 崎	"	5/8、 5/15	4	34	19	8	20	14	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
16	おぼま 浜	"	5/8、 5/15	<2	2	<2	<2	8	2	8.3	8.6	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
17	なこそ 来	"	5/8、 5/15	<2	6	<2	<2	2	<2	8.4	8.5	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
18	ながはま 浜	猪苗代町	5/14、 5/21	<2	<2	<2	<2	56	17	6.6	6.6	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
19	てんじん 神 浜	"	5/14、 5/28	<2	<2	<2	4	8	7	6.9	7	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
20	しだ 田 浜	"	5/14、 5/28	<2	<2	<2	<2	2	<2	6.1	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
21	じょう 戸 浜	"	5/14、 5/21	<2	<2	<2	<2	<2	<2	6.3	6.5	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
22	か 川 浜	会津若松市	5/14、 5/21	<2	<2	<2	<2	2	<2	6.4	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
23	か 田 浜	"	5/14、 5/21	<2	<2	<2	<2	<2	<2	6.5	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
24	こいしが 石ヶ 浜	"	5/14、 5/21	<2	<2	<2	<2	<2	<2	6.5	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
25	はま 路 浜	郡山市	5/15、 5/22	<2	<2	<2	<2	<2	<2	6.4	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
26	よこざ 沢 浜	郡山市	5/15、 5/22	<2	<2	<2	<2	3	<2	6.5	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
27	な 浜	"	5/15、 5/22	<2	13	4	<2	<2	<2	6.5	6.7	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 A
28	ふな 津 浜	"	5/15、 5/22	<2	<2	<2	<2	4	2	6.5	6.7	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
29	ふな 津 公園	"	5/15、 5/22	<2	<2	<2	<2	<2	<2	6.5	6.6	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
30	あしが 松ヶ 浜	"	5/15、 5/22	<2	3	<2	<2	<2	<2	6.6	6.7	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
31	あきやま 山 浜	"	5/15、 5/22	<2	<2	<2	<2	<2	<2	6.6	6.7	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA

(注) 調査の実施主体は、10～17がいわき市、25～31が郡山市、それ以外は福島県です。

水・大気環境課調べ

備考 環境省による水浴場水質判定基準(2)の表も同じ

区分	項目	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 AA	不検出(検出限界2個/100mℓ)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
	水質 A	100個/100mℓ以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
可	水質 B	400個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満～ 50cm以上
	水質 C	1,000個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満～ 50cm以上
不適		1,000個/100mℓを超える	常時油膜が認められる	8mg/ℓ超	50cm未満*

- (注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
 3 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。
 4 「改善対策を要するもの」については、以下のとおりとする。
 (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mℓを超える測定値が1以上あるもの。
 (2) 常時油膜が認められたもの。

(2) 遊泳期間中における水浴場の水質測定結果

(平成19年度)

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査 月日	水 質										油膜	判定	平成 18年 度
				ふん便性大腸菌 群数(個/100mℓ)			COD(mg/ℓ)			pH		透明度 (m)				
				最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	最大 (平均)				
1	つるし 師 浜	新地町	7/23, 7/24	<2	20	11	1.8	3.6	2.9	8.1	8.5	>1 (>1)	無	水質 B	水質 B	
2	はらま 釜・鹿 浜	相馬市	7/23, 7/24	<2	40	14	2.2	3.8	2.7	8.1	8.4	>1 (>1)	無	水質 B	水質 B	
4	きたいす 北 泉	南相馬市	7/23, 7/25	<2	10	3	1.9	2.8	2.3	8.1	8.2	>1 (>1)	無	水質 B	水質 B	
5	むら 村 上	南相馬市	7/23, 7/25	<2	14	6	1.5	2.9	2.3	8.1	8.2	>1 (>1)	無	水質 B	水質 AA	
6	つ 講 戸	浪江町	7/23, 7/25	<2	8	3	1.2	2.6	2	8.1	8.2	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA	
7	ふた 葉	双葉町	7/23, 7/25	2	20	9	1.5	2.6	2	8.1	8.2	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA	
8	くまが 川	大熊町	7/24, 7/25	2	40	18	1.6	2.6	2.1	7.9	8.3	>1 (>1)	無	水質 B	水質 AA	
9	いわ 岩 沢	楡葉町	7/24, 7/25	2	2	2	1.9	2.4	2.2	8.1	8.2	>1 (>1)	無	水質 B	水質 A	
10	ひさ 久 浜・渡 立	いわき市	7/18, 7/24	<2	6	3	1.2	2	1.7	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A	
11	よ っ くら 倉	〃	7/18, 7/24	<2	100	42	1.2	2	1.5	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A	
12	しん 新 舞 子 ビーチ	〃	7/18, 7/24	<2	34	14	0.7	1.7	1.3	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A	
13	う 薄 磯	〃	7/18, 7/24	<2	14	7	1	2	1.5	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A	
14	と 豊 間	〃	7/18, 7/24	2	12	7	0.7	1.6	1.2	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A	
15	なが 永 崎	〃	7/18, 7/24	<2	44	31	1.2	1.7	1.5	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A	
16	お 小 浜	〃	7/18, 7/24	<2	20	6	1.4	1.6	1.5	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A	
17	な 勿 来	〃	7/18, 7/24	<2	18	9	1.2	1.8	1.5	8.3	8.4	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA	
18	なが 長 浜	猪苗代町	7/24, 8/1	2	16	8	0.9	1.2	1.1	6.3	6.7	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A	
19	てん 天 柿 浜	〃	7/24, 8/1	<2	10	4	1.1	3.1	2.1	6.5	8.3	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A	
20	し 志 田 浜	〃	7/24, 8/1	<2	4	2	1	1.2	1.2	6.5	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA	

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査 月日	水 質									油 膜	判 定	平成 18年 度
				ふん便性大腸菌 群数(個/100m ²)			COD(mg/l)			pH		透明度 (m) 最大 (平均)			
				最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大				
21	じょう 上 戸 浜	〃	7/24, 8/1	<2	36	9	0.9	1.2	1.1	6.6	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
22	き 崎 川 浜	会津若松市	7/24, 8/1	<2	2	<2	1.1	1.5	1.3	6.8	6.9	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
23	な 中 田 浜	〃	7/24, 8/1	<2	4	2	0.8	1.3	1.1	6.7	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
24	こいしが 小 石 ケ 浜	〃	7/24, 8/1	<2	14	4	0.9	1.2	1.1	6.4	6.7	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
25	は 浜 路 浜	郡山市	7/10, 7/18	<2	<2	<2	0.7	1	0.9	6.4	6.8	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
26	よ 横 沢 浜	〃	7/10, 7/18	<2	8	2	0.7	0.9	0.8	6.6	6.9	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
27	な 齧 浜	〃	7/10, 7/18	<2	7	3	0.9	1.3	1.2	6.7	6.9	>1 (>1)	無	水質 A	水質 AA
28	ふ 舟 津 浜	〃	7/10, 7/18	<2	20	6	0.7	1.9	1.2	6.7	6.8	>1 (>1)	無	水質 A	水質 A
29	ふ 舟 津 公園	〃	7/10, 7/18	<2	<2	<2	0.7	1.2	1	6.7	6.8	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
30	せい 青 松 ケ 浜	〃	7/10, 7/18	<2	<2	<2	0.9	1.2	1.1	6.7	6.9	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA
31	あ 秋 山 浜	〃	7/10, 7/18	<2	3	<2	0.8	1.3	1	6.8	6.9	>1 (>1)	無	水質 AA	水質 AA

(注) 調査の実施主体は、10～17がいわき市、25～31が郡山市、それ以外は福島県です。

水・大気環境課調べ

92 地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準

(単位:mg/l)

項 目	環 境 基 準	判 断 基 準
カ ド ミ ウ ム	0.01 以下	検出されないこと(0.001)
全 シ ア ン	検出されないこと	検出されないこと(0.1)
鉛	0.01 以下	検出されないこと(0.005)
六 価 ク ロ ム	0.05 以下	検出されないこと(0.02)
砒 素	0.01 以下	検出されないこと(0.005)
総 水 銀	0.0005 以下	検出されないこと(0.0005)
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	検出されないこと(0.0005)
P C B	検出されないこと	検出されないこと(0.0005)
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	検出されないこと(0.002)
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	検出されないこと(0.0002)
1,2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 以下	検出されないこと(0.0004)
1,1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.02 以下	検出されないこと(0.002)
シ ス - 1,2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 以下	検出されないこと(0.004)
1,1,1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1 以下	検出されないこと(0.0005)
1,1,2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006 以下	検出されないこと(0.0006)
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03 以下	検出されないこと(0.002)
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 以下	検出されないこと(0.0005)
1,3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 以下	検出されないこと(0.0002)
チ ウ ラ ム	0.006 以下	検出されないこと(0.0006)
シ マ ジ ン	0.003 以下	検出されないこと(0.0003)
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下	検出されないこと(0.002)
ベ ン ゼ ン	0.01 以下	検出されないこと(0.001)
セ レ ン	0.01 以下	検出されないこと(0.002)
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 以下	検出されないこと(0.1)
ふ っ 素	0.8 以下	検出されないこと(0.08)
ほ う 素	1 以下	検出されないこと(0.02)

- (備考) 1 環境基準は年平均値で評価します。ただし、全シアンについてのみ最高値で評価します。
- 2 汚染の有無の判断基準は、平成9年3月13日付け環境省告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ること(検出されないこと)であり、その値は()内の数値としています。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とします。

93 管内別特定事業場数及び排水規制対象特定事業場数

(平成19年度)

号番号	業種及び施設	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	福島市 (政令市)	郡山市 (政令市)	いわき市 (政令市)	計
1	鉱業・水洗炭業	(-)	2 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	2 (1)
1の2	豚房・牛房・馬房	179 (-)	106 (4)	187 (-)	211 (-)	4 (-)	133 (4)	31 (-)	133 (1)	66 (3)	1,050 (12)
2	畜産食料品	17 (5)	3 (-)	2 (1)	7 (2)	(-)	9 (2)	5 (3)	5 (3)	5 (1)	53 (17)
3	水産食料品	4 (2)	(-)	(-)	(-)	(-)	24 (2)	3 (-)	(-)	89 (20)	120 (24)
4	農産保存食料品	16 (5)	4 (2)	10 (4)	94 (4)	34 (2)	10 (4)	9 (6)	3 (-)	10 (2)	190 (29)
5	みそ・しょうゆ・調味料	24 (2)	23 (-)	6 (-)	36 (2)	4 (-)	7 (-)	10 (2)	7 (1)	38 (-)	155 (7)
6	小麦粉	(-)	1 (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (0)
7	砂糖	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
8	パン・菓子・製あん	2 (-)	4 (-)	2 (-)	1 (-)	(-)	6 (-)	3 (-)	(-)	5 (2)	23 (2)
9	米菓・こうじ	3 (-)	(-)	1 (1)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	5 (2)
10	飲料	16 (3)	12 (-)	11 (3)	45 (9)	6 (-)	5 (-)	2 (-)	7 (2)	17 (-)	121 (17)
11	動物系飼料・有機肥料	2 (-)	4 (-)	(-)	(-)	(-)	2 (-)	1 (-)	4 (-)	(-)	13 (0)
12	動植物油脂	(-)	(-)	(-)	1 (-)	1 (-)	(-)	1 (-)	2 (2)	(-)	5 (2)
13	イースト	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
14	でん粉・化工でん粉	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
15	ぶどう糖・水あめ	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
16	めん類	2 (1)	8 (-)	(-)	19 (-)	2 (-)	6 (-)	5 (2)	6 (-)	12 (-)	60 (3)
17	豆腐・煮豆	83 (-)	87 (-)	33 (1)	151 (-)	27 (-)	47 (-)	95 (1)	36 (3)	37 (-)	596 (5)
18	インスタントコーヒー	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
18の2	冷凍調理食品	4 (1)	2 (2)	1 (1)	(-)	(-)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	11 (8)
18の3	たばこ	(-)	1 (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (0)
19	紡績・繊維製品	9 (8)	13 (2)	1 (1)	8 (1)	(-)	3 (1)	2 (1)	2 (-)	8 (1)	46 (15)
20	洗毛業	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
21	化学繊維	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
21の2	一般製材・木材チップ	(-)	2 (-)	2 (1)	(-)	(-)	(-)	1 (-)	(-)	(-)	5 (1)
21の3	合板	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (-)	(-)	1 (0)
21の4	パーティクルボード	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
22	木材薬品処理	1 (-)	6 (-)	2 (-)	2 (2)	(-)	5 (1)	2 (-)	3 (-)	29 (-)	50 (3)
23	パルプ・紙・紙加工品	(-)	(-)	2 (2)	1 (1)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	3 (2)	7 (6)
23の2	新聞・出版・印刷・製版	4 (-)	6 (1)	6 (-)	2 (-)	(-)	2 (-)	18 (-)	8 (1)	6 (-)	52 (2)
24	化学肥料	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	4 (3)	5 (4)
25	水銀電解か性ソーダ・カリ	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
26	無機顔料	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	2 (2)	2 (2)

号番号	業種及び施設	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	田代市 政令 市	郡山市 (政令市)	いわき市 (政令市)	計
27	その他の無機化学工業製品	(-)	1 (1)	(-)	2 (2)	(-)	4 (3)	(-)	4 (3)	8 (8)	19 (17)
28	アセチレン誘導品	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
29	コーラタール製品	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
30	発酵工業	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
31	メタン誘導品	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
32	有機顔料・合成染料	1 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	2 (2)	4 (4)
33	合成樹脂	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	2 (2)	(-)	(-)	2 (1)	5 (4)
34	合成ゴム	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
35	有機ゴム薬品	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	2 (2)
36	合成洗剤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
37	その他の石油化学工業	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	1 (1)
38	石けん	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
39	硬化油	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
40	脂肪酸	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
41	香料	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	2 (1)	(-)	1 (1)	(-)	3 (2)
42	ゼラチン・にかわ	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
43	写真感光材料	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	1 (1)
44	天然樹脂	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
45	木材化学工業	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
46	その他の有機化学工業製品	(-)	1 (-)	1 (1)	1 (1)	(-)	5 (5)	(-)	4 (4)	9 (9)	21 (20)
47	医薬品	(-)	(-)	(-)	1 (1)	(-)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	4 (3)	10 (9)
48	火薬	(-)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)
49	農薬	1 (1)	(-)	1 (1)	(-)	(-)	1 (-)	(-)	2 (-)	(-)	5 (2)
50	有害物質含有試薬	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
51	石油精製	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
51の2	タイヤ・工業用ゴム	(-)	3 (1)	(-)	2 (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	5 (1)
51の3	医療・衛生用ゴム	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (-)	(-)	(-)	(-)	1 (0)
52	皮革	1 (-)	1 (-)	(-)	1 (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	3 (0)
53	ガラス・ガラス製品	2 (1)	23 (21)	12 (4)	9 (7)	3 (3)	2 (2)	2 (1)	8 (6)	2 (2)	63 (47)
54	セメント製品	10 (-)	14 (2)	10 (2)	13 (1)	4 (-)	9 (-)	6 (-)	11 (1)	26 (3)	103 (9)
55	生コンクリート	14 (-)	12 (2)	5 (2)	24 (4)	13 (2)	9 (1)	12 (3)	6 (-)	16 (6)	111 (20)
56	有機質砂壁材	(-)	1 (1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (1)
57	人造黒船電極	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	0 (0)
58	窯業原料の精製	(-)	(-)	(-)	4 (2)	(-)	(-)	(-)	2 (1)	(-)	6 (3)
59	砕石	3 (-)	3 (-)	7 (1)	4 (-)	5 (-)	9 (-)	(-)	(-)	6 (3)	37 (4)

号番号	業種及び施設	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	福島県 (政令)	郡山市 (政令市)	いわき市 (政令市)	計
60	砂利採取	3 (-)	8 (-)	7 (-)	22 (4)	6 (-)	2 (-)	- (-)	4 (-)	12 (1)	64 (5)
61	鉄鋼	2 (-)	2 (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (1)	1 (-)	1 (1)	8 (3)
62	非鉄金属	1 (-)	- (-)	3 (-)	7 (6)	- (-)	3 (2)	- (-)	2 (1)	4 (3)	20 (12)
63	金属製品・機械器具	17 (13)	21 (11)	18 (8)	5 (4)	1 (1)	6 (1)	4 (4)	7 (5)	23 (16)	102 (63)
63の2	空きびん卸売業	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	2 (1)
63の3	石炭燃料火力発電施設	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	- (-)	- (-)	2 (1)	5 (4)
64	ガス供給・コークス	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (1)
64の2	水道・工業用水道	1 (-)	1 (-)	1 (1)	4 (3)	- (-)	4 (3)	1 (-)	2 (-)	6 (2)	20 (9)
65	酸・アルカリ表面処理	18 (10)	31 (20)	23 (19)	19 (15)	1 (-)	23 (11)	9 (3)	10 (5)	16 (12)	150 (95)
66	電気めっき	2 (2)	9 (9)	5 (5)	7 (7)	- (-)	7 (6)	4 (4)	9 (8)	6 (5)	49 (46)
66の2	旅館	104 (26)	165 (31)	119 (28)	769 (106)	410 (20)	215 (5)	192 (76)	162 (34)	260 (84)	2396 (410)
66の3	共同調理場	8 (3)	1 (1)	3 (3)	4 (1)	- (-)	1 (-)	4 (4)	2 (2)	6 (5)	29 (19)
66の4	弁当仕出屋等	1 (1)	1 (1)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1 (-)	5 (3)	4 (4)	13 (10)
66の5	飲食店等	10 (2)	7 (2)	5 (2)	26 (10)	7 (7)	2 (2)	9 (3)	6 (-)	8 (8)	80 (36)
66の6	そば・うどん・すし店等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (0)
66の7	料亭・バー・キャバレー等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (0)
67	洗たく	52 (7)	63 (8)	37 (4)	104 (19)	12 (1)	55 (7)	44 (8)	57 (16)	99 (11)	523 (81)
68	写真現像	6 (-)	9 (-)	6 (-)	23 (-)	4 (-)	9 (-)	10 (-)	14 (-)	10 (-)	91 (0)
68の2	病院	- (-)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	- (-)	1 (-)	- (-)	5 (5)	1 (1)	16 (15)
69	と畜・へい獣取扱	- (-)	1 (-)	1 (1)	4 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	2 (2)	9 (5)
69の2	中央卸売市場	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	1 (0)
69の3	地方卸売市場	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	1 (1)	2 (1)
70	廃油処理施設	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	1 (1)
70の2	自動車分解整備事業	- (-)	1 (-)	- (-)	2 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	7 (-)	- (-)	12 (0)
71	自動式車両洗浄施設	58 (-)	54 (4)	49 (2)	84 (-)	11 (-)	66 (-)	96 (-)	157 (-)	90 (7)	665 (13)
71の2	科学技術の試験・研究機関	2 (-)	7 (3)	6 (4)	10 (6)	2 (1)	12 (6)	13 (7)	15 (10)	13 (9)	80 (46)
71の3	一般廃棄物の焼却処理施設	2 (2)	5 (2)	1 (1)	1 (-)	2 (-)	4 (-)	3 (2)	2 (2)	3 (2)	23 (11)
71の4	産業廃棄物処理施設	1 (-)	- (-)	4 (1)	1 (-)	- (-)	2 (1)	1 (1)	4 (2)	2 (1)	15 (6)
71の5	TCE・PCE・DCMの洗浄施設	14 (13)	16 (16)	10 (9)	7 (5)	2 (1)	6 (5)	- (-)	9 (8)	3 (3)	67 (60)
71の6	TCE・PCE・DCMの蒸留施設	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	2 (2)
72	し尿処理施設	26 (25)	54 (53)	71 (71)	44 (43)	13 (13)	33 (30)	31 (28)	42 (41)	36 (36)	350 (340)
73	下水道終末処理施設	4 (4)	6 (6)	4 (4)	19 (19)	3 (3)	15 (15)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	60 (60)
74	特定事業場排水の処理施設	- (-)	2 (2)	- (-)	8 (7)	- (-)	1 (-)	1 (1)	4 (4)	- (-)	16 (14)
合計		731 (139)	810 (212)	679 (193)	1819 (304)	577 (54)	780 (133)	641 (167)	791 (183)	1021 (294)	7849 (1679)

(注) 排水規制対象特定事業場数は()内数値です。

水・大気環境課調べ

94 業種別特定事業場数及び排水規制対象特定事業場数

(1) 特定事業場数

(平成19年度)

順位	業種(又は施設)名	事業所数	構成比(%)	順位	業種(又は施設)名	事業所数	構成比(%)
1	旅館業	2396	30.5	7	窯業・土石製品製造業	322	4.1
2	食料品・たばこ製造業	1354	17.3	8	表面処理・電気めっき施設	199	2.5
3	豚房・牛房・馬房	1050	13.4	9	金属・機械器具製造業	130	1.7
4	車両洗浄・自動車分解整備	677	8.6	10	共同調理場・飲食店等	123	1.6
5	洗濯業	523	6.7		その他	725	9.2
6	し尿処理施設	350	4.5		合計	7849	100

(注) 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含む

水・大気環境課調べ

(2) 規制対象特定事業場数

(平成19年度)

順位	業種(又は施設)名	事業所数	構成比(%)	順位	業種(又は施設)名	事業所数	構成比(%)
1	旅館業	410	24.4	7	化学工場	70	4.2
2	し尿処理施設	340	20.3	8	共同調理場・飲食店等	65	3.9
3	表面処理・電気めっき施設	141	8.4	9	TCE・PCE・DCMの洗浄施設	60	3.6
4	食料品・たばこ製造業	116	6.9	9	下水道終末処理施設	60	3.6
5	洗濯業	81	4.8		その他	258	15.4
6	金属・機械器具製造業	78	4.6		合計	1679	100

(注) 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含む

水・大気環境課調べ

土 壤 関 係

95 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は規格34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>	

騒音・振動・悪臭関係

96 騒音に係る環境基準

(1) 騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

ア 一般地域(道路に面しない地域)

地域の類型	基準値		本県における地域の類型の当てはめ地域 昭和56年4月 いわき市及び白河市指定 昭和57年3月 福島市、会津若松市及び郡山市指定 昭和60年3月 二本松市指定 平成4年10月 原町市、須賀川市、喜多方市、本宮町及び石川町指定 平成11年4月 西郷村指定 平成17年12月 南相馬市指定
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日の6:00)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域(県内では未指定)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	Aを当てはめる地域:専ら住居の用に供される地域 Bを当てはめる地域:主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められたときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

(注) 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年9月30日付け環大企大第257号)により、次のとおり定められている。

- 1 幹線交通を担う道路:高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)等を表す。
- 2 幹線交通を担う道路に近接する空間:以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離によりその範囲が特定される。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートルまでの範囲
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートルまでの範囲

(2) 航空機騒音に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第154号)

地域の類型	基準値	あてはめる地域	本県におけるあてはめ地域
I	70WECPNL	専ら住居の用に供される地域	未指定
II	75WECPNL	I以外の地域のうち生活環境の保全が必要な地域	平成17年5月 須賀川市、石川町及び玉川村の一部を指定

(注) 福島空港敷地、福島空港公園及び河川区域は除かれます。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値	本県におけるあてはめ地域(昭和52年12月指定、同52年12月指定、同61年4月一部見直し)
I	70デシベル以下	12市町村(*1)のうち、東北新幹線の軌道中心から両側へそれぞれ300m以内の地域(以下「沿線地域」という。)であって、原則として、都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域(*2)であって新幹線の付近に住居が存在する地域
II	75デシベル以下	沿線地域のうち、原則として、都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域外の地域(*2)であってI以外の地域

(注) トンネル上部、河川敷、工業専用地域等については適用されません。

*1 「12市町村」とは、福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、矢吹町、天栄村及び西郷村です。

*2 「用途地域以外の地域」とは、用途地域が定められていない都市計画区域、市街化調整区域及び都市計画区域外の地域です。

97 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例による騒音規制の概要

区分	騒音規制法	福島県生活環境の保全等に関する条例
工場・事業場騒音	特定施設	金属加工機械等11施設(資料-103)
	適用される地域	県内21市町村(※1)の指定地域内
	規制基準	地域及び時間区分別の敷地境界における音量基準(資料-99)
	規制・指導主体	県内21市町村長 届出の受理は全市町村長、指導、勧告等は、法律に基づく指定地域を有する市町村の場合は当該市町村長、その他の市町村の場合は県の出先機関(※2)
建設作業騒音	特定施設	くい打機等を使用する作業等の8種類の作業(資料-105)
	適用される地域	工場・事業場騒音と同じ
	規制基準	地域区分別の敷地境界における音量、作業を行う時刻、時間、期間等の基準(資料-100)
	規制・指導主体	工場・事業場騒音と同じ
自動車騒音	適用される地域	工場・事業場騒音と同じ
	規制基準	・自動車騒音の大きさの許容限度 ・指定地域内における自動車騒音の限度(区域区分、車線数、時間帯別)(資料-107)
	規制・指導主体	県内21市町村長(道路沿線における騒音の測定及び関係機関への改善要請、意見具申に関する事務)
拡声機騒音	特定施設	商業宣伝等のために用いられる拡声機の使用
	適用される地域	県内全域
	規制基準	拡声機の種類別の音量、使用方法等の基準及び一部地域での拡声機放送の禁止(資料-111)
深夜営業騒音	規制・指導主体	法律に基づく指定地域を有する場合は当該市町村長、その他の場合は県の出先機関(※2)
	特定施設	音響機器を使用する飲食店、喫茶店、カラオケハウス
	適用される地域	県内26市町村の深夜騒音規制地域内(資料-110)
	規制基準	夜10時以降の敷地境界の音量基準及び11時以降の音響機器の原則使用禁止(資料-110)
規制・指導主体	県内26の市町村長	

※1 「21市町村」=福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、鏡石町、柳津町、会津美里町、矢吹町、石川町、富岡町、西郷村及び泉崎村(平成20年3月31日現在)

※2 「県の出先機関」=県北、県中、県南、会津、南会津及び相双の各地方振興局

98 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場に係る騒音規制基準

(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (7時～19時)	朝・夕 6時～7時 19時～22時	夜間 (22時～6時)	備 考
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域相当
第2種区域	55	50	45	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域相当、用途地域以外の地域(条例の規制のみ適用)
第4種区域	65	60	55	工業地域相当
第5種区域	75	70	65	工業専用地域(条例の規制のみ適用)

- (注) 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上です。
 2 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です(ただし、第1種区域を除きます)。

99 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業騒音及び騒音指定建設作業騒音に係る勧告基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における 騒音基準	作業時刻に 関する基準	※作業時間 に関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	85デシベル	7時～19時の時間 内であること	1日10時間を超え ないこと	連続6日を超えな いこと	日曜・休日でない こと
第2号区域		6時～22時の時間 内であること	1日14時間を超え ないこと		

- (注) 1 この基準が適用されるのは、騒音規制法に基づく指定地域(法律に基づく基準)及びその他の地域のうち、学校、病院等の周囲80mの地域(条例に基づく基準)です。
 2 第1号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1種、第2種及び第3種区域の全域並びに第4種区域のうち学校、病院等の敷地の周囲80mの地域であり、第2号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1号区域を除く区域です。なお、条例に基づく基準では、区域の区分はなく、作業時刻は7時～19時の時間内のみであり、作業時間は1日10時間を超えないことのみが適用になります。
 3 音量基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、騒音防止対策のほか、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。
 4 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しません。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しません。

100 工場・事業場に係る振動規制法に基づく規制基準及び県振動防止対策指針に基づく基準

基準種別 区域の区分	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～7時)	備 考
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域、用途地域以外の地域(指針のみ適用)

- (注) 1 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です。
 2 振動規制法に基づく指定地域を有する市町村は、次のとおりです。
 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、鏡石町、西郷村、矢吹町、石川町(計16市町村)

101 建設作業に係る振動規制法に基づく規制基準及び県振動防止対策指針に基づく基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における 振動基準	作業時刻に 関する基準	※作業時間 に関する基準	作業期間 に関する 基準	作業日に 関する 基準
第1号区域	75デシベル	7時～19時の時間内 であること	1日10時間を超えない こと	連続6日 を超えない こと	日曜・休 日でない こと
第2号区域		6時～22時の時間内 であること	1日14時間を超えない こと		

(注) 1 この基準が適用されるのは、振動規制法に基づく指定地域(法律に基づく基準)及びその他の地域のうち、学校、病院等の周囲80mの地域(指針に基づく基準)です。

2 第1号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域であり、第2号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1号区域を除く区域です。なお、指針に基づく基準では、区域の区分はなく、作業時刻は7時から19時の時間内のみであり、作業時間では1日10時間を超えないことのみが適用になります。

3 振動基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、振動防止対策のほか、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。

4 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

102 騒音規制法に基づく地域別の騒音特定施設設置状況

(平成20年3月31日現在)

特定施設の種類の	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	合計
1 金属加工機械	464	150	89	68	25	314	136	1,246
2 空気圧縮機及び送風機	1,585	266	116	712	237	1,240	747	4,903
3 土石、鉱物用破砕機等	12	2	0	11	38	30	6	99
4 織機	647	12	0	51	0	0	0	710
5 建設用資材製造機械	7	6	3	4	3	10	16	49
6 穀物用製粉機	0	0	0	0	0	14	11	25
7 木材加工機械	98	166	0	120	50	114	174	722
8 抄紙機	0	0	0	0	7	1	0	8
9 印刷機械	319	27	17	41	18	196	135	753
10 合成樹脂用射出成形機	193	2	68	106	10	52	148	579
11 鋳造型機	43	0	0	0	2	10	21	76
施設数合計	3,368	631	293	1,113	353	1,981	1,394	9,113
工場数合計	367	67	28	135	82	300	251	1,230

103 振動規制法に基づく地域別の振動特定施設設置状況

(平成20年3月31日現在)

特定施設の種類の	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	合計
1 金属加工機械	337	239	138	75	57	303	304	1,453
2 圧縮機	560	134	232	163	92	408	405	1,994
3 土石、鉱物用破砕機等	5	7	3	5	1	32	38	91
4 織機	810	12	0	19	0	1	0	842
5 コンクリートブロック マシ ン 等	8	4	17	0	1	6	6	42
6 木材加工機械	5	0	2	10	4	2	26	49
7 印刷機械	121	25	19	6	4	70	43	288
8 ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機	35	0	24	0	0	0	6	65
9 合成樹脂用射出成形機	306	27	96	98	12	69	119	727
10 鋳造型機	56	0	3	0	0	6	54	119
施設数合計	2,243	448	534	376	171	897	1,001	5,670
工場数合計	162	56	72	67	46	146	189	738

水・大気環境課調べ

104 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の実施状況(平成19年度)

(1) 騒音

特定施設作業の種類	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	合計
1 くい打機・くい抜機等を使用する作業	6	0	0	1	0	10	3	20
2 鋤打ち機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 削岩機を使用する作業	27	2	1	6	2	61	44	143
4 空気圧縮機を使用する作業	0	0	0	0	0	1	3	4
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	1	0	1
6 バックホウを使用する作業	4	0	0	2	0	4	3	13
7 トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	0	1	1
8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
届出件数合計	37	2	1	9	2	77	54	182

水・大気環境課調べ

(2) 振動

特定施設作業の種類	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市 (中核市)	いわき市 (中核市)	合計
1 くい打機を使用する作業	8	0	2	1	0	15	3	29
2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
4 プレーカーを使用する作業	24	1	1	7	2	60	42	137
届出件数合計	32	1	3	8	2	75	45	166

水・大気環境課調べ

105 平成4年中央公害対策審議会中間答申及び平成7年中央環境審議会答申において示された許容限度設定目標値

(単位:デシベル)

自動車の種類別		許容限度設定目標値			施行年		
		加速	定常	近接			
大型車	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	全輪駆動車、トラック及びクレーン車	82	83	99	平成13年	
		トラック	81	82	99	平成13年	
		バス	81	82	99	平成10年	
中型車	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	全輪駆動車	81	80	98	平成13年	
		全輪駆動車以外	トラック	80	79	98	平成13年
			バス	80	79	98	平成12年
小型車	車両総重量が3.5t以下のもの	軽自動車以外	車両総重量が1.7tを超えるもの	76	74	97	平成12年
			車両総重量が1.7t以下のもの	76	74	97	平成11年
		軽自動車	ボンネット型のもの	76	74	97	平成11年
			キャブオーバー型(ボンネット型以外)のもの	76	74	97	平成12年
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	乗車定員6人超えのもの	76	72	96 (100)	平成11年	
		乗車定員6人以下のもの	76	72	96 (100)	平成10年	
二輪自動車	小型二輪自動車	排気量0.250lを超えるもの	73	72	94	平成13年	
	軽二輪自動車	排気量0.125lを超え、0.250l以下のもの	73	71	94	平成10年	
第一種原動機付自転車	第二種原動機付自転車	排気量0.050lを超え、0.125l以下のもの	71	68	90	平成13年	
	第一種原動機付自転車	排気量0.050l以下のもの	71	65	84	平成10年	

(注) 1 ()はリアエンジン車を示す。

2 施行年が平成10年の車種については平成8年12月20日、平成11年の車種については平成9年12月12日、平成12年の車種については平成10年12月8日、平成13年の車種については平成12年2月21日にそれぞれ告示された。

106 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分 昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌日の6時)
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

資料-102に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

- (注) 1 車線とは、1縦列の自動車(2輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。
- 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。)等を表します。
- 3 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離により特定される範囲です。
- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートルまでの範囲
 - ・2車線を超える車線を有する道路 20メートルまでの範囲
- 4 区分の区域について
- (1) a区域 専ら住居の用に供される区域
 - (2) b区域 主として住居の用に供される区域
 - (3) c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

107 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分 昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～7時)
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

(注) 区域の区分は資料-101と同じです。

108 福島空港周辺の騒音測定結果(平成19年度)

測定地点	測定時期	離着陸機数 (機/週)	騒音の測定結果 (単位 WECPNL)	年間平均値 (単位 WECPNL)	環境基準値 (単位 WECPNL)
須賀川市雨田地区	春季	9	55	58	75以下
	夏季	6	55		
	秋季	14	61		
	冬季	23	57		
玉川村小高地区	春季	65	65	65	
	夏季	86	66		
	秋季	72	66		
	冬季	59	64		
玉川村川辺地区	春季	41	62	65	
	夏季	75	66		
	秋季	66	65		
	冬季	57	64		
石川町中野地区	春季	50	61	61	
	夏季	56	59		
	秋季	53	61		
	冬季	72	62		

- (注) 1 離着陸機数は、各測定地点において航空機騒音と判断された音から推定した機数です。
- 2 騒音の測定結果は、1日ごとのWECPNL値をパワー平均したものです。

109 県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜営業騒音の規制概要

区域の区分	規制内容 音響機器の使用禁止時間帯	音量規制	
		時間帯	基準値(デシベル)
A 区域	午後11時から	午後10時から	45
B 区域	翌日の午前6時まで	翌日の午前6時まで	55

(注) 1 A区域:原則として第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、準住居地域及びこれに準ずる地域

B区域:原則として近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域

2 深夜騒音規制地域を有する市町村(平成20年3月31日現在)

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、川俣町、本宮市、鏡石町、会津坂下町、西郷村、泉崎村、矢吹町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、三春町、小野町及び富岡町
(計26市町村)

110 県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機の使用基準

項目	区分	移動放送 (車両搭載)	移動放送以外 (街頭など)	航空機からの放送
1 騒音のレベル等		音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	地上1.2mの高さで、音量の測定値の最大から3個のピーク値の算術平均値が70デシベル以下
2 使用時間		午前7時から午後7時まで	左に同じ	午前9時から午後5時まで(日曜、祝日は午前10時から)
3 使用場所等		幅員5m以上の道路	<ul style="list-style-type: none"> 幅員5m以上の道路 拡声機の中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から10m以内 拡声機の設置高さは地上10m未満 	
4 放送時間		1地点における1回の連続放送時間は10分を越えないこと。	1回の連続放送時間は1時間を超えないものとし、かつ、使用時間1時間につき15分以上の休止時間を置くこと。	同一地域の上空における巡回は、2回以内とすること。
5 放送禁止場所		学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	

111 うつくしまの音30景

No.	音の名称	市町村名	季節・時期	分類
1	吾妻修験道の不動滝にしみいるエゾハルゼミの声	福島市町庭坂字神ノ森	6月上旬～7月中旬	昆虫
2	二本松のちょうちん祭り・祭囃子	二本松市旧市内	10月4日～6日	祭
3	霊山太鼓	霊山町内	8月	祭
4	和紙の里 上川崎「紙を漉く音」	二本松市安達町上川崎字本仏谷	冬期間	産業・文化
5	県民の森の野鳥のさえずり	大玉村県民の森	通年	鳥
6	如宝寺のイボナシの鐘の音	郡山市堂前町	通年、朝6時・夕5時	鐘
7	古寺山松並木の松籟	須賀川市上小山田字古寺	初冬～早春	植物
8	二岐溪谷溪流の音	天栄村湯本字二俣	一年中	溪流
9	東野清流のせせらぎの音	玉川村四辻新田字東野	通年	川
10	古殿八幡神社「流鏝馬」と「笠懸」の駒が駆けゆく蹄の音	古殿町古殿八幡神社	10月第二土曜日	祭
11	三春の盆太鼓	三春町内全域	8月15日～16日	祭
12	東堂山の鐘の音	小野町東堂山	通年、朝5時50分頃	鐘
13	入水鍾乳洞の地下水の滝の音	田村市滝根町菅谷字東釜山 地内	通年	滝
14	鳥峠の小鳥のさえずり	泉崎村鳥峠	通年、特に春から夏	鳥
15	久慈川の清流とカジカガエルの鳴き声	塙町台宿字下川原	晩夏～夏	両生類
16	喜多方市の清流に生息するセキレイのさえずり	喜多方市内押切川、濁川、田付川	春～秋	鳥
17	裏磐梯の山鳴らしの葉音	北塩原村檜原字小野川原	初夏～初秋	植物
18	磐越西線一ノ戸橋梁の列車の通過する音	喜多方市山都町木曾地内	通年	産業・文化
19	猪苗代湖の白鳥の鳴き声	猪苗代町白鳥ヶ浜、長浜、三城、湯浜、志田浜	12月～翌3月	鳥
20	圓蔵寺と奥之院の夕暮れに沈む鐘の音	柳津町本庁9区、阿久津	通年、日暮れ前	鐘
21	祇園祭 大屋台のかけごえ	南会津町田島	7月22日～23日	祭
22	前沢ふるさと公園の水車とパツタリが杵をつく音	南会津町前沢ふるさと公園	冬期(覆雪時)を除く常時	産業・文化
23	尾瀬「三条ノ滝」の瀑布音	檜枝岐村燧ヶ岳	5月～11月	滝
24	恵みの森にざわめくブナの葉音	只見町布沢恵みの森	通年	植物
25	相馬野馬追 法螺貝の音	南相馬市内・相馬市内	7月23日～25日	祭
26	平伏沼のモリアオガエルの鳴き声	川内村平伏沼	6月中旬～7月上旬	両生類
27	大堀相馬焼貫入音	浪江町大堀地区	通年	産業・文化
28	じゃんがら念仏踊りの音	いわき市内	8月13日～15日	産業・文化
29	薄磯海岸の潮騒とかもめの鳴き声	いわき市薄磯海岸	通年	海
30	豊間海岸の鳴き砂の音	いわき市豊間海岸	通年	海

(参考)

「環境省選定音風景100選」(3件)

- 福島市小鳥の森(福島市)
- 大内宿の自然用水(下郷町)
- からむし織のはた音(昭和村)

「環境省選定かおり風景100選」(2件)

- 須賀川牡丹園の牡丹焚火(須賀川市)
- 郡山の高柴デコ屋敷(郡山市)

112 悪臭防止法に基づく規制対象物質

物質名	分子式	臭いの質	主な発生源	臭気強度に対応する濃度			排出口における規制基準	排出水中における規制基準
				2.5	3.0	3.5		
アンモニア	NH_3	し尿臭	畜産、化製場、し尿処理	1	2	5	有	
メチルメルカプタン	CH_3SH	腐った玉ねぎ臭	パルプ製造業、化製場	0.002	0.004	0.01		有
硫化水素	H_2S	腐った卵臭	畜産、化製場、し尿処理	0.02	0.06	0.2	有	有
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツ臭	パルプ製造業、化製場	0.01	0.05	0.2		有
二硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}_2$	腐ったキャベツ臭	パルプ製造業、化製場	0.009	0.03	0.1		有
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚臭	畜産、水産加工場	0.005	0.02	0.07	有	
アセトアルデヒド	$\text{CH}_3\text{-CHO}$	刺激性果実臭	化学工場、たばこ製造工場	0.05	0.1	0.5		
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{-CH=CH}_2$	刺激性芳香族臭	化学工場、FRP製造工場	0.4	0.8	2		
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	酸っぱい刺激臭	油脂製造工場、染色工場	0.03	0.07	0.2		
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗くさい臭い	畜産、化製場、でん粉工場	0.001	0.002	0.006		
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下臭	畜産、化製場、でん粉工場	0.0009	0.002	0.004		
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	むれた靴下臭	畜産、化製場、でん粉工場	0.001	0.004	0.01		
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	10	30	60	有	
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	1	2	5	有	
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	3	7	20	有	
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)$	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	1	3	6	有	
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	0.9	4	20	有	
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.05	0.1	0.5	有	
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.009	0.03	0.08	有	
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.02	0.07	0.2	有	
ノルマルバレルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.009	0.02	0.05	有	
イソバレルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.03	0.006	0.01	有	

(注) 「臭気強度に対応する濃度」の欄の単位はppm。
臭気強度は、次の6段階臭気強度法による表示を用いました。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 0: 無臭 | 3: 楽に感知できる臭い |
| 1: やつと感知できる臭い(検知閾値濃度) | 4: 強い臭い |
| 2: 何の臭いかわかる弱い臭い(認知閾値濃度) | 5: 強烈な臭い |

113 県内の悪臭防止法による悪臭の規制

(1) 規制地域の区域区分

区域の区分	あ て は め 地 域
A 区 域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域
B 区 域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域
C 区 域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要がある地域

(2) 規制地域の指定状況(最終改正:平成19年1月告示、同年同月施行)

区 分	市町村数	市 町 村 名
A、B、Cの3区域を指定	26	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、会津美里町、矢吹町、石川町、広野町、富岡町、双葉町、浪江町、西郷村、玉川村
A、Bの2区域を指定	4	浅川町、古殿町、泉崎村、鮫川村
Bの1区域を指定	1	平田村
合 計	31	(12市14町5村)

(3) 規制基準の指定状況(最終改正:平成8年4月告示、同年同月施行)

特定悪臭物質名	A区域	B区域	C区域	特定悪臭物質名	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	トルエン	10	30	60
硫化水素	0.02	0.06	0.2	キシレン	1	2	5
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	酢酸エチル	3	7	20
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	メチルイソブチルケトン	1	3	6
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	イソブタノール	0.9	4	20
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
スチレン	0.4	0.8	2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01

(注) 1 アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド及びイソバレールアルデヒドについては、この表のほか排出口に係る規制基準も設定しています。

2 メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルについては、この表のほか排出水中における規制基準も設定しています。

114 県悪臭防止対策指針に基づく基準

(平成10年9月施行)

区域の区分	工場等の敷地境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		5m~30m	30m~50m	50m以上
第1種区域	10	28	30	33
第2種区域	15	33	35	38
第3種区域	18	36	38	41

(注) 1 表中の数値の単位は、臭気指数です。

・臭気指数 = $10 \times \log x$

x (臭気濃度): 三点比較式臭袋法で求めたパネルの悪臭判定最大希釈倍率。

2 第1種区域とは、悪臭防止法に基づくA区域並びに都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域をいいます。

3 第2種区域とは、悪臭防止法に基づくB区域並びに都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域をいいます。

4 第3種区域とは、悪臭防止法に基づくC区域並びに都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域をいいます。

5 工場等の排出口における基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用されません。

115 環境汚染を伴う事故の発生件数の推移

	大気汚染					水質汚濁					悪臭					合計				
	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19
県北地方振興局						8	7	7	6	10						8	7	7	6	10
県中地方振興局						2	2	1	3	3						2	2	1	3	3
県南地方振興局						2	1	1	2	1						2	1	1	2	1
会津地方振興局						2	1	3	3	3						2	1	3	3	3
南会津地方振興局							1	3		1							1	3		1
相双地方振興局							3	3	2	4							3	3	2	4
いわき市							2										2			
郡山市						3	1		4	5						3	1			5
計	0	0	0	0	0	17	18	18	20	27	0	0	0	0	0	17	18	18	16	27

水・大気環境課調べ

116 公害防止管理者等選任届出の状況

(平成20年3月31日現在)

項目 業種	選任特定工場	公害防止統括者	主任管理者	公害防止管理者															
				合計	大気関係				水質関係				騒音関係	振動関係	特定粉じん関係	一般粉じん関係	ダイオキシン類関係		
					計	第1種	第2種	第3種	第4種	計	第1種	第2種						第3種	第4種
製造業	423	372	32	657	209	37	18	37	117	230	30	146	15	39	39	30	0	133	16
電気供給業	7	7	3	12	5	0	0	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	4	0
ガス供給業	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熱供給業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	431	380	35	670	215	37	18	42	118	233	33	146	15	39	39	30	0	137	16

水・大気環境課調べ

公害対策関係

117 工場立地件数

業種	区分	平成18年1月～12月			平成19年1月～12月		
		特定工場	その他工場	計	特定工場	その他工場	計
食料品		1	2	3	3	3	6
飲料		-	-	0	1	-	1
繊維工業		-	1	1	-	-	0
衣服		-	-	0	-	-	0
木材・木製品		-	4	4	-	-	0
家具・装備品		-	-	0	-	-	0
パルプ・紙		-	1	1	2	1	3
印刷		1	2	3	-	-	0
化学工業		5	-	5	9	1	10
石油・石炭		-	-	0	-	-	0
プラスチック		6	6	12	5	4	9
ゴム		1	-	1	-	1	1
皮革		-	1	1	-	-	0
窯業・土石		6	3	9	3	3	6
鉄鋼		-	-	0	-	2	2
非鉄金属		3	1	4	-	2	2
金属		3	7	10	3	7	10
一般機械		4	8	12	11	7	18
電気機械		5	2	7	2	6	8
情報通信機械		3	2	5	2	-	2
電子部品・デバイス		5	3	8	6	-	6
輸送用機械		7	5	12	7	2	9
精密機械		2	2	4	2	3	5
その他		1	-	1	-	2	2
計		53	50	103	56	44	100

(注) 1 特定工場 (敷地面積 9,000㎡以上、又は建築面積 3,000㎡以上) 企業立地課調べ

2 その他工場 (敷地面積 1,000㎡以上9,000㎡未満)

118 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度	種類	典型7公害							小計	典型以外公害	合計	前年比 %
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染				
苦情件数	平成15年度	151	76	107	17	148	0	1	500	107	607	△11.8
	平成16年度	206	86	150	11	159	0	1	613	111	724	19.3
	平成17年度	180	77	129	8	181	0	4	579	90	669	△7.3
	平成18年度	150	99	132	12	154	1	1	549	82	631	△5.7
	平成19年度	172	70	145	13	175	0	2	577	120	697	10.5
構成比 %	平成15年度	24.9	12.5	17.6	2.8	24.4	0.0	0.2	82.4	17.6	100	
	平成16年度	28.5	11.9	20.7	1.5	22.0	0.0	0.1	84.7	15.3	100	
	平成17年度	26.9	11.5	19.3	1.2	27.1	0.0	0.6	86.5	13.5	100	
	平成18年度	23.8	15.7	20.9	1.9	24.4	0.2	0.2	87.0	13.0	100	
	平成19年度	24.7	10.0	20.8	1.9	25.1	0.0	0.3	82.8	17.2	100	

水・大気環境課調べ

119 公害の発生源別苦情件数(平成19年度)

	典型7公害								典型7 公害以 外	合計	構成比 (%)
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計			
農業	5	5	-	1	-	-	11	22	1	23	5.9
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
漁業	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	0.3
鉱業	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	0.3
建設業	27	1	-	50	4	-	11	93	2	95	24.3
製造業	43	12	-	28	4	-	49	136	5	141	36.1
電機・ガス・ 熱供給・水道業	-	1	-	-	-	-	-	1	1	2	0.5
情報通信業	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	0.3
運輸業	5	2	-	3	2	-	2	14	1	15	3.8
卸売・小売業	4	3	-	4	1	-	6	18	3	21	5.4
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
不動産業	-	-	-	1	-	-	3	4	2	6	1.5
飲食店・宿泊業	1	9	-	10	-	-	2	22	1	23	5.9
医療・福祉	-	1	-	1	-	-	1	3	-	3	0.8
教育・学習支援	-	-	-	3	-	-	1	4	-	4	1.0
複合サービス事業	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	0.3
サービス業	10	7	-	22	-	-	11	50	2	52	13.3
公務	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	0.5
分類不能の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
合計	96	41	1	125	11	-	98	372	19	391	100.0

※「個人」を発生源とするものを除く。

水・大気環境課調べ

120 典型7公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数の推移

区域	都市計画法による都市計画区域											小 計	区都 市 域 計 外 面
	住居 地域	地 近 隣 商 業 地 域	商 業 地 域	地 商 業 地 域 計 系	地 準 工 業 地 域	工 業 地 域	地 工 業 専 用 地 域	地 工 業 地 域 計 系	調 整 街 地 域 化	区 所 の 他 の 地 域			
苦 情 件 数	平成15年度	188	16	39	55	47	49	8	104	79	34	460	40
	平成16年度	242	19	39	58	49	44	18	111	92	75	578	35
	平成17年度	237	17	38	55	41	46	17	104	89	32	517	62
	平成18年度	224	23	23	46	34	58	13	105	68	30	473	76
	平成19年度	221	16	34	50	44	48	20	112	75	24	482	95
構 成 比 %	平成15年度	37.6	3.2	7.8	11.0	9.4	9.8	1.6	20.8	15.8	6.8	92.0	8.0
	平成16年度	39.5	3.1	6.4	9.5	8.0	7.2	2.9	18.1	15.0	12.2	94.3	5.7
	平成17年度	40.9	2.9	6.6	9.5	7.1	7.9	2.9	17.9	15.4	5.5	89.2	10.7
	平成18年度	40.8	4.2	4.2	8.4	6.2	10.6	2.4	19.2	12.4	5.5	86.3	13.8
	平成19年度	38.3	2.8	5.9	8.7	7.6	8.3	3.5	19.4	13.0	4.2	83.5	16.5

水・大気環境課調べ

121 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度	種類	健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	典型7公害の苦情件数
	苦情件数	平成15年度	2	5	10	437	46
平成16年度		1	19	10	537	46	613
平成17年度		3	8	13	522	33	579
平成18年度		3	11	9	492	34	549
平成19年度		2	7	7	535	26	577
構成比 %	平成15年度	0.4	1.0	2.0	87.4	9.2	100
	平成16年度	0.2	3.1	1.6	87.6	7.5	100
	平成17年度	0.5	1.4	2.2	90.2	5.7	100
	平成18年度	0.6	2.0	1.6	89.6	6.2	100
	平成19年度	0.3	1.2	1.2	92.7	4.5	100

水・大気環境課調べ

122 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

年度	件数								構成比 (%)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
平成15年度	53	181	75	96	5	33	164	607	8.7	29.8	12.4	15.8	0.8	5.4	27.0	100
平成16年度	53	217	90	95	3	56	210	724	7.3	30.0	12.4	13.1	0.4	7.7	29.0	100
平成17年度	76	231	46	76	16	44	180	669	11.4	34.5	6.9	11.4	2.4	6.6	26.9	100
平成18年度	53	220	48	93	24	51	142	631	8.4	34.9	7.6	14.7	3.8	8.1	22.5	100
平成19年度	49	227	34	107	16	98	166	697	7.0	32.6	4.9	15.4	2.3	14.1	23.8	100

水・大気環境課調べ

123 公害苦情処理係属件数の推移

年度	区分 公害苦情処理係属件数 (A)=(B)+(C)-(E)	受理件数		処理件数				処理率 (D)÷(A)×100(%)
		新規直接受理件数 (B)	前年度から繰越 (C)	直接処理 (D)	他へ移送 (E)	翌年度へ繰越 (F)	その他 (G)	
平成15年度	647	607	51	598	11	44	5	92.4
平成16年度	737	724	29	672	16	29	36	91.2
平成17年度	688	669	27	615	8	44	29	89.4
平成18年度	660	631	40	607	11	40	13	91.6
平成19年度	713	697	25	647	9	47	31	90.7

水・大気環境課調べ

(注) 1 (H)欄の「その他」の主なもの、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

2 前年度の(G)欄の「翌年度へ繰越」と翌年度の(D)欄の「前年度からの繰越」の件数の差は、繰越で処理していたが、その後の苦情が発生しないため既に解決したこととして取り扱うものなどがあるからです。

124 市町村別公害苦情件数(平成19年度)

市町村名		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	7公害以外	合計
県北	福島市	1	15		20			9		(0) 45
	二本松市							2		(0) 2
	桑折町								1	(0) 1
	大玉村								1	(0) 1
小計		(0) 1	(0) 15	(0) 0	(0) 20	(0) 0	(0) 0	(0) 11	(0) 2	(0) 49
県中	郡山市	57	2		54	4		31	48	(0) 196
	須賀川市	(1) 6	3		4	4		5	(1) 1	(2) 23
	田村市	1								(0) 1
	鏡石町				1			2		(0) 3
	天栄村							1		(0) 1
	小野町		(1)							(1) 0
小計		(1) 64	(1) 5	(0) 0	(0) 59	(0) 8	(0) 0	(0) 39	(1) 49	(3) 224
県南	白河市	1	3		2	1		2	1	(0) 10
	西郷村	2	1		1			1		(0) 5
	中島村							(1)		(1) 0
	矢吹町				1			2	13	(0) 16
	矢祭町	(1)								(1) 0
	塙町				1					(0) 1
小計		(1) 3	(0) 4	(0) 0	(0) 5	(0) 1	(0) 0	(1) 5	(0) 14	(2) 32
会津	会津若松市	(1) 24	(2) 10		16			36	15	(3) 101
	喜多方市		(1)							(1) 0
	猪苗代町		(1)							(1) 0
	会津坂下町							(1)		(1) 0
小計		(1) 24	(4) 10	(0) 0	(0) 16	(0) 0	(0) 0	(1) 36	(0) 15	(6) 101
南会津	下郷町		(1)							(1) 0
	只見町	(1)						(1)		(2) 0
	南会津町	(5) 4	(1) 2	1						(6) 7
小計		(6) 4	(2) 2	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 0	(0) 0	(9) 7
	相馬市	1	2		7			3		(0) 13
	南相馬市	4	10		12	1		18	35	(0) 80
	浪江町	1						(2) 2		(0) 3
小計		(0) 6	(0) 12	(0) 0	(0) 19	(0) 1	(0) 0	(2) 23	(0) 35	(2) 96
いわき市		61	15	1	26	3		57	3	(0) 166
計		(9) 163	(7) 63	(0) 2	(0) 145	(0) 13	(0) 0	(5) 171	(1) 118	(22) 675

水・大気環境課調べ

- (注) 1 ()は各地方振興局で受け付けた件数です。
 2 苦情がなかった市町村は掲載していません。

【い】

一酸化炭素 (CO) 炭素又は炭素化合物の不完全燃焼などにより発生する。一酸化炭素は血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。

一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類している。一般廃棄物とは産業廃棄物以外のすべての廃棄物であると定義されているが、具体的には、し尿や家庭から排出される生ごみ、粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどを指している。

【お】

汚水処理人口普及率 下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合のことをいう。

【か】

環境基準 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の環境上の条件について健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、国が定めたもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

【こ】

公害 環境基本法では「公害」を次のとおり規定している。

「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘探のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。」

これらの7公害を通常「典型7公害」と呼んでいる。

国立公園/国定公園 国立公園は、自然公園法に基づき、「保護」及び「利用」を目的として、優れた自然の風景地のうち、特に我が国を代表する火山景観、山岳景観、海岸景観などの傑出した地域について、国により指定される。

国定公園は、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定し都道府県が管理する公園である。

国立公園や国定公園などの自然公園は、優れた自然の風景地及びその環境を保全するとともに、自然観察や野外レクリエーション等の自然とふれあう場として重要な役割を果たしている。

【さ】

最終処分場 廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立又は海洋投入処分により環境中に放出される。最終処分は陸上埋立が原則とされており、処分の大部分は陸上埋立により行われ

ている。最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、コンクリート製の仕切りで公共の水域及び地下水と完全に遮断される構造の遮断型処分場、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類等の産業廃棄物の飛散及び流出を防止する構造の安定型処分場、一般廃棄物及び遮断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物の浸出液による汚染を防止する構造の管理型処分場の三つのタイプに分けられる。

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定された20種類の廃棄物をいう。

【し】

COD (化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示す。単位はmg/lで表される。

自然環境保全地域 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域、動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湿原等の区域など、良好な自然環境を有する一定の要件を満たす地域で環境大臣が自然環境保全法に基づき指定した地域をいう。

都道府県においても、条例に基づき、周辺の自然的社会的諸条件から見て当該自然環境を保全することが特に必要なものを、都道府県自然環境保全地域として指定することができる。

【そ】

総量規制 大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、ばい煙等の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法で、地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準より厳しい基準が設けられる。

【た】

ダイオキシン類 有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、物の燃焼過程等で非意図的に生成される。ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い2,3,7,8-TCDFについては、人に対する発がん性が確認されている。

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような工程で非意図的に生成され、ごみの焼却による燃焼工程等の他、金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生する。また、森林火災、火山活動など自然界でも発生する。

【ち】

窒素酸化物 (NOx) 物が燃える際に、空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物 (NOx) が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素 (NO) が発生し、その後さらに酸化されて安定な二酸化窒素 (NO₂)

となる。通常、この一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) とを合わせて窒素酸化物 (NO_x) と呼ぶ。窒素酸化物は、それ自身が人の健康に影響を与えるほか、紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

【と】

デシベル (dB) 音の強さを示す音圧レベルの単位。人間の耳の感覚は刺激の強さに比例して反応せず、刺激の強度の対数に比例するので、音の強さや音圧の尺度として対数を用い、その基準の値として最小可聴値をとったものを音圧レベルや音の強さのレベルを表す。振動についてもデシベルが用いられる。

TEQ (毒性等量) ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンを基準として換算した量のこと。

【と】

土壌汚染 土壌汚染には、汚染物質が直接土壌に混入する場合と、大気汚染や水質汚濁を通じ間接的に土壌を汚染する場合がある。土壌汚染は一旦生じると農作物や地下水等に長期にわたり影響する蓄積性があり、改善は非常に困難になる。また、有機塩素化合物等による土壌汚染は、地下水汚染につながることも多く、水質汚濁の問題と密接に関わっている。

トリクロロエチレン 有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれている。常温では液体で蒸発しやすく、様々な有機物質を溶かす力が強いので、油分や繊維製品のよごれを溶かす目的で、工場や事業所などで広く使用されてきた。しかし、トリクロロエチレンは、環境中で分解されにくい化学物質で、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、動物実験では、がんを引き起こす恐れのある物質であることがわかってきた。また近年、トリクロロエチレンによる地下水汚染が、各地域で顕在化している。

【な】

内分泌攪乱化学物質 (環境ホルモン) ホルモン類似作用を持ち、生体内に取り込まれて内分泌系に影響を及ぼすことにより、生態に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質である。

【に】

二酸化硫黄 (SO₂) 石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分 (S) が燃焼により、空気中の酸素 (O₂) と化合したものをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるといわれている。

二酸化炭素 (CO₂) 有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や醗酵によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

二酸化窒素 (NO₂) 主に重油、ガソリンなどの燃焼時に生じる一酸化窒素 (NO) がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒素を長い間吸入した場合は、咳や痰が出るなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間の内に鼻や喉さらには胸の痛み、呼吸が困難になることもある。また、酸

性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

【は】

ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質を総称してばい煙という。ばいじんとは、ボイラーや電気炉などから発生するすすなどの粒子状の物質を言い、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

【ひ】

pH (水素イオン濃度指数) 水の酸性とアルカリ性の度合いを示す指数であり、中性の水は pH7 で、7 より小さいものは酸性、7 より大きいものはアルカリ性という。通常の淡水は pH7 前後で、海水はややアルカリ性で pH8 前後である。

BOD (生物化学的要求量) Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示す。

非メタン炭化水素 光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗装や印刷などの溶剤の使用や貯蔵施設、自動車などである。

【ふ】

浮遊粒子状物質 大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが 10 μm (マイクロメートル: 1mm の 1000 分の 1) 以下のものをいう。工場での物の粉碎時や自動車の走行から発生するほか、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

浮遊物質 (懸濁物質) (SS) 水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度 (濁りの程度を示す指標)・BOD・COD が高くなる原因になる。

【よ】

溶存酸素 (DO) 水中に溶けている酸素量を mg/l で表したものであり、数値が大きいほど水中の酸素量も多い。溶存酸素は水域の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。

【れ】

レッドデータブック 野生動植物の中から絶滅のおそれのある種をリストアップし、これらの分布、生息状況などを明らかにしたデータ集。国際的には国際自然保護連合 (IUCN) が、世界的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その現状を明らかにした資料として作成している。(1966 年初版発行)。その本の表紙が赤色であったため、以後、こうした内容を持つ資料集がレッドデータブックと呼ばれるようになった。国内では、環境庁が動物のレッドデータブックを、また、(財)日本自然保護協会と(財)世界自然保護基金 (WWF) 日本委員会が植物のレッドデータブックを作成している。

レッドリスト 絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。レッドリストに掲載された種について生

息状況等を取りまとめ、編さんしたものがレッドデータブックである。レッドリストは生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したもので、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的とするものである。

【重さの単位】

kg (キログラム)	10^3 g
g (グラム)	
mg (ミリグラム)	10^{-3} g (千分の1グラム)
μ g (マイクログラム)	10^{-6} g (100万分の1グラム)
ng (ナノグラム)	10^{-9} g (10億分の1グラム)
pg (ピコグラム)	10^{-12} g (1兆分の1グラム)

【濃度の単位】

ppm (parts per million)

100万分の1を1 ppm という。

大気汚染物質の場合は、 1 m^3 中の 1 cm^3 のガス容量を表している。なお、大気中の炭化水素類については、炭素原子数で換算した ppmc で表す。

ppb (parts per billion)

10億分の1を1 ppb と表している。

1 ppm の1000分の1を表している。

ppt (parts per trillion)

1兆分の1を1 ppt と表している。

1 ppb の1000分の1を表している。